

(表紙)

第2期久喜市子ども・子育て支援事業計画 (案)



久 喜 市
令和2年3月
(策定予定)

(表紙裏)

(挨拶文)

(挨拶文裏)

目 次

第1章 計画の策定趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
5 計画の対象	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 久喜市の位置・地勢・沿革	5
2 人口と世帯の状況	6
3 就業の状況	10
4 子どもの状況	12
5 子どもの貧困の状況	15
6 アンケート調査結果の概要	19
7 教育・保育事業の状況	56
8 久喜市の子ども・子育てをめぐる課題	64
第3章 計画の基本的な考え方	66
1 計画の基本理念	66
2 計画の基本方針	67
3 計画の基本目標	68
4 計画の体系図	70
第4章 量の見込みと確保の方策	71
1 子ども・子育て支援制度について	71
2 子ども・子育て支援制度の事業体系	71
3 教育・保育提供区域の設定	74
4 児童数の将来推計	76
5 幼児教育・保育等の推進に関する体制の確保	77
6 教育・保育等の円滑な利用に係る取組	77
基本目標1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実	78
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	98
基本目標2 子どもが主役の環境づくり	98
基本目標3 保護者の子育てを支援する環境づくり	104
基本目標4 社会全体で子育てを支援する環境づくり	110
基本目標5 子どもの安全・安心を見守る環境づくり	113

第6章 子どもの貧困対策	115
1 子どもの貧困対策の背景	115
2 子どもの貧困に関する久喜市の現状と課題	116
3 子どもの貧困対策を推進する視点	120
4 施策展開	122
基本目標6 子どもの貧困対策を推進する環境づくり	123
第7章 計画の推進体制	133
1 進捗状況の点検・公表	133
資料編	134

第1章 計画の策定趣旨

1 計画策定の背景

我が国の合計特殊出生率^{※1}は昭和42年以降減少し続け、平成元年にはそれまでの最低水準であった1.58を下回る1.57を記録し、その後も減少傾向はとどまることなく少子化は進行しています。平成30年の合計特殊出生率は1.42となっており、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のこと）で、我が国では概ね2.07程度）を大きく下回っています。

また、近年は核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。

平成24年には、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」^{※2}が制定されました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本市では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、「子育てをみんなで支え、すべての子どもが健やかに成長できるまちづくり」を基本理念として、平成27年3月に「久喜市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、様々な子育て支援の取組を行ってきました。

その後も全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化など、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となって、さらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

また、国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、貧困の状況にある子どもが健やかに育つことのできる環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目指しています。

こうした流れを踏まえ、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、子どもの貧困対策など、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期久喜市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

※1 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に産む子どもの平均的な数。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計して算出する。

※2 子ども・子育て関連3法：幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律のこと。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの时限立法でしたが、一般事業主行動計画^{※3}のさらなる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなります、策定は任意となります。

そのため、本市では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとします。

(3) 子どもの貧困対策推進計画を包含した計画

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同法第4条に地方公共団体は子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ地域の状況に応じた施策を策定し、実施に努めるよう規定されました。また、令和元年9月に改正施行された同法第9条において、市町村は子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとすると規定されました。

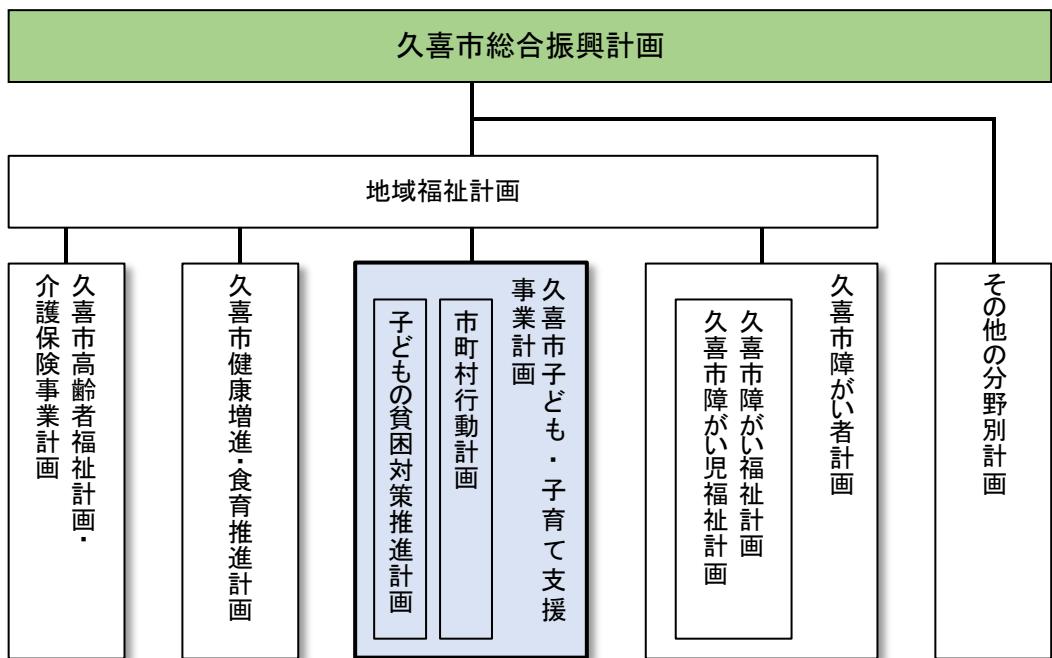
そのため、本市では、「子どもの貧困対策推進計画」の内容を本計画に位置付け、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

なお、本市では、子育て世帯の生活状況、経済状況、支援ニーズ等を把握し、子育てしやすい環境づくりと子どもたちの健全育成を図るための施策を検討していくため、平成30年12月に「子どもの生活実態調査」を実施しました。

※3 一般事業主行動計画：事業者が、従業員の仕事と子育ての両立等を図るために、雇用環境、多様な労働条件の整備などに取り組むための対策及びその実施時期を定める計画。

(4) 久喜市の子ども・子育てに係る総合計画

本計画は、市のまちづくりの基本となる「久喜市総合振興計画」を上位計画として、ほかの関連する計画と整合性を持たせた、子ども・子育てに係る総合計画として策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年を期間とします。

ただし、国や埼玉県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
久喜市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期久喜市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) 久喜市児童福祉審議会

本計画の策定にあたって、専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、児童福祉・教育・保育所の関係者、学識経験者、子どもの保護者、さらには公募による市民で組織する「久喜市児童福祉審議会」を開催し、計画内容について審議しました。

(2) 久喜市子ども・子育て支援庁内推進会議

計画内容を実務的に検討するため、「久喜市子ども・子育て支援庁内推進会議」において、計画内容を検討しました。

(3) 子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定にあたって、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握するために、市内の就学前児童の保護者 3,000 人、小学校 1、2 年生の保護者 1,000 人を住民基本台帳から無作為抽出し、平成 31 年 1 月 11 日から平成 31 年 1 月 31 日まで、アンケート調査を実施しました。

(4) 子どもの生活実態調査

子育て世帯の生活状況、経済状況、支援ニーズ等を把握し、子育てしやすい環境づくりと、子どもたちの健全育成を図るための施策を検討していく基礎資料とするために、市内の①小学校 5 年生及び中学校 2 年生の保護者 2,436 人、②小学校 5 年生及び中学校 2 年生の全児童・生徒 2,436 人、③18 歳未満の子どもがいる公的援助（児童扶養手当、生活保護）受給世帯の保護者（小学校 5 年生及び中学校 2 年生の児童・生徒がいる世帯を除く）707 人を対象に平成 30 年 12 月 3 日から平成 30 年 12 月 17 日まで、アンケート調査を実施しました。あわせて、子どもに接する機会が多い関係機関の支援者 82 人を対象に、アンケート調査を実施しました。

(5) 市民意見提出制度（パブリック・コメント）

「久喜市児童福祉審議会」で審議された計画案を、令和元年 12 月 7 日から令和 2 年 1 月 6 日まで、市のホームページ等で公表し、広く市民の方々から意見を募集しました。

募集にあたっては、「広報くき」等で市民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施について周知しました。

5 計画の対象

本計画は、すべての子どもと子育て家庭、関係するすべての人々や機関等を対象としています。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 久喜市の位置・地勢・沿革

本市は、埼玉県東北部にあり、東京都心まで 50 km 圈に位置しています。こうした地理的特性を生かして、合併前の 1 市 3 町は良好な居住空間を有する都市として発展するとともに、それぞれの特色を生かしたまちづくりを行ってきました。平成の大合併が進む中、平成 22 年 3 月 23 日、久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町の合併により、人口 157,038 人を有する新たな久喜市が誕生しました。市の東は幸手市及び茨城県五霞町、南には杉戸町、宮代町、白岡市及び蓮田市、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市にそれぞれ接しています。

市内には、南北方向に久喜インターチェンジを擁す東北縦貫自動車道、国道 4 号、122 号が縦断し、東西方向に白岡菖蒲インターチェンジを擁す首都圏中央連絡自動車道及び国道 125 号が横断しています。また、鉄道は、JR 宇都宮線、東武伊勢崎線、東武日光線が縦断し、5 つの駅を擁しております、広域的な交通利便性に恵まれています。



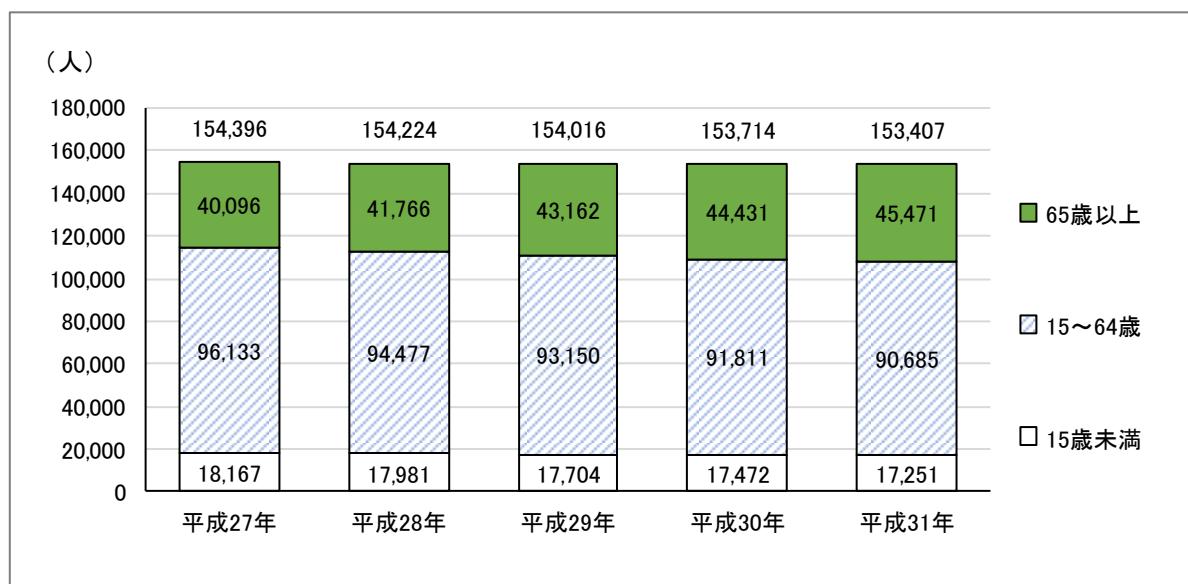
2 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、平成31年4月1日現在、153,407人となっています。平成27年からの推移は、緩やかな減少傾向で推移しており、5年間で989人の減少となっています。

年齢3区分別の人口は、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15~64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口は減少しています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



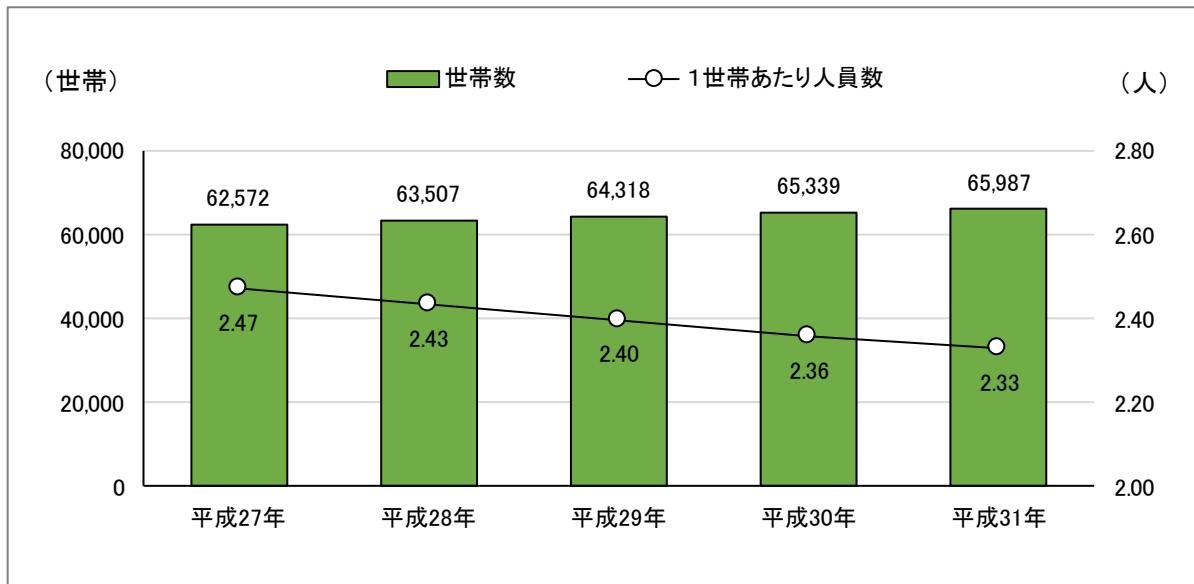
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
15歳未満	18,167	17,981	17,704	17,472	17,251
15~64歳	96,133	94,477	93,150	91,811	90,685
65歳以上	40,096	41,766	43,162	44,431	45,471
合計	154,396	154,224	154,016	153,714	153,407

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 世帯数の推移

本市の世帯数は、平成31年1月1日現在、65,987世帯となっています。平成27年からの推移は、年々増加しており、この5年間で3,415世帯が増加している一方で、総人口が減少していることから、一世帯あたりの人員数は減少しています。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



	(単位:世帯、人)				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
世帯数	62,572	63,507	64,318	65,339	65,987
1世帯あたり人員数	2.47	2.43	2.40	2.36	2.33

資料:埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

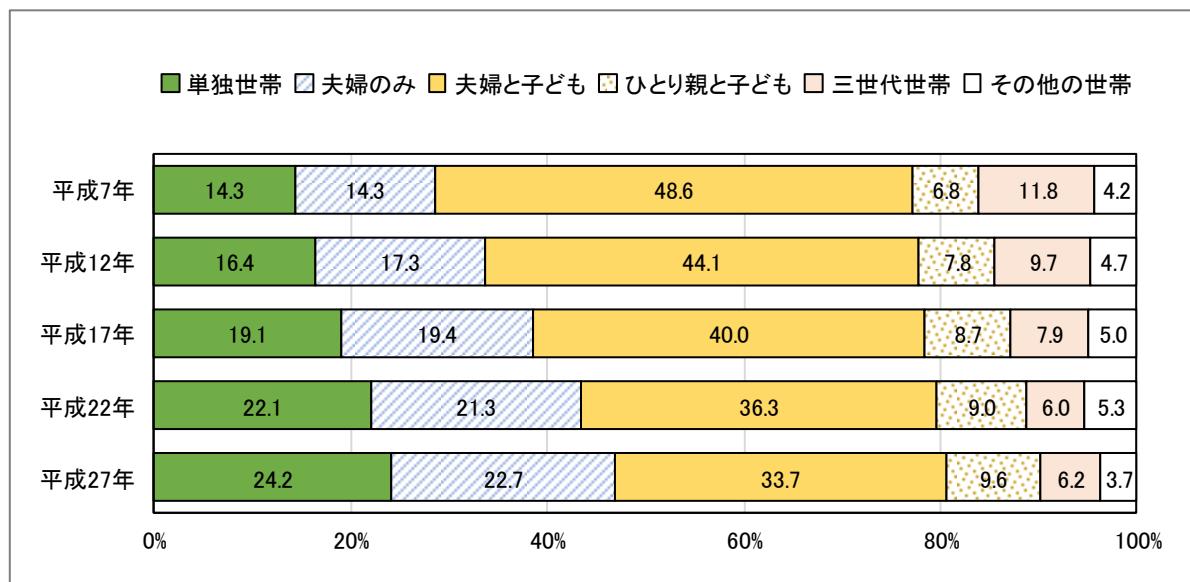
(3) 世帯類型等の推移

本市の世帯類型による世帯数の推移については、単独世帯、核家族世帯は増加傾向となっています。三世代世帯は、平成7年から平成22年は減少傾向となっていましたが、平成27年には増加しています。

また、核家族世帯の内訳は、夫婦と子どもから成る世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもから成る世帯が増加しています。

さらに、18歳未満の親族のいる世帯については、減少傾向となっています。

■世帯類型別の構成比の推移



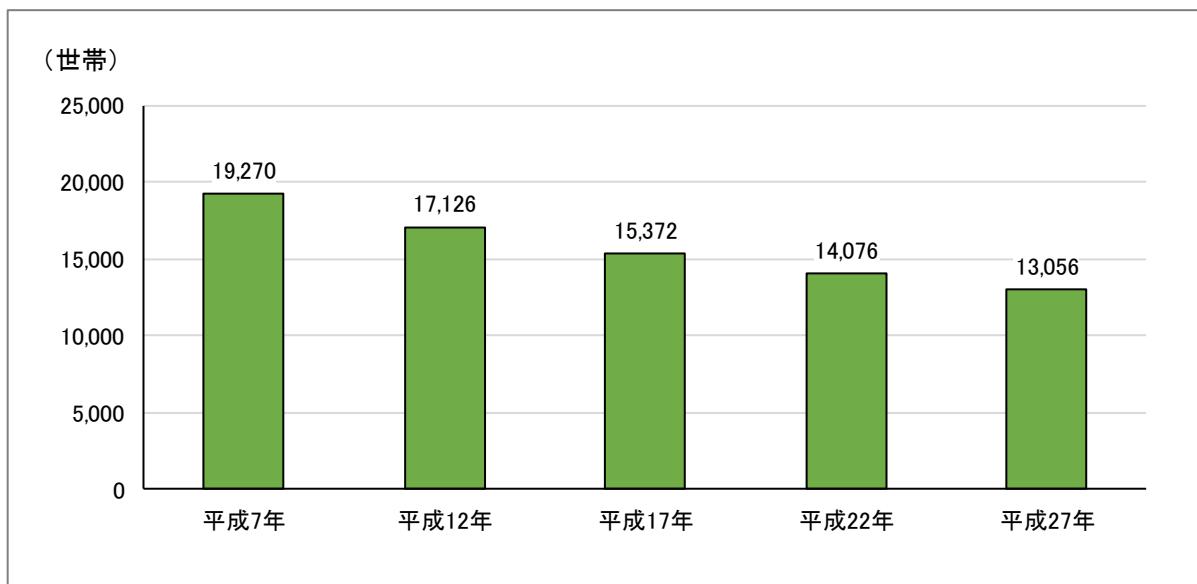
資料:国勢調査

■世帯類型の推移

	(単位:世帯)				
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
単独世帯	6,661	8,250	10,245	12,645	14,289
核家族世帯	32,418	34,859	36,596	38,051	38,935
夫婦のみ	6,637	8,691	10,446	12,157	13,386
夫婦と子ども	22,597	22,233	21,490	20,735	19,873
ひとり親と子ども	3,184	3,935	4,660	5,159	5,676
三世代世帯	5,502	4,874	4,261	3,421	3,633
その他の世帯	1,961	2,386	2,676	3,053	2,178

資料:国勢調査

■18歳未満の親族のいる世帯数の推移



(単位:世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
18歳未満親族のいる世帯	19,270	17,126	15,372	14,076	13,056

資料:国勢調査

3 就業の状況

(1) 女性の就業状況

本市の女性の就業状況は、平成22年で減少したものの、平成27年までは増加傾向となっています。

女性の5歳階級別就業率の推移は、20～24歳は横ばいで推移していますが、25～29歳、30～34歳、35～39歳では増加しています。

また、女性の年齢別労働力率では25～29歳をピークに労働力率は下がる傾向にありますが、労働力率は全体的に高まる傾向であり、女性就労特有のM字カーブ^{※4}は緩やかになっています。

■女性の就業者数の推移

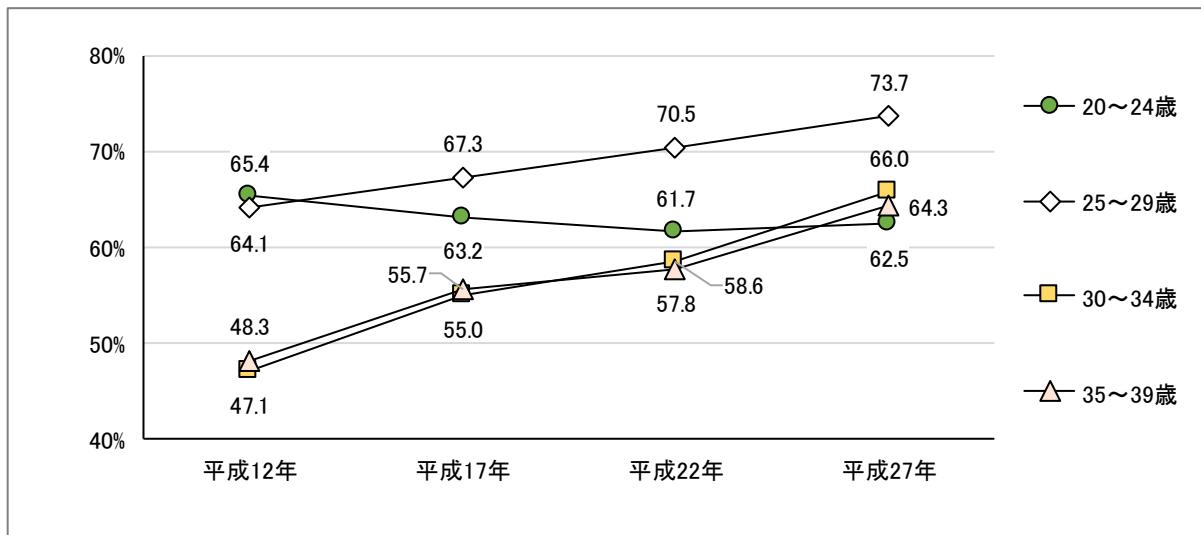
(単位:人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
15～19歳	652	592	618	531	492
20～24歳	4,210	3,443	3,024	2,494	2,274
25～29歳	2,767	3,705	3,181	3,008	2,643
30～34歳	1,871	2,184	2,984	2,753	2,694
35～39歳	2,298	2,340	2,707	3,173	3,035
40～44歳	3,769	3,030	3,006	3,137	3,814
45～49歳	4,637	4,154	3,451	3,332	3,478
50～54歳	3,304	4,486	3,970	3,302	3,439
55～59歳	2,082	2,733	3,898	3,518	3,213
60～64歳	1,146	1,355	1,802	2,872	2,837
65歳以上	1,352	1,579	1,836	2,237	3,527
合計	28,088	29,601	30,477	30,357	31,446

資料:国勢調査

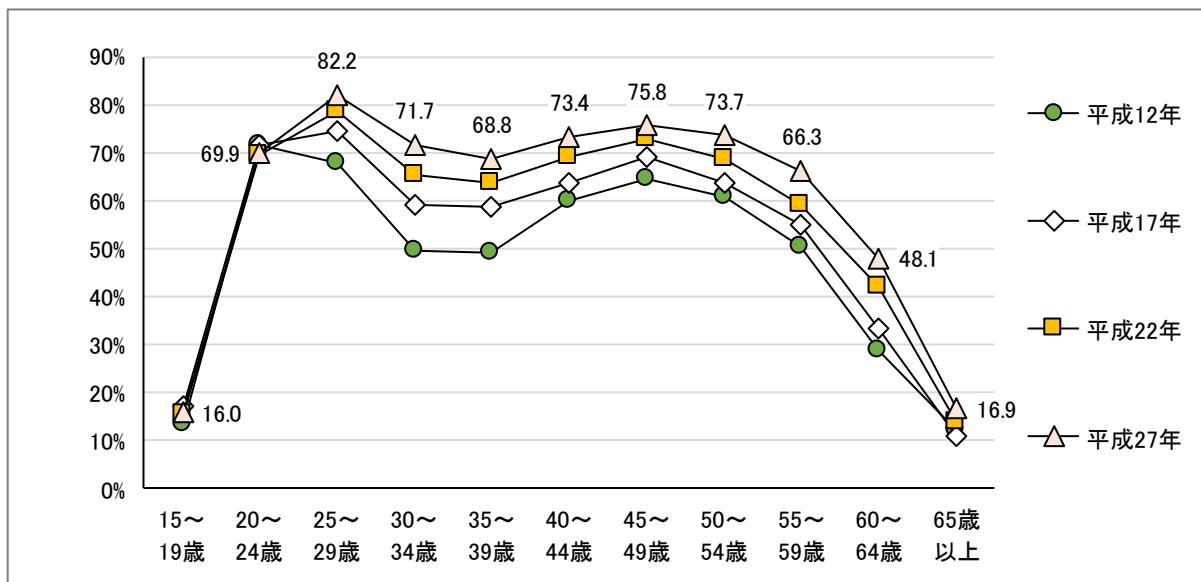
※4 M字カーブ：女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという特徴があり、その曲線がアルファベットのMの形に似ていることから、M字カーブと言われる。

■女性の5歳階級別就業率の推移



資料:国勢調査

■女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

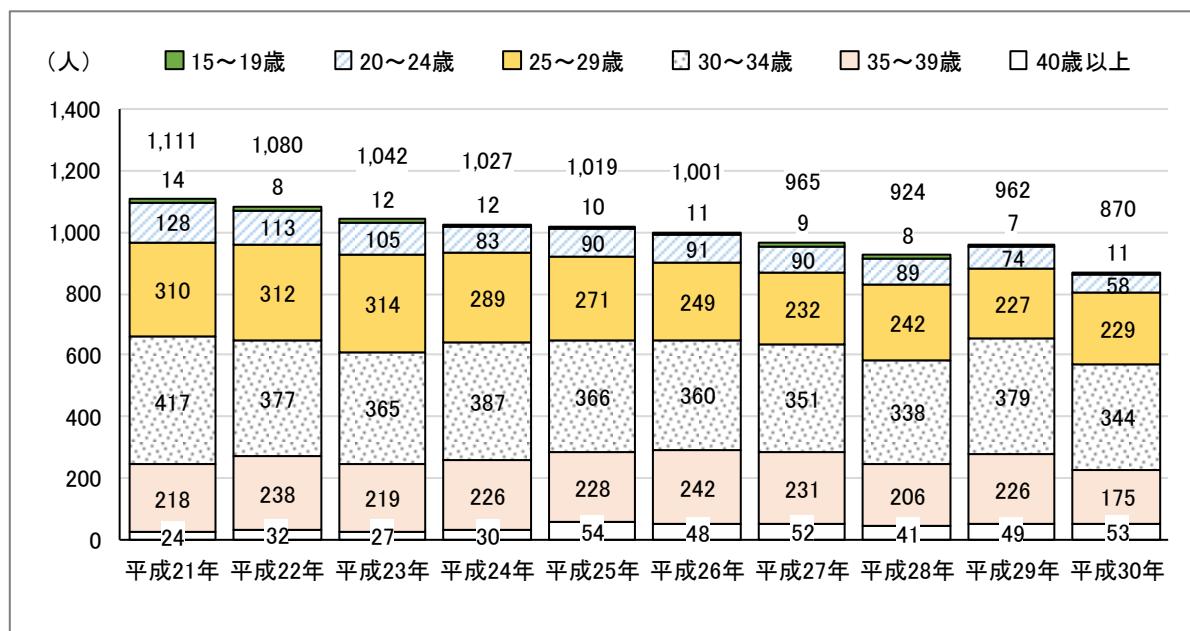
4 子どもの状況

(1) 出生数の推移

本市の出生数は、減少傾向にあり、平成29年は増加したものの、平成30年は再び減少し870人となっています。

母親の年齢別出生数をみると、30～34歳の出生数が最も多く、次いで25～29歳となっています。

■母親の年齢別出生数の推移



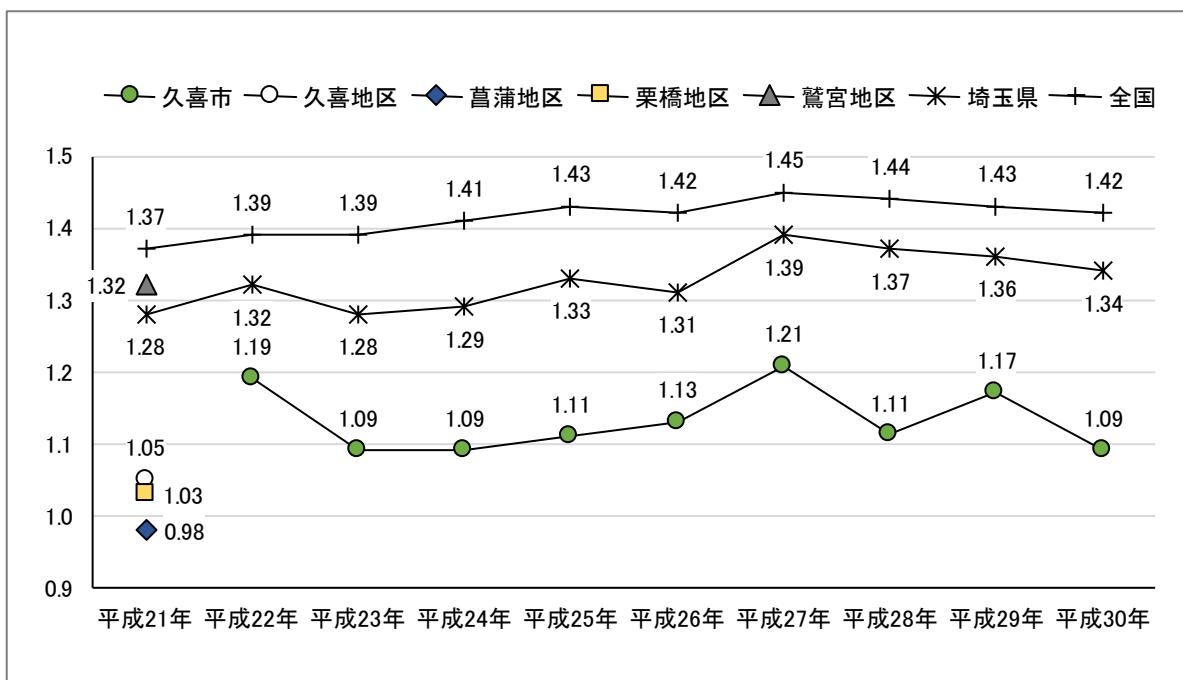
	(単位:人)										
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
15~19歳	14	8	12	12	10	11	9	8	7	11	
20~24歳	128	113	105	83	90	91	90	89	74	58	
25~29歳	310	312	314	289	271	249	232	242	227	229	
30~34歳	417	377	365	387	366	360	351	338	379	344	
35~39歳	218	238	219	226	228	242	231	206	226	175	
40歳以上	24	32	27	30	54	48	52	41	49	53	
合計	1,111	1,080	1,042	1,027	1,019	1,001	965	924	962	870	

資料:埼玉県保健統計年報

(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、ほぼ横ばいで推移しており、平成30年は1.09と全国及び埼玉県の数値を下回っています。

■合計特殊出生率の推移



	(単位:人)									
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
久喜市		1.19	1.09	1.09	1.11	1.13	1.21	1.11	1.17	1.09
久喜地区	1.05									
菖蒲地区	0.98									
栗橋地区	1.03									
鷺宮地区	1.32									
埼玉県	1.28	1.32	1.28	1.29	1.33	1.31	1.39	1.37	1.36	1.34
全国	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

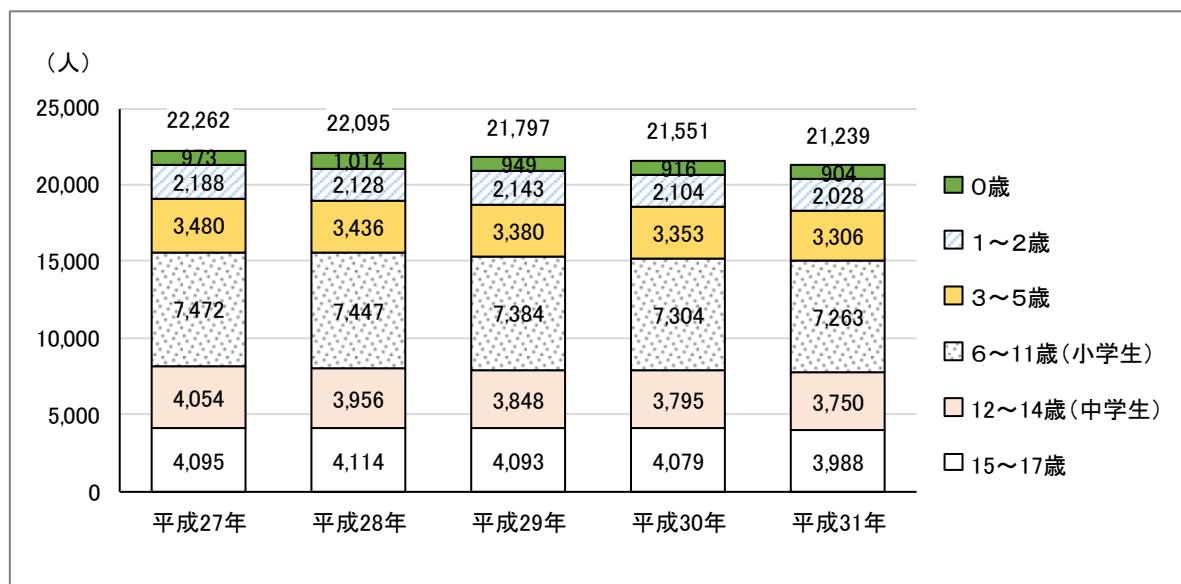
資料:埼玉県保健統計年報

(3) 児童数の推移

本市の18歳未満の児童数の推移は、全体的に減少傾向となっており、特に12~14歳の減少率(7.5%)が他の年代に比べ高くなっています。

平成31年は21,239人となっており、このうち、0~5歳の就学前児童数は6,238人、6~11歳の小学生児童数は7,263人、12~14歳の中学生児童数は3,750人、15~17歳の児童数は3,988人となっています。

■児童数の推移



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	973	1,014	949	916	904
1~2歳	2,188	2,128	2,143	2,104	2,028
3~5歳	3,480	3,436	3,380	3,353	3,306
6~11歳(小学生)	7,472	7,447	7,384	7,304	7,263
12~14歳(中学生)	4,054	3,956	3,848	3,795	3,750
15~17歳	4,095	4,114	4,093	4,079	3,988
合計	22,262	22,095	21,797	21,551	21,239

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

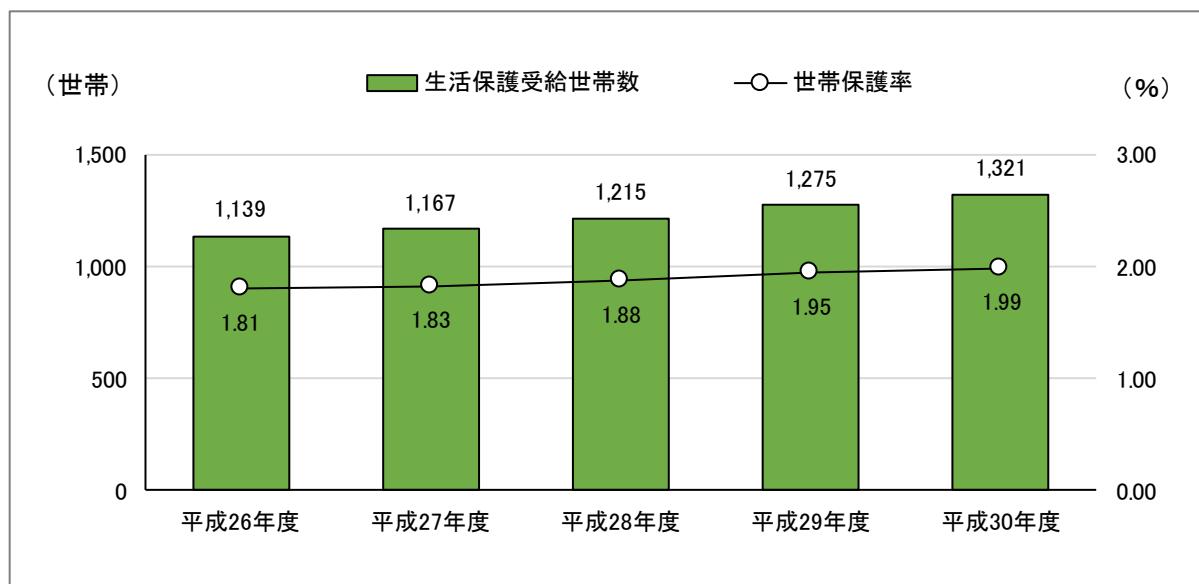
5 子どもの貧困の状況

(1) 生活保護受給世帯数及び世帯保護率の推移

本市の生活保護受給世帯数は、増加傾向となっており、平成30年度には1,321世帯で、平成26年度と比べ182世帯増加しています。

また、世帯保護率でも、同じく増加傾向となっております。

■生活保護受給世帯数及び世帯保護率の推移



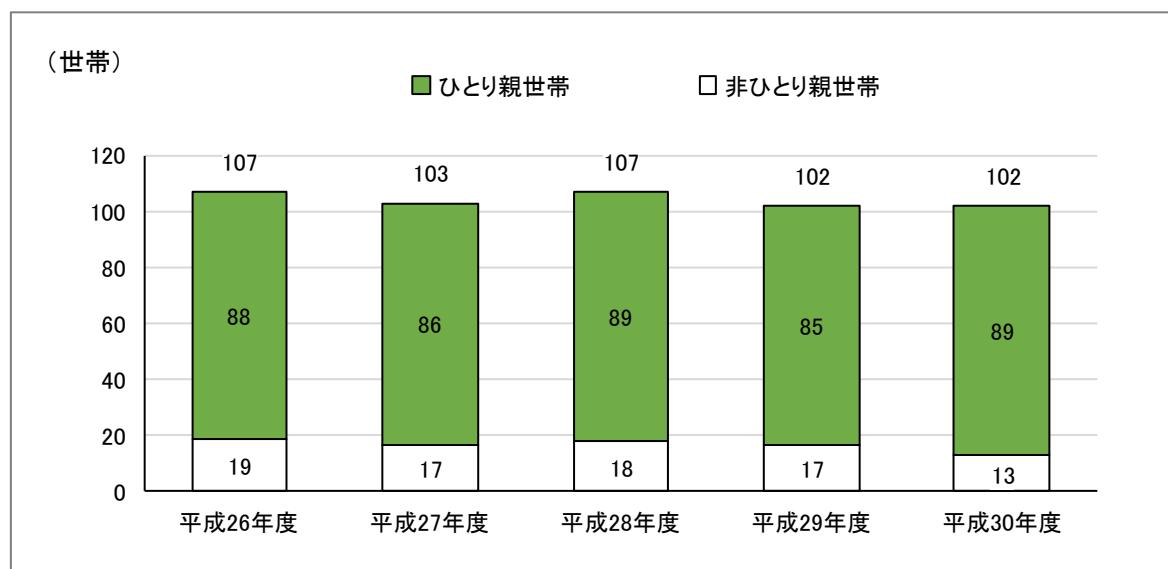
資料:久喜市(各年度末現在)

(2) 18歳未満の子どもがいる生活保護世帯数及び生活保護世帯に占める割合の推移

本市の18歳未満の子どもがいる生活保護世帯数は、平成26年度以降では102～107世帯での横ばいで推移しており、平成30年度では102世帯となっています。平成30年度の世帯の内訳では、ひとり親世帯が89世帯（構成比87.3%）、非ひとり親世帯が13世帯（構成比12.7%）と、ひとり親世帯が9割弱となっています。

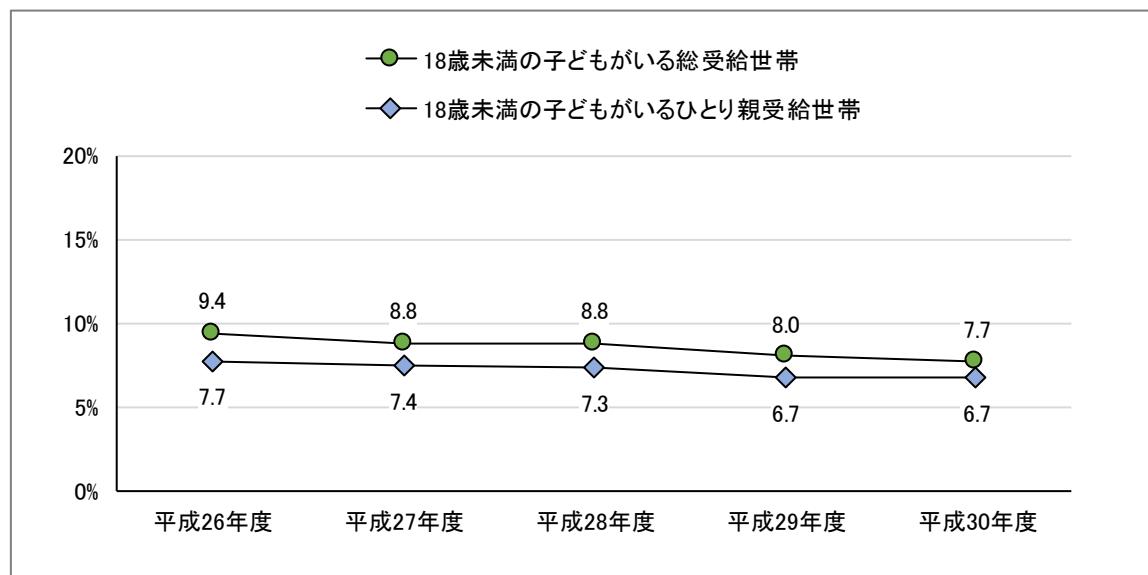
また、18歳未満の子どもがいる生活保護世帯数の生活保護世帯に占める割合では、減少傾向となっています。

■18歳未満の子どもがいる生活保護世帯数の推移



資料:久喜市

■18歳未満の子どもがいる生活保護世帯数の生活保護世帯に占める割合の推移



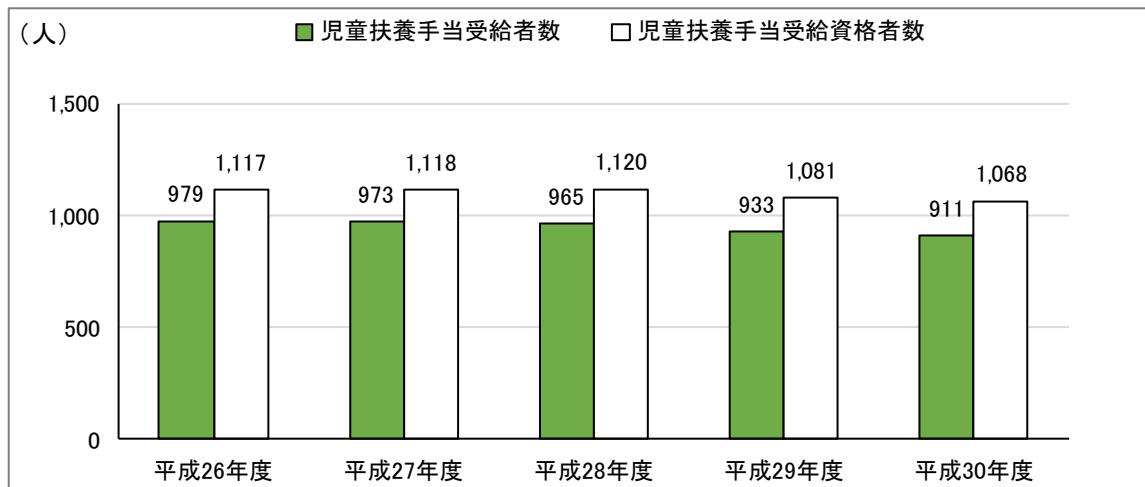
資料:久喜市

(3) 児童扶養手当受給資格者数及び児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給資格者数は、平成28年度をピークに減少しており、平成30年度では1,068人と、前年度と比べ13人の減少となっています。児童扶養手当受給者数をみると、年々減少しており、平成30年度には911人で、平成26年度と比べ68人の減少となっています。

また、児童扶養手当受給理由の内訳では、離婚が最も多く85～86%台の横ばいで推移しています。次いで、未婚が7～9%台で増加傾向となっています。

■児童扶養手当受給資格者数及び児童扶養手当受給者数の推移



資料:久喜市

■児童扶養手当受給理由の内訳の推移

		離婚	生死不明・拘禁	死亡	未婚	障害	遺棄	保護命令	混在	合計
平成26年度	受給者数(人)	844	1	13	77	3	7	0	34	979
	割合(%)	86.2	0.1	1.3	7.9	0.3	0.7	0.0	3.5	100
平成27年度	受給者数(人)	828	2	10	85	5	6	1	36	973
	割合(%)	85.1	0.2	1.0	8.7	0.5	0.6	0.1	3.7	100
平成28年度	受給者数(人)	820	2	10	86	6	6	1	34	965
	割合(%)	85.0	0.2	1.0	8.9	0.6	0.6	0.1	3.5	100
平成29年度	受給者数(人)	794	2	9	87	4	5	3	29	933
	割合(%)	85.1	0.2	1.0	9.3	0.4	0.5	0.3	3.1	100
平成30年度	受給者数(人)	775	0	10	87	4	4	3	28	911
	割合(%)	85.1	0.0	1.1	9.5	0.4	0.4	0.3	3.1	100

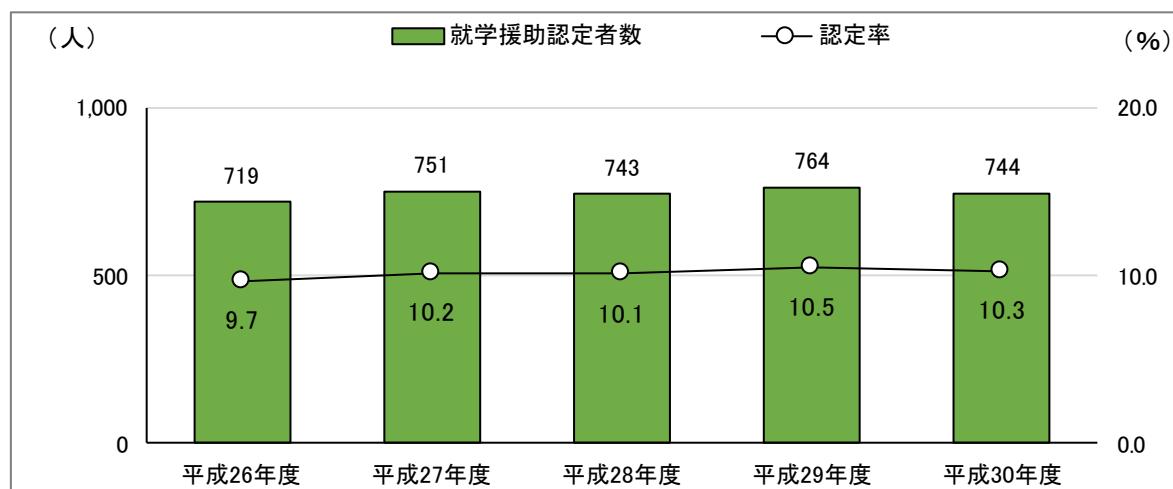
資料:久喜市

(4) 就学援助認定者数及び認定率の推移

本市の小学校の就学援助認定者数は、平成30年度には744人で、平成26年度と比べ25人増加しています。就学援助の認定率（要保護及び準要保護児童数の全児童に占める割合）をみると、10%前後の横ばいとなっています。

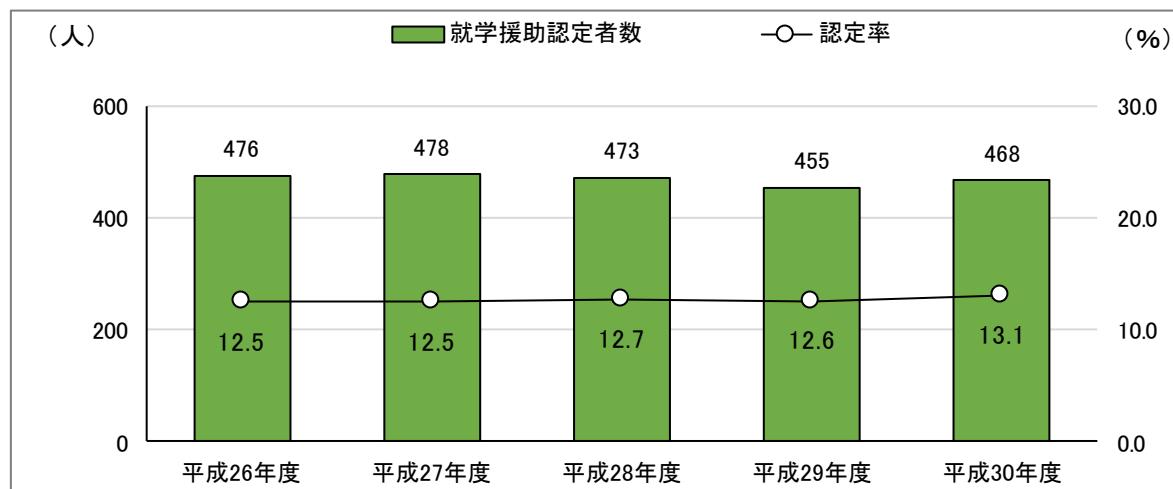
また、中学校の就学援助認定者数では、平成30年度には468人で、平成26年度と比べ8人減少しています。就学援助の認定率（要保護及び準要保護生徒数の全生徒数の占める割合）をみると、12%後半～13%前半の横ばいとなっています。

■小学校における就学援助認定者数及び認定率の推移



資料:久喜市教育委員会

■中学校における就学援助認定者数及び認定率の推移



資料:久喜市教育委員会

6 アンケート調査結果の概要

(1) 子育て支援に関するアンケート調査

・調査の目的

本調査は、「第2期久喜市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたっての基礎資料を得るため、子育てをしている家庭の子ども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業などの利用状況や利用意向、その他子育て施策全般に係るご意見、ご要望を把握することを目的として実施しました。

・実施概要

○対象地域：久喜市全域

○対象者：①就学前児童の保護者 3,000件

②小学校1・2年生の保護者 1,000件

※①②ともに平成30年12月1日時点の住民基本台帳より無作為抽出

○調査期間：平成31年1月11日～平成31年1月31日

○調査方法：郵送配布・郵送回収

・回収結果

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童の保護者	3,000件	1,900件	63.3%
②小1・2の保護者	1,000件	631件	63.1%

・アンケート調査結果の概要を見るにあたっての注意点

○図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。

○調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しています。そのため、その合計値が100%にならない場合があります。

○複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100%を超える場合があります。

○図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。

①保護者の就労状況

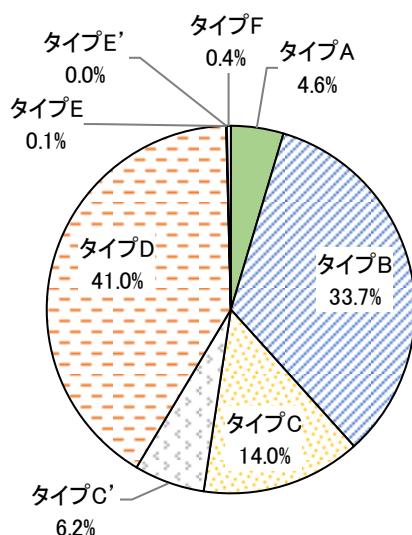
ア. 就学前児童の保護者の家庭類型

就学前児童の保護者の就労状況について、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、家庭類型を算出すると次のようにになります。

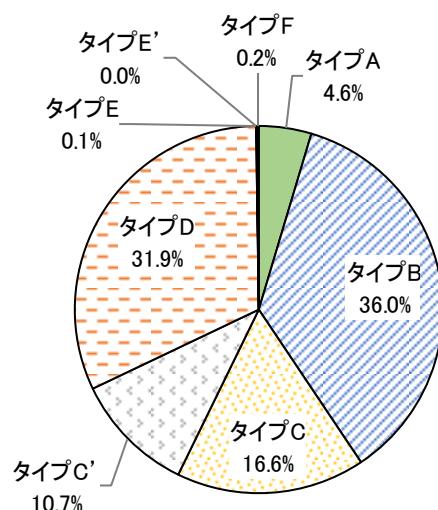
現在の家庭類型は、「タイプD」の専業主婦（夫）家庭が41.0%で最も多く、次いで、「タイプB」のフルタイムの共働き家庭が33.7%、「タイプC」のフルタイムとパートタイム（長時間）の共働き家庭が14.0%などとなっています。

母親の今後の就労希望を反映した潜在的な家庭類型^{※5}をみると、「タイプB」のフルタイムの共働き家庭、「タイプC」のフルタイムとパートタイム（長時間）の共働き家庭、「タイプC'」のフルタイムとパートタイム（短時間）の共働き家庭への移行を希望している家庭が多いことがわかります。

【現在の家庭類型(0歳～就学前家庭)】



【潜在的な家庭類型(0歳～就学前家庭)】



		現在の家庭類型		潜在的な家庭類型	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	79	4.6%	79	4.6%
タイプB	フルタイム×フルタイム	577	33.7%	616	36.0%
タイプC	フルタイム×パートタイム（長時間）	240	14.0%	284	16.6%
タイプC'	フルタイム×パートタイム（短時間）	106	6.2%	183	10.7%
タイプD	専業主婦（夫）	702	41.0%	545	31.9%
タイプE	パートタイム×パートタイム（ともに長時間）	1	0.1%	1	0.1%
タイプE'	パートタイム×パートタイム（いずれかが短時間）	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	6	0.4%	3	0.2%
全体会		1,711	100.0%	1,711	100.0%

※5 潜在的な家庭類型：今後の母親の就労希望を反映した場合の家庭類型。

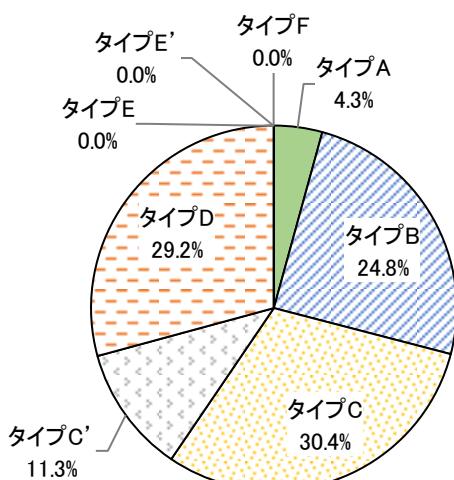
イ. 小学生の保護者の家庭類型

小学生の保護者の現在の家庭類型は、「タイプC」のフルタイムとパートタイム（長時間）の共働き家庭が30.4%で最も多く、次いで「タイプD」の専業主婦（夫）家庭が29.2%、「タイプB」のフルタイムの共働き家庭が24.8%となっています。

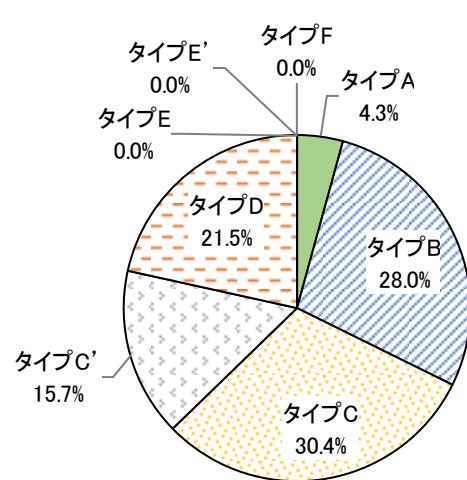
潜在的な家庭類型は、「タイプB」のフルタイムの共働き家庭、「タイプC'」のフルタイムとパートタイム（短時間）の共働き家庭への移行を希望している家庭が多いことがわかります。

また、就学前児童と比較すると、「タイプC」のフルタイムとパートタイム（長時間）の共働き家庭、「タイプC'」のフルタイムとパートタイム（短時間）の共働き家庭が多いことがわかります。

【現在の家庭類型(小学生家庭)】



【潜在的な家庭類型(小学生家庭)】



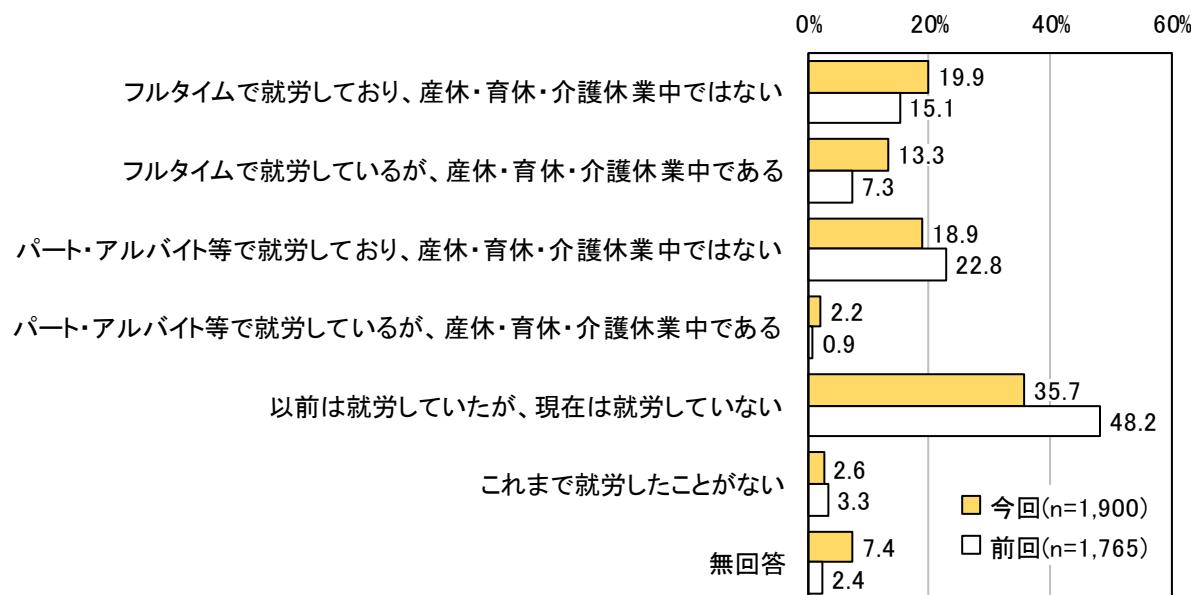
		現在の家庭類型		潜在的な家庭類型	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	25	4.3%	25	4.3%
タイプB	フルタイム×フルタイム	145	24.8%	164	28.0%
タイプC	フルタイム×パートタイム（長時間）	178	30.4%	178	30.4%
タイプC'	フルタイム×パートタイム（短時間）	66	11.3%	92	15.7%
タイプD	専業主婦（夫）	171	29.2%	126	21.5%
タイプE	パートタイム×パートタイム（ともに長時間）	0	0.0%	0	0.0%
タイプE'	パートタイム×パートタイム（いずれかが短時間）	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	0	0.0%	0	0.0%
全体		585	100.0%	585	100.0%

ウ. 母親の就労状況

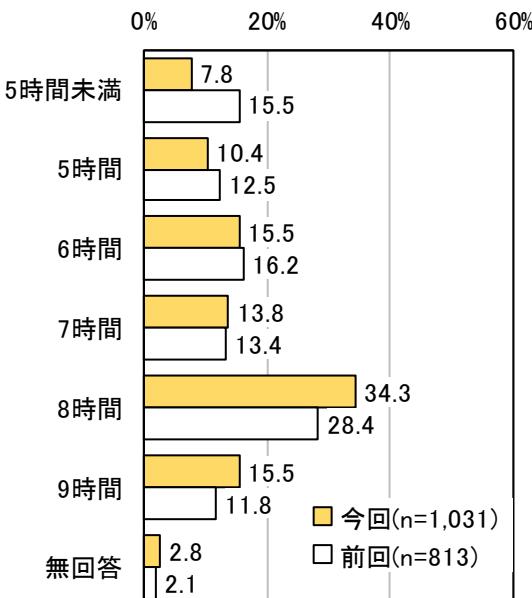
前回（平成25年度）調査時の母親の就労状況と比較すると、就労している母親（休業中含む）が8.2ポイント増加し、一方で就労していない母親（したことがないを含む）が13.2ポイント減少しており、この5年間で就労している母親が増加していることがわかります。

また、一日の就労時間を比較すると、「7時間」から「9時間」の割合が高くなっています。就労時間も5年前から長くなっていることがうかがえます。

【就労状況】



【就労時間】

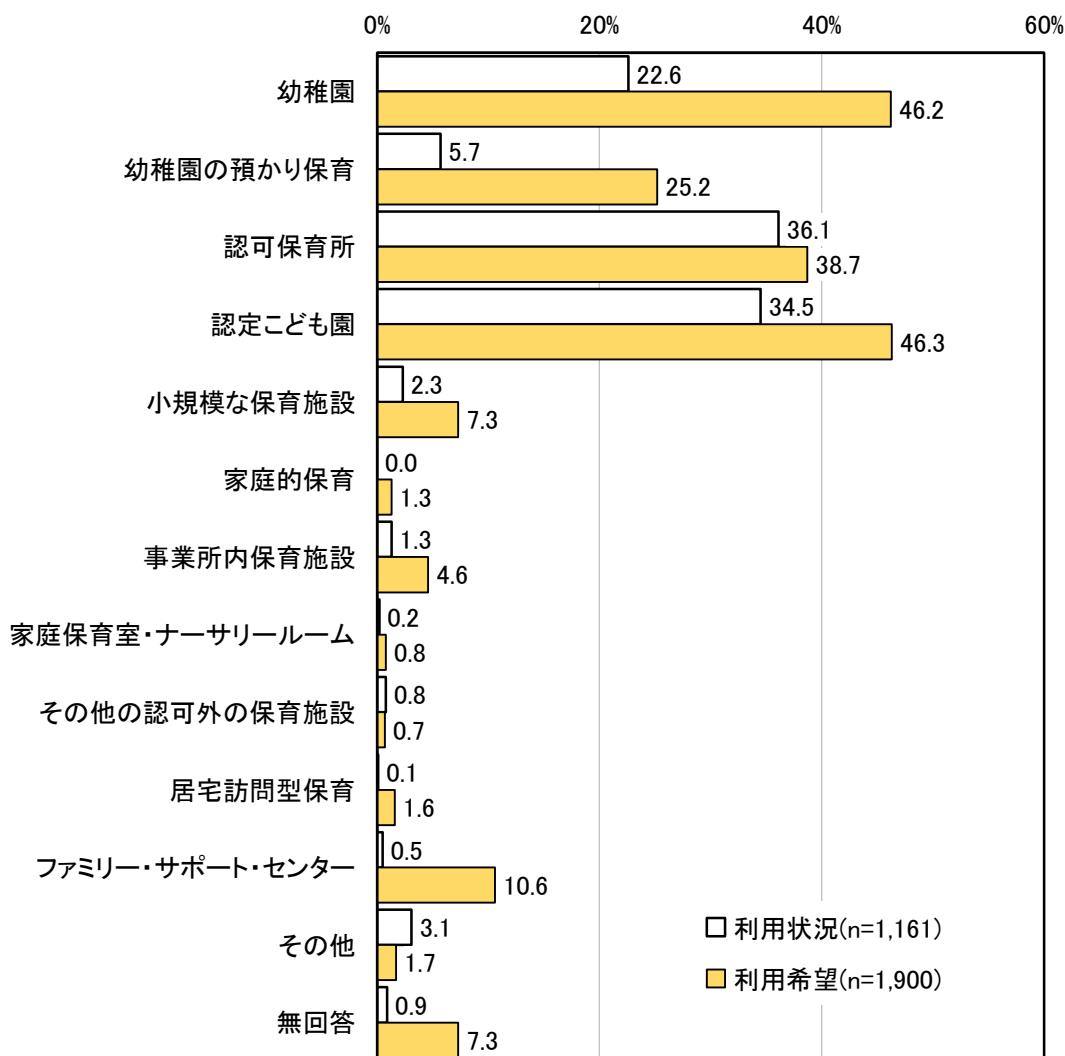


②定期的な教育・保育事業の利用

ア. 平日の利用状況と利用希望

利用している平日の定期的な教育・保育の事業は、「認可保育所」が36.1%で最も多く、次いで「認定こども園」が34.5%、「幼稚園」が22.6%となっています。

利用したい平日の定期的な教育・保育の事業は、「認定こども園」が46.3%で最も多く、次いで「幼稚園」が46.2%、「認可保育所」が38.7%、「幼稚園の預かり保育」が25.2%となっています。

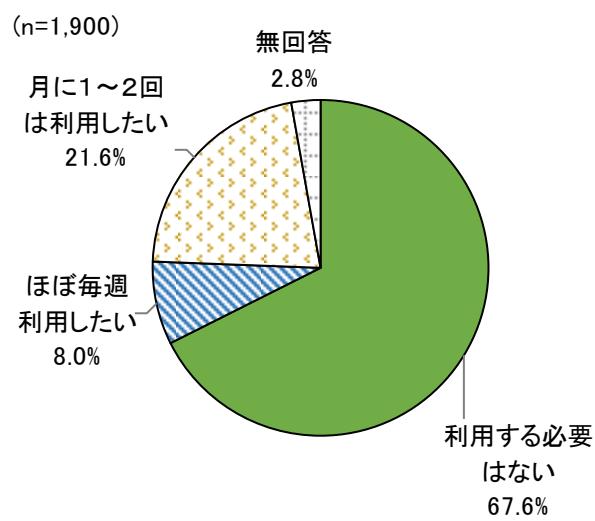


イ. 土日祝日及び長期休暇期間中の利用希望

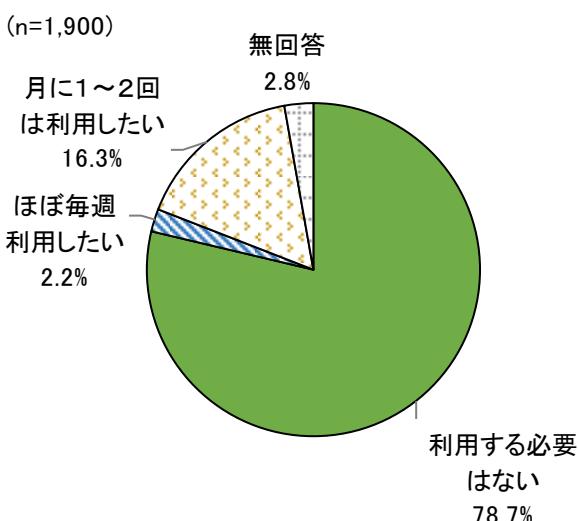
平日以外の定期的な教育・保育の事業の利用希望をみると、長期休暇期間中では「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 12.6%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が 46.2%で半数以上が利用を希望しています。

土曜日では 29.6%、日曜・祝日では 18.5%が利用を希望しています。

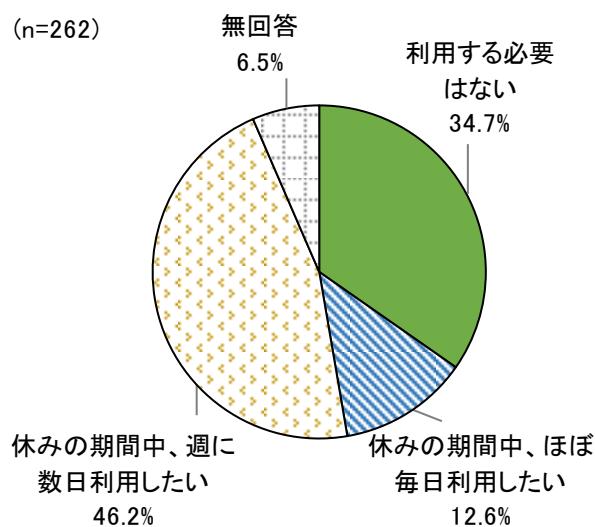
【土曜日の利用希望】



【日曜日の利用希望】



【長期休暇期間中の利用希望（幼稚園利用家庭）】

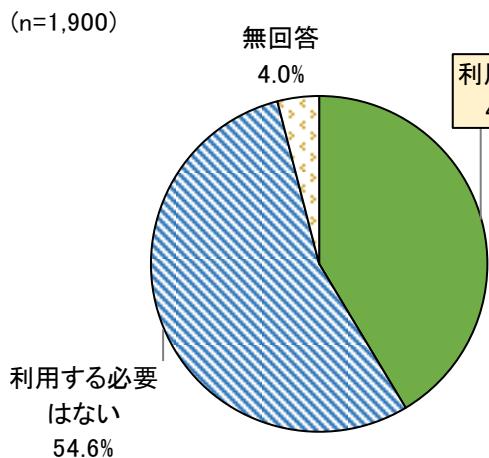


③一時保育及び病児・病後児保育の利用

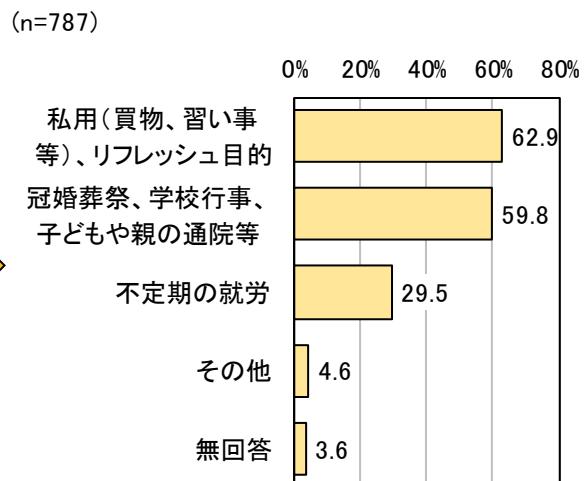
ア. 一時保育の利用希望

私用等の目的での事業の利用は、「利用したい」が 41.4%となっており、そのうち 62.9%が「私用、リフレッシュ目的」、59.8%が「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」と回答しています。

【私用等の目的での事業の利用】



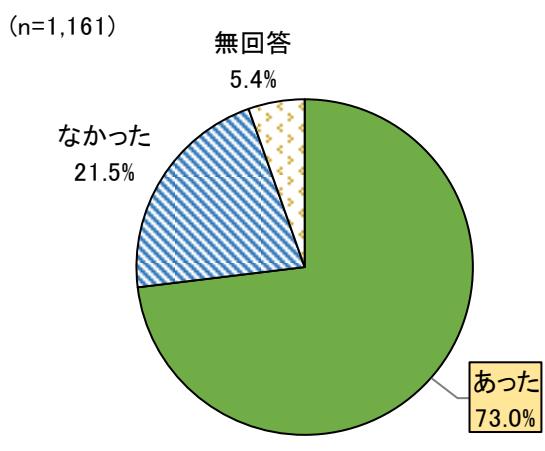
【事業の利用目的】



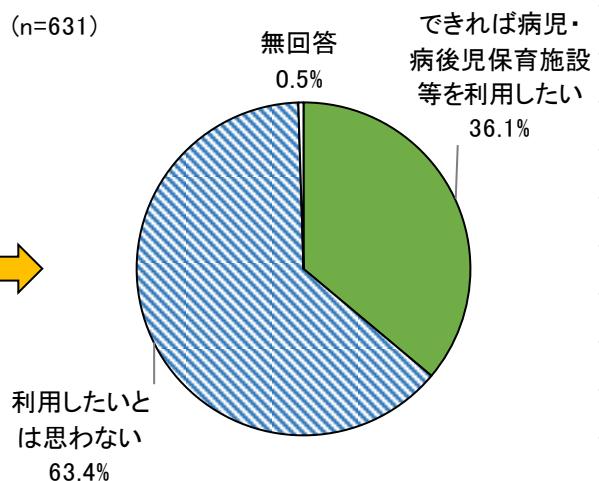
イ. 病児・病後児保育の利用希望

子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことは、「あった」が 73.0%となっており、そのうち 36.1%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答しています。

【病気やケガで事業が利用できなかったこと】



【病児・病後児保育施設等の利用希望】



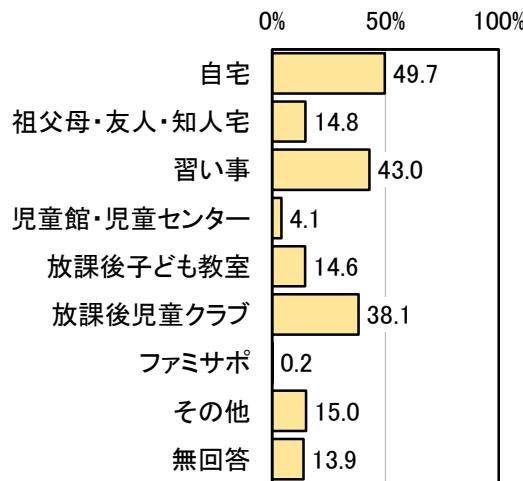
④放課後の過ごし方

ア. 希望する低学年時の放課後の過ごし方

希望する低学年時の放課後の過ごし方は、就学前児童と小学生ともに「自宅」が最も多くなっています。「放課後児童クラブ」は就学前児童で38.1%、小学生で29.2%となっています。

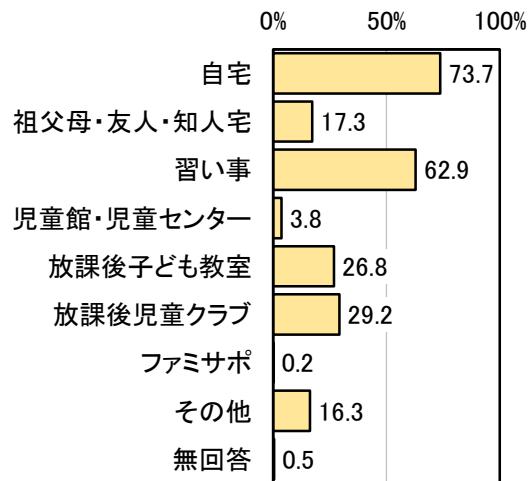
【就学前児童（5歳以上）】

(n=467)



【小学生】

(n=631)

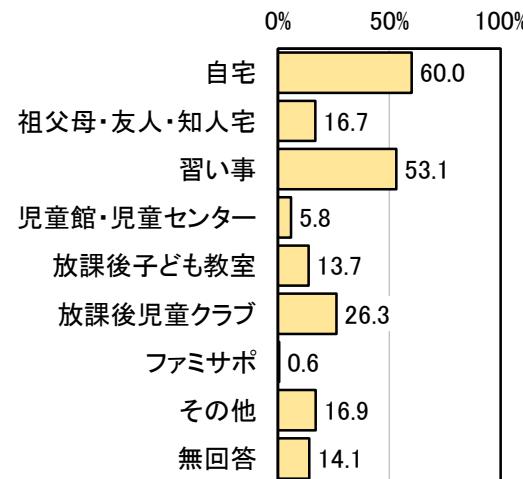


イ. 希望する高学年時の放課後の過ごし方

希望する高学年時の放課後の過ごし方においても、「自宅」が最も多くなっています。また、「習い事」が「自宅」に次いで多くなっており、「放課後児童クラブ」は20%台となっています。

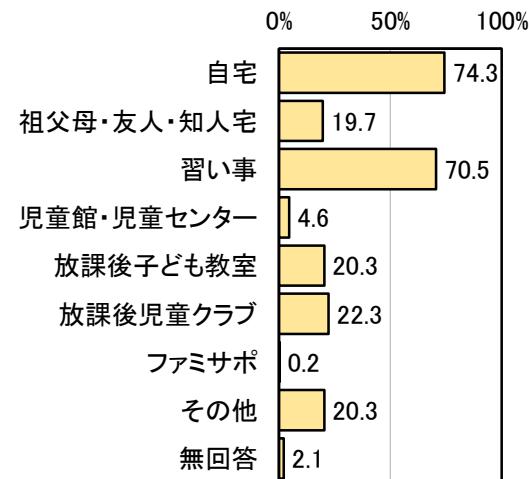
【就学前児童（5歳以上）】

(n=467)



【小学生】

(n=631)

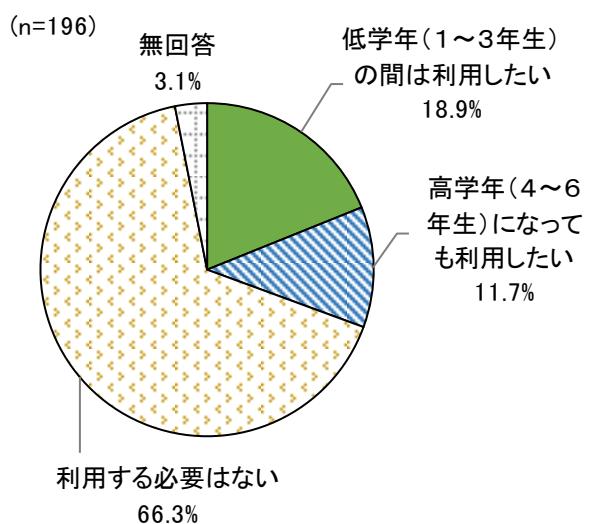


ウ. 土日祝日及び長期休暇期間中の利用希望

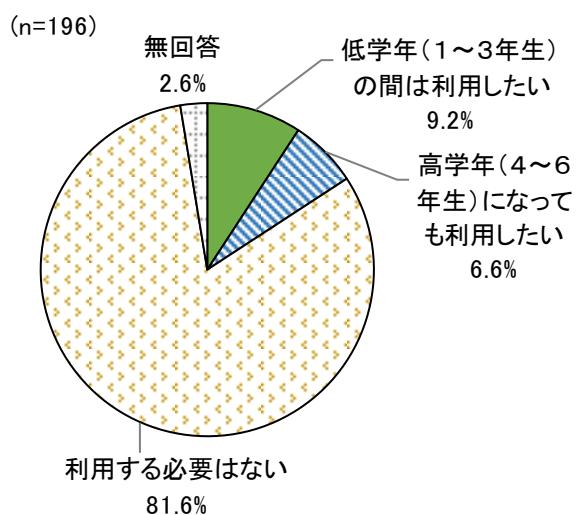
平日以外の定期的な教育・保育の事業の利用希望をみると、長期休暇期間中では「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が43.9%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が47.4%で大半の家庭が利用を希望しています。

土曜日では30.6%、日曜・祝日では15.8%が利用を希望しています。

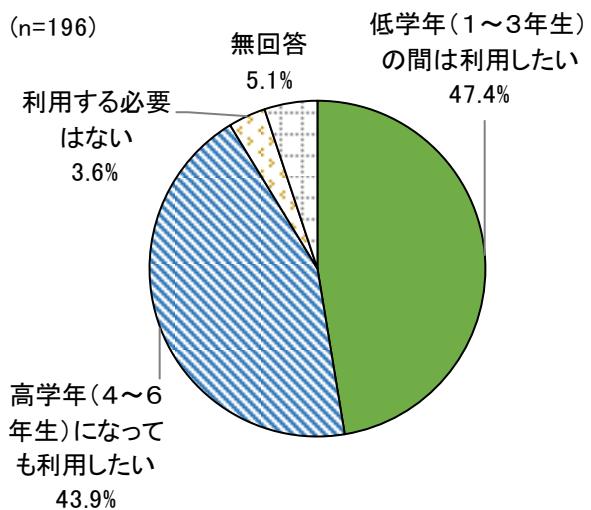
【土曜日の利用希望】



【日曜・祝日の利用希望】



【長期休暇期間中の利用希望】



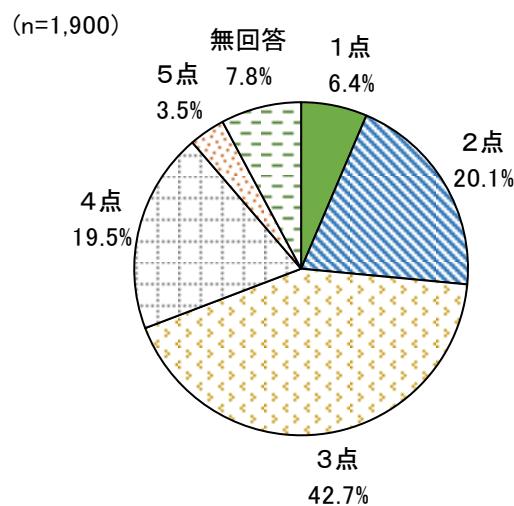
⑤子育て全般

ア. 久喜市における子育ての環境や支援への満足度

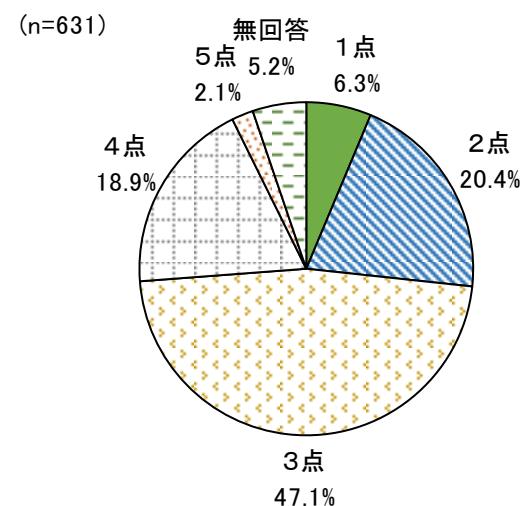
就学前児童では、「3点（普通）」が42.7%で最も多く、次いで「2点（やや低い）」が20.1%、「4点（やや高い）」が19.5%、「1点（低い）」が6.4%、「5点（高い）」が3.5%で、平均点は2.93点となっています。

小学生では、「3点（普通）」が47.1%で最も多く、次いで「2点（やや低い）」が20.4%、「4点（やや高い）」が18.9%、「1点（低い）」が6.3%、「5点（高い）」が2.1%で、平均点は2.89点となっており、就学前児童とおおむね同様の評価となっています。

【就学前児童】



【小学生】



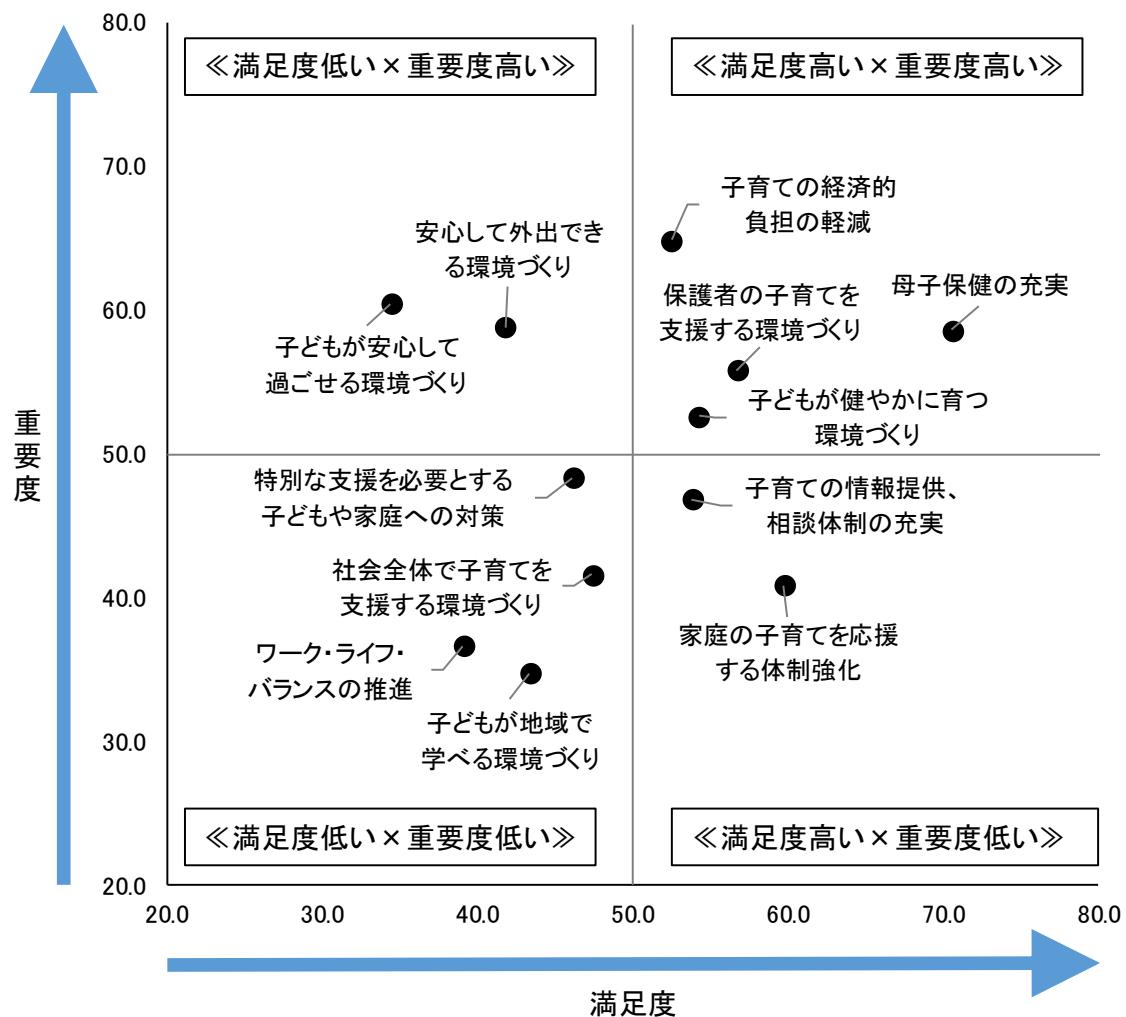
5点	満足度高い
4点	満足度やや高い
3点	普通
2点	満足度やや低い
1点	低い

イ. 久喜市の子育て支援の取組

本市の子育て支援の取組について、就学前児童では「子どもが安心して過ごせる環境づくり」、「安心して外出できる環境づくり」が最優先施策として想定されます。

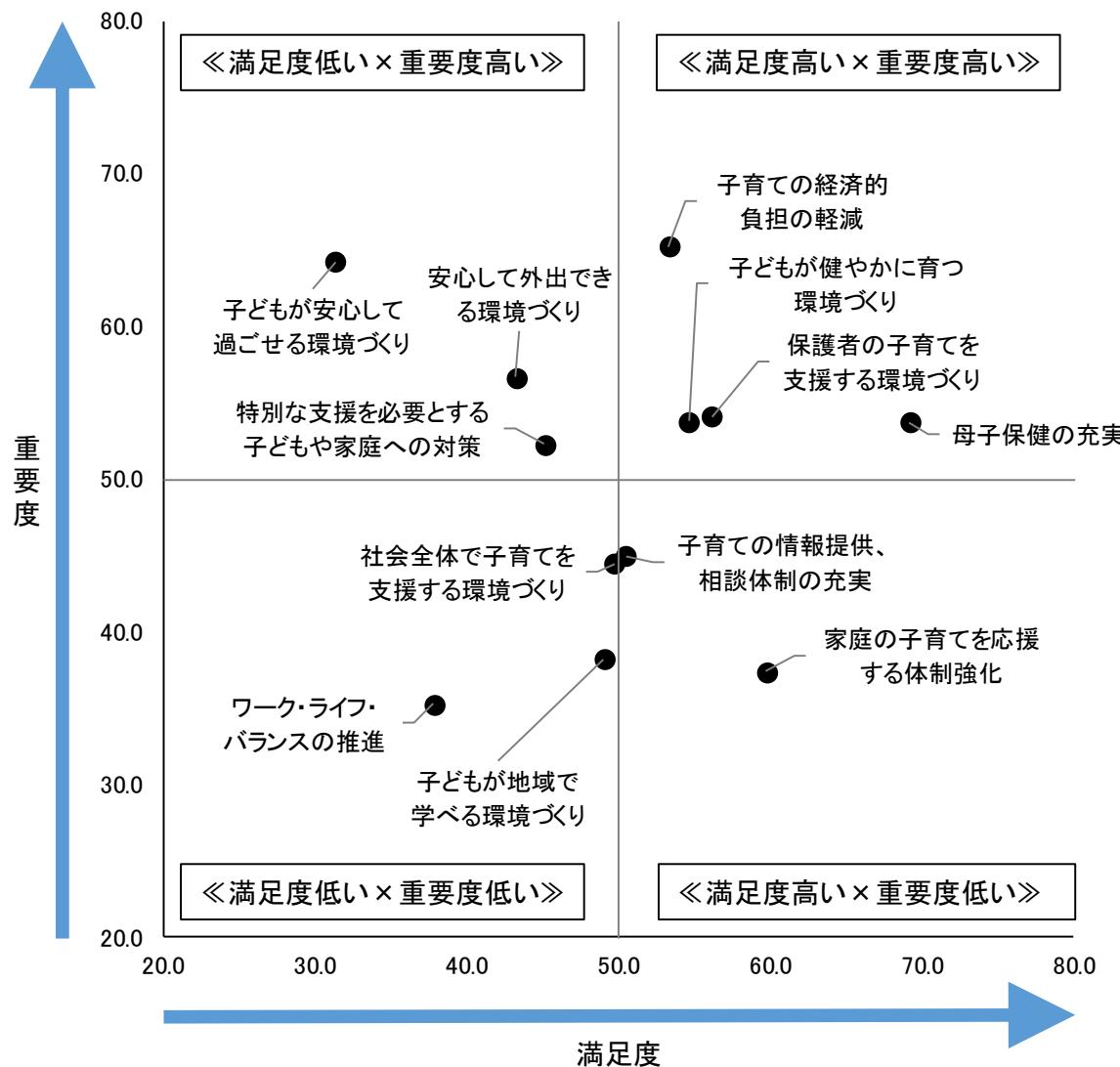
なお、満足度及び重要度は、回答割合から、「満足」と「重要」を10点、「まあ満足」と「まあ重要」を5点、「やや不満」と「あまり重要ではない」を-5点、「不満」と「重要ではない」を-10点、「どちらともいえない」を0点として点数化及び偏差値化(平均値50)したものです。

【就学前児童(n=1,900)】



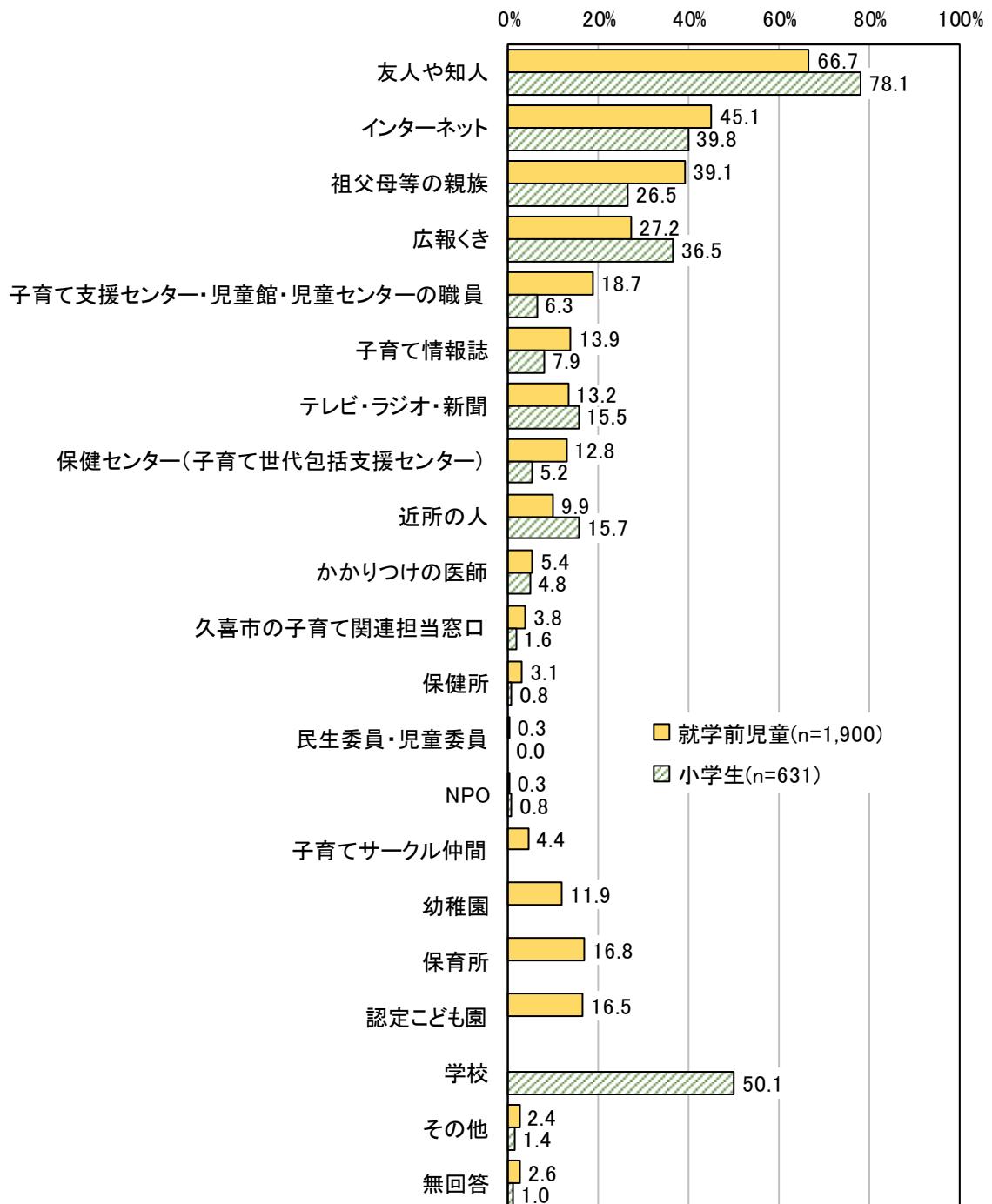
小学生では「特別な支援を必要とする子どもや家庭への対策」、「子どもが安心して過ごせる環境づくり」、「安心して外出できる環境づくり」が最優先施策として想定されます。

【小学生 (n=631)】



ウ. 子育てに関する情報の入手手段

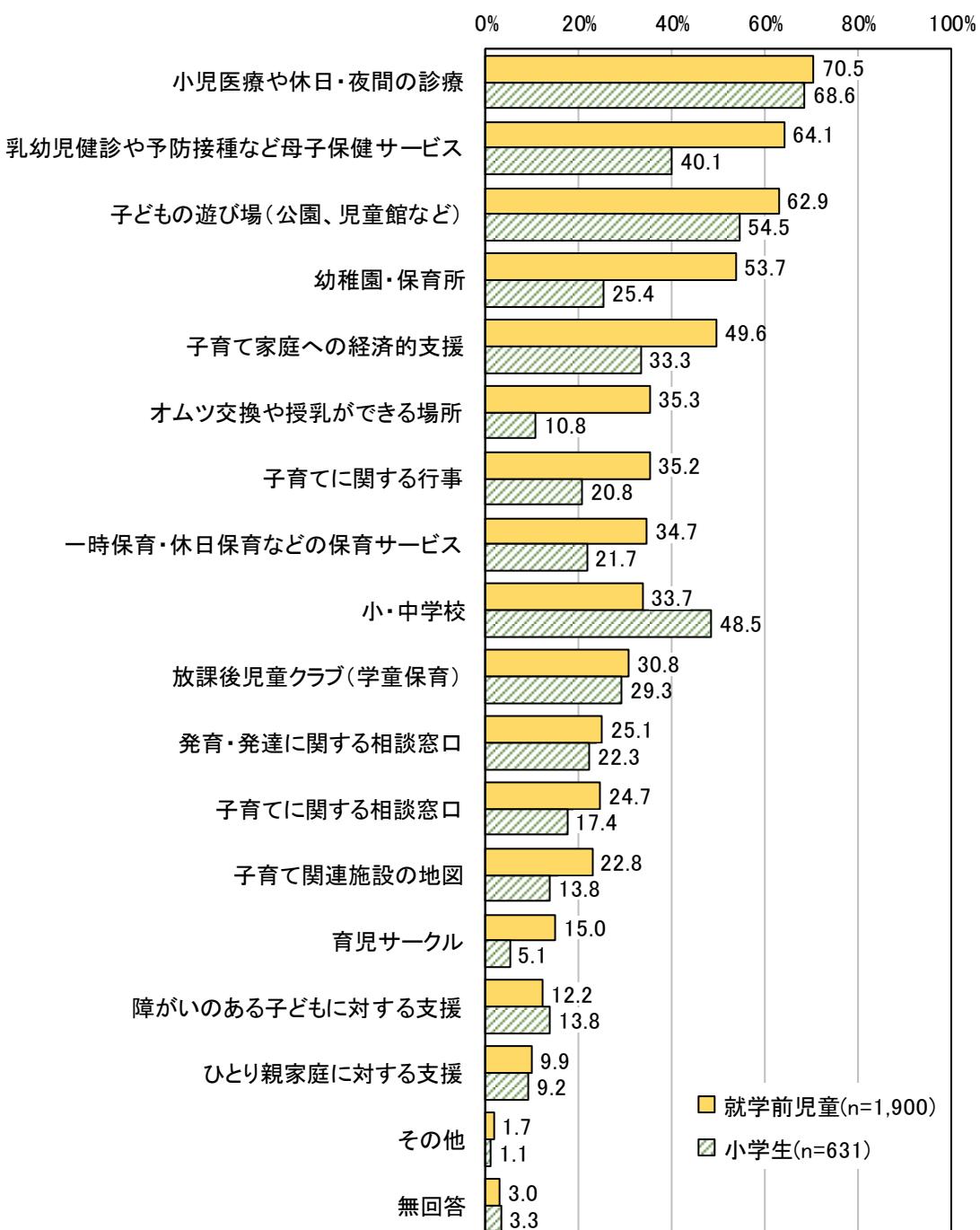
就学前児童、小学生ともに「友人や知人」が最も多くなっています。次いで、就学前児童では「インターネット」、「祖父母等の家族」、「広報くき」、小学生では「学校」、「インターネット」、「広報くき」などとなっています。



工. 子育てに関する必要な情報

就学前児童、小学生ともに「小児医療や休日・夜間の診療」が最も多くなっています。次いで、就学前児童では「乳幼児健診や予防接種など母子保健サービス」、「子どもの遊び場（公園、児童館など）」、「幼稚園・保育所」などとなっています。

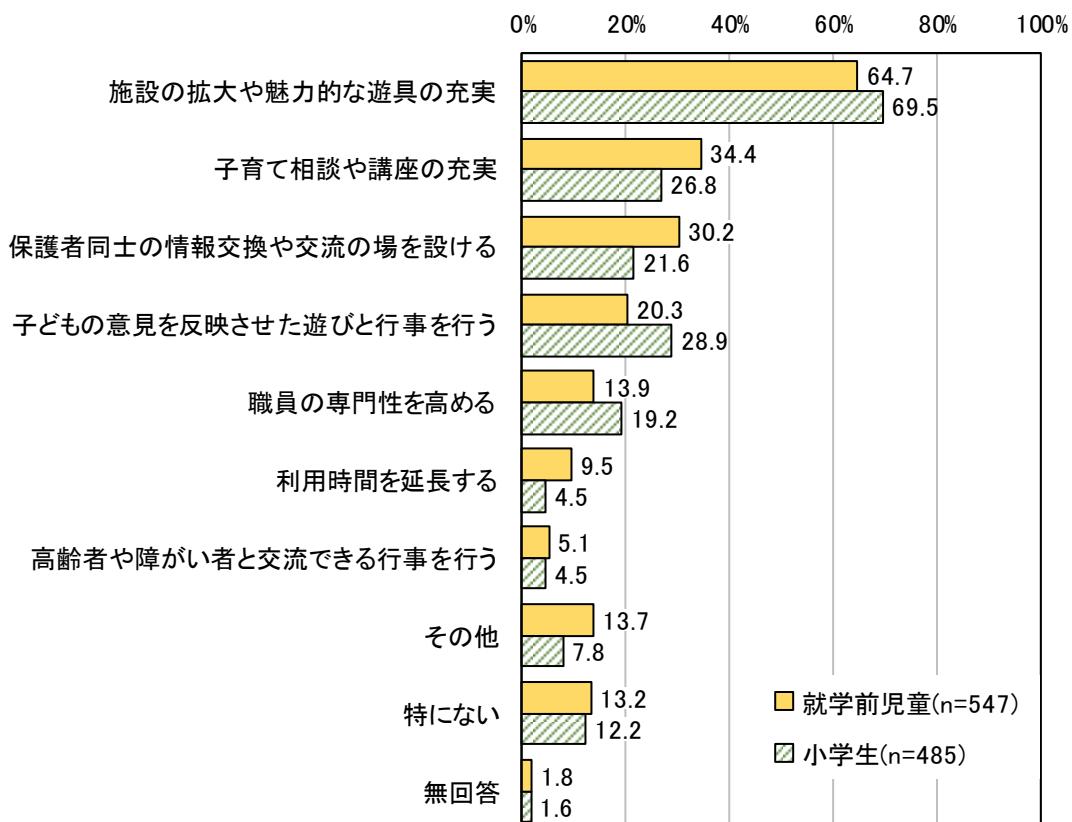
小学生では「子どもの遊び場（公園、児童館など）」、「小・中学校」、「乳幼児健診や予防接種など母子保健サービス」などとなっています。



オ. 子育て支援センター・児童館・児童センターへの要望（利用者のみ）

就学前児童、小学生ともに「施設の拡大や魅力的な遊具の充実」が最も多くなっています。次いで、就学前児童では「子育て相談や講座の充実」、「保護者同士の情報交換や交流の場を設ける」、「子どもの意見を反映させた遊びと行事を行う」などとなっています。

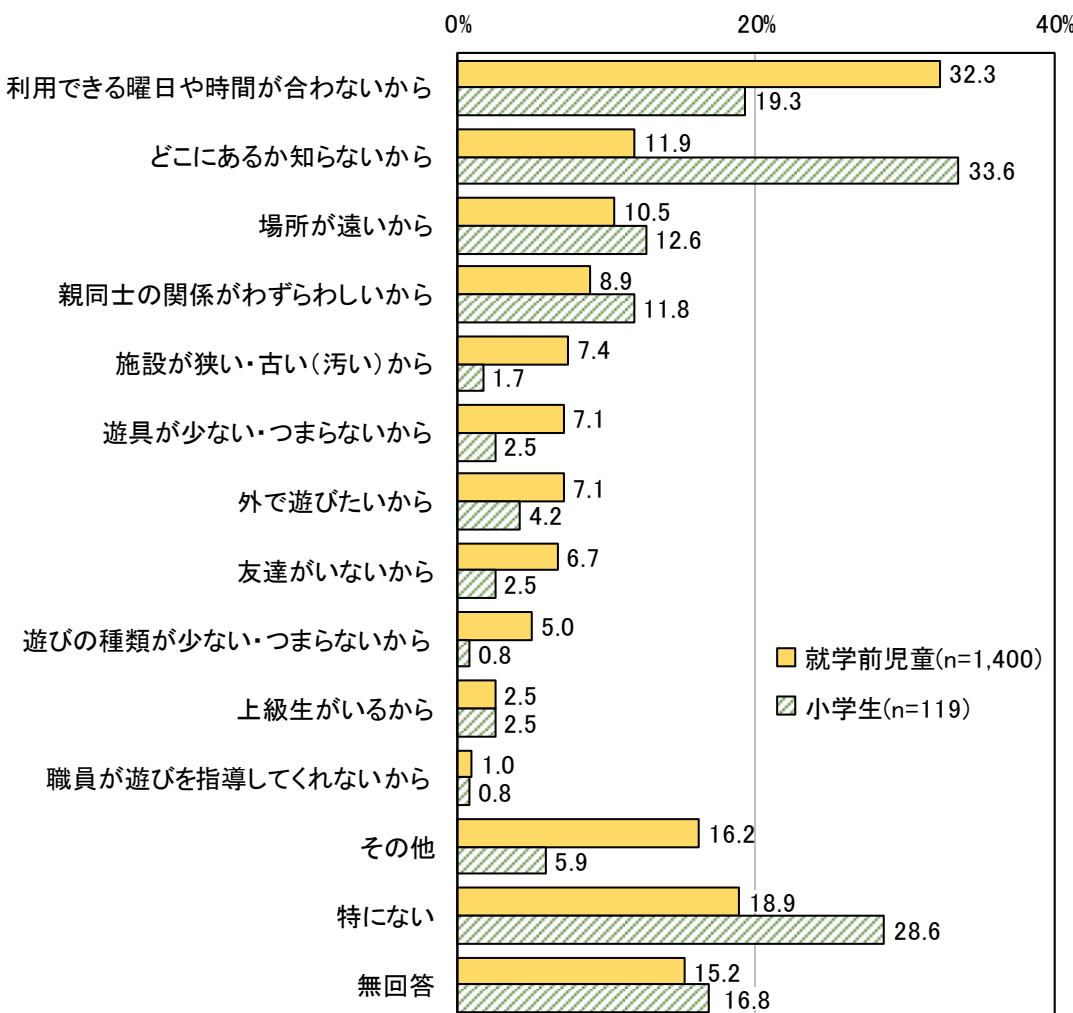
小学生では「子どもの意見を反映させた遊びと行事を行う」、「子育て相談や講座の充実」、「保護者同士の情報交換や交流の場を設ける」の順となっています。



力. 子育て支援センター・児童館・児童センターを利用していない理由（未利用者のみ）

就学前児童では「利用できる曜日や時間が合わないから」が32.3%で最も多くなっています。

一方、小学生では「どこにあるか知らないから」が33.6%で最も多くなっています。

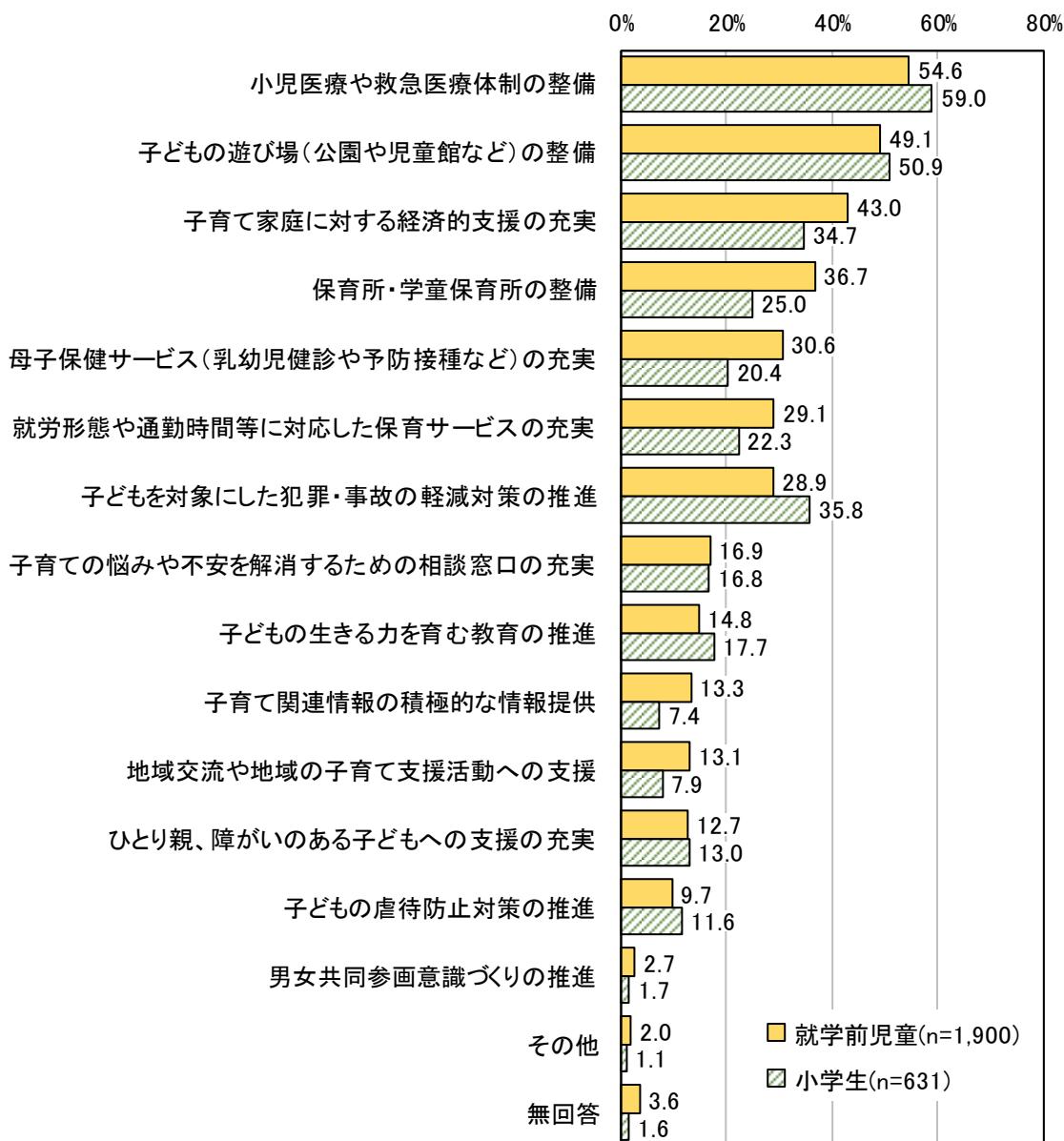


キ. 久喜市の子育て環境を良くしていくために充実していくべきこと

就学前児童、小学生ともに「小児医療や救急医療体制の整備」が最も多く、次いで「子どもの遊び場（公園や児童館など）の整備」が多くなっています。

それ以降、就学前児童では「子育て家庭に対する経済的支援の充実」、「保育所・学童保育所の整備」、「母子保健サービス（乳幼児健診や予防接種など）の充実」などが多くなっています。

小学生では「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減対策の推進」、「子育て家庭に対する経済的支援の充実」、「保育所・学童保育所の整備」などが多くなっています。



(2) 子どもの生活実態調査概要

・調査の目的

本調査は、市民へのアンケートを通じ、子育て世帯の生活状況、経済状況、支援ニーズ等を把握し、子育てしやすい環境づくりと子どもたちの健全育成を図るために実施しました。

・実施概要

○対象地域：久喜市全域

○対象者：一般世帯 ①小学校5年生及び中学校2年生の保護者
②小学校5年生及び中学校2年生の全児童・生徒

公的援助世帯 18歳未満の子どもがいる公的援助（児童扶養手当、生活保護）受給世帯の保護者（小学校5年生及び中学校2年生の児童・生徒がいる世帯を除く）

○調査期間：平成30年12月3日～12月17日

○調査方法：無記名方式を基本に、一般世帯は、学校配布・学校回収。公的援助世帯は、郵送配布・郵送回収。

・回収結果

対象者		配布数	有効回収数	有効回収率
一般世帯	①小5・中2の保護者	2,436件	2,153件	88.4%
	②小5・中2の児童・生徒	2,436件	2,136件	87.7%
公的援助世帯	保護者	707件	328件	46.4%

・アンケート調査結果の概要を見るにあたっての注意点

○図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。

○調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しています。そのため、その合計値が100.0%にならない場合があります。

○複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100%を超える場合があります。

○図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。

・分析にあたって

本調査の結果から、下記の手順で、「生活困難層」を算出しました。

なお、世帯人数とおおよその世帯収入（社会保険料等控除前）の回答結果のみで生活困難層と非生活困難層を区分しており、生活困難層にあてはまる世帯すべてが、実際の生活に困難をかかえていると断定するものではありません。

また、この調査結果は、今回の調査方法による限られた回答から算出したものであり、本市すべての状況を表したものではありません。

STEP 1：国が相対的貧困率^{※6}を算出する際の基準としている貧困線の区分を用いて、生活困難層と非生活困難層を区分する基準値を設定します。ただし、国の貧困線は可処分所得（いわゆる手取り収入）を元にしているため、その可処分所得に対応する世帯収入に置き換えて、世帯収入による基準値を設定します。

世帯人員	国との貧困線の基準となる可処分所得	係数	対応する世帯収入	世帯収入による区分	
				生活困難層	非生活困難層
2人世帯	177万円	1.11	196万円	200万円未満	200万円以上
3人世帯	217万円	1.15	249万円	250万円未満	250万円以上
4人世帯	250万円	1.15	288万円	250万円未満	250万円以上
5人世帯	280万円	1.15	321万円	300万円未満	300万円以上
6人世帯	306万円	1.15	352万円	350万円未満	350万円以上
7人世帯	331万円	1.18	390万円	350万円未満	350万円以上
8人世帯	354万円	1.18	417万円	400万円未満	400万円以上
9人以上世帯	367万円	1.18	433万円	400万円未満	400万円以上

STEP 2：本調査でのおおよその世帯収入（社会保険料等控除前）の各選択肢を、便宜的に中間値の金額に置き換え、回答をいただいた各世帯の世帯収入とします。

選択肢		中間値の金額	選択肢		中間値の金額
1	50万円未満	25万円	9	400～450万円未満	425万円
2	50～100万円未満	75万円	10	450～500万円未満	475万円
3	100～150万円未満	125万円	11	500～600万円未満	550万円
4	150～200万円未満	175万円	12	600～700万円未満	650万円
5	200～250万円未満	225万円	13	700～800万円未満	750万円
6	250～300万円未満	275万円	14	800～1,000万円未満	900万円
7	300～350万円未満	325万円	15	1,000万円以上	1,000万円
8	350～400万円未満	375万円	16	わからない	- (不明)

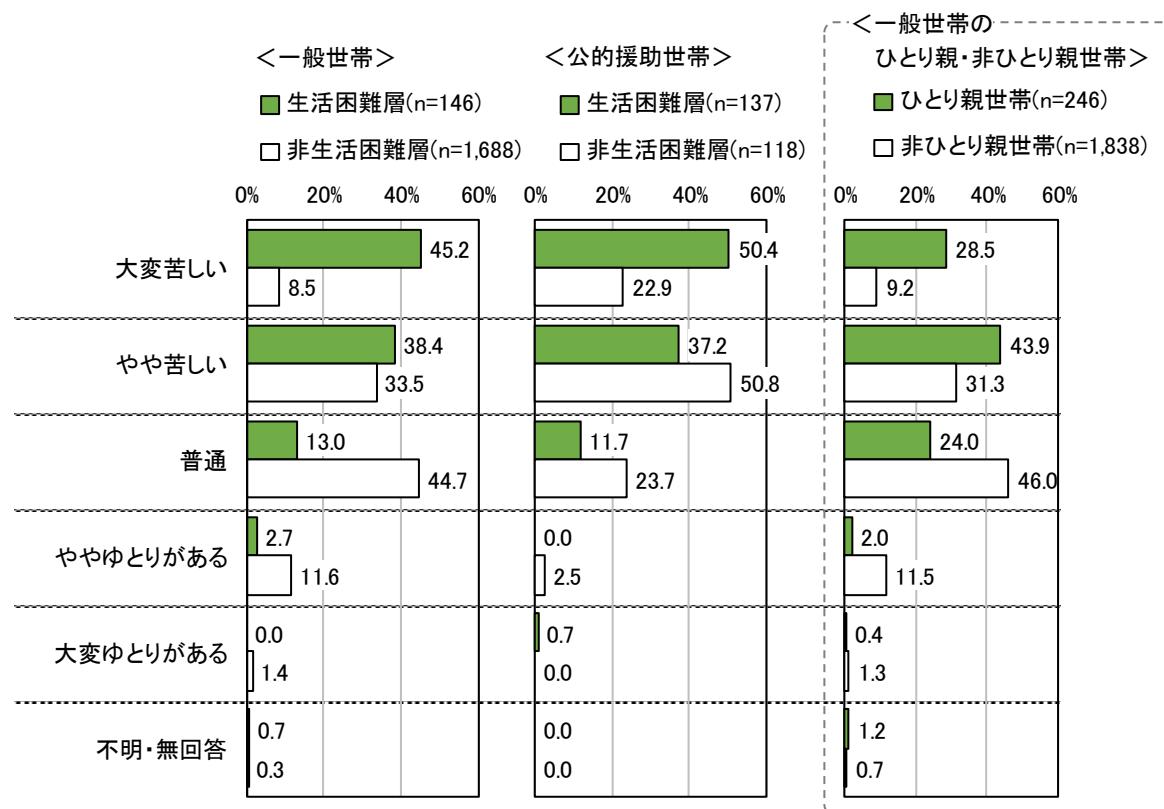
STEP 3：STEP 2 の回答をいただいた各世帯の中央値の金額を元に、STEP 1 の世帯収入の区分と照らし合わせ、各世帯の生活困難区分を把握し、「生活困難層」と「非生活困難層」を抽出しました。

※6 相対的貧困率：等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が貧困線に満たない世帯員の全人口に占める割合のことです。また、「相対的貧困」とは、衣食住がなく、生存を維持するのが困難な「絶対的貧困」とは異なり、その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態のことです。また、相対的貧困率は、国の国民生活基礎調査に基づき算出されています。

①保護者の調査結果

ア. 生活困難層の世帯特性等について

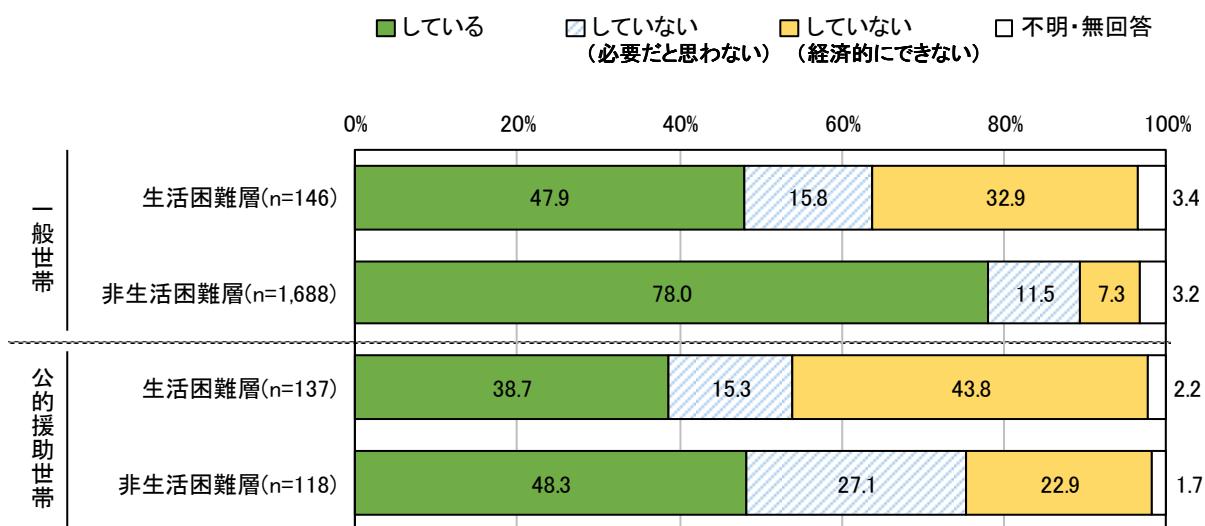
生活困難層の暮らし向きをみると、「大変苦しい」が一般世帯、公的援助世帯とともに4割以上と最も多く、非生活困難層と比べても多いことから、経済的に厳しい世帯が多い状況がうかがえます。また、一般世帯のひとり親世帯の暮らし向きをみると、「やや苦しい」が4割強と最も多く、非ひとり親世帯と比べ経済的に厳しい世帯が多い状況がうかがえます。



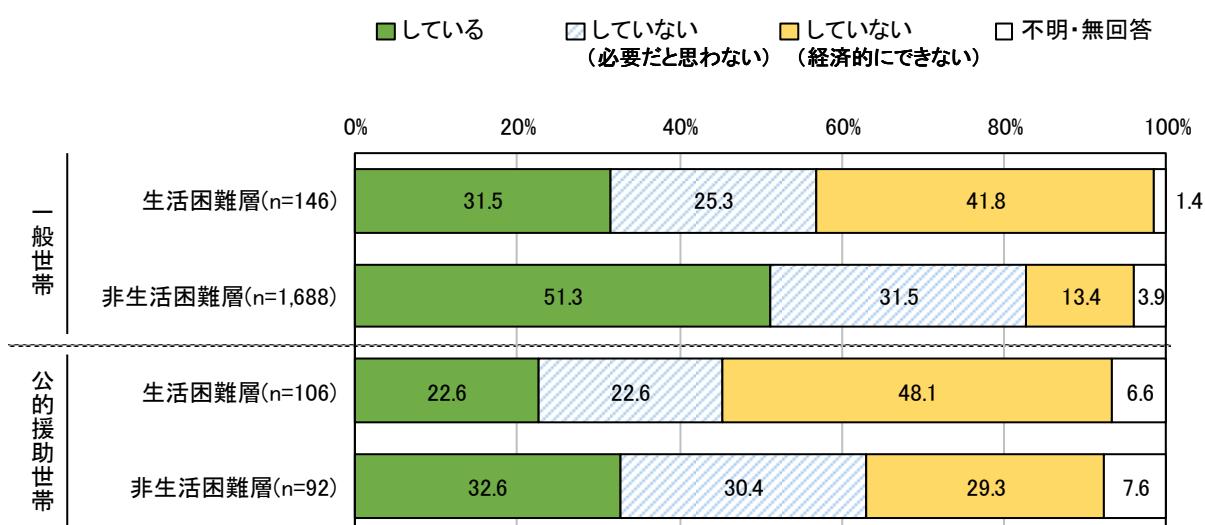
イ. 子どもへの学習支援について

生活困難層の子どもへの習い事・学習支援状況をみると、一般世帯、公的援助世帯とともに、非生活困難層と比べ、子どもに「習い事」や「学習塾」への支援が経済的にできない世帯が多い状況がうかがえます。特に「学習塾」の支援が経済的にできない世帯をみると、一般世帯が4割強、公的援助世帯が5割弱と、ともに最も多くなっています。

【習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる】

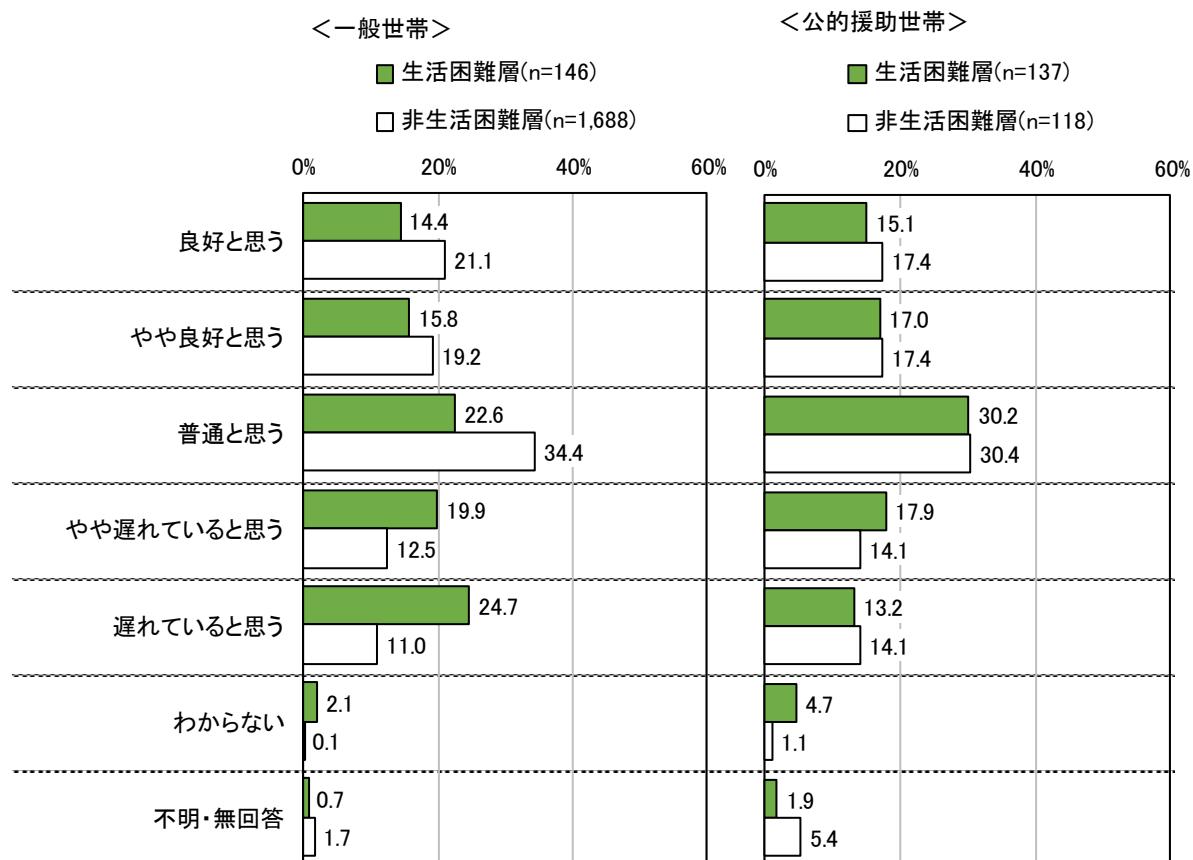


【学習塾に通わせる（公的援助世帯は小学生以上の子どもがいる方）】



ウ. 子どもの勉強の理解度について

生活困難層の子どもの学校の成績（勉強の理解度）をみると、一般世帯では、「遅れていると思う」と「やや遅れていると思う」と合わせた“遅れている”は4割半ばで、非生活困難層と比べ子どもの学校の成績（勉強の理解度）が遅れているととらえている保護者が多い状況がうかがえます。公的援助世帯では、非生活困難層と比べ概ね同様の傾向となっています。

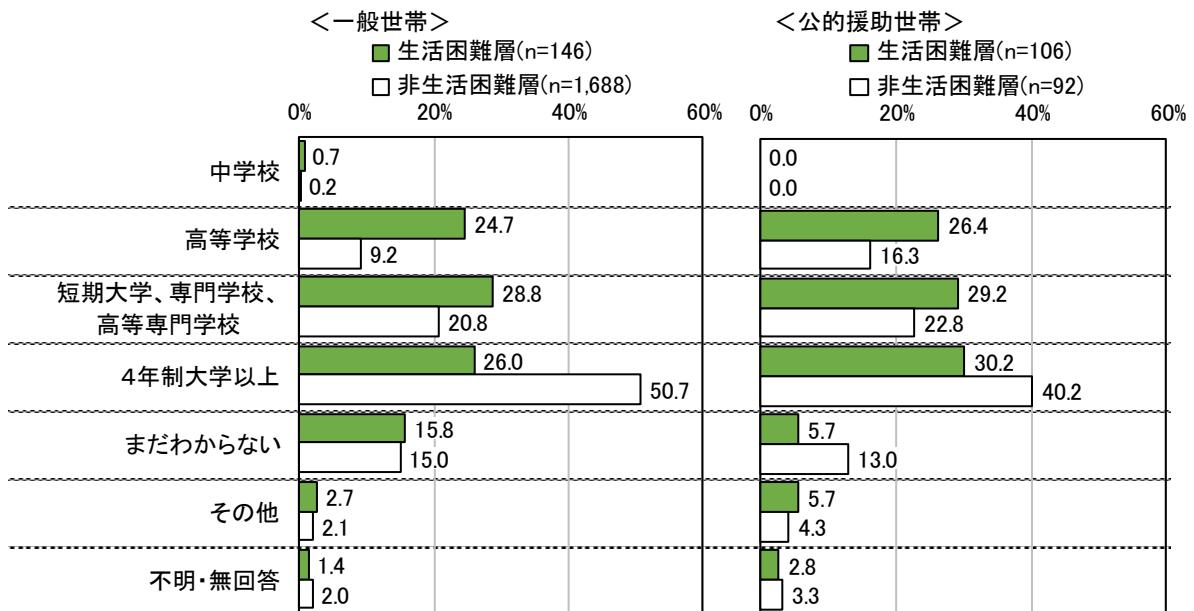


エ. 子どもの進学について

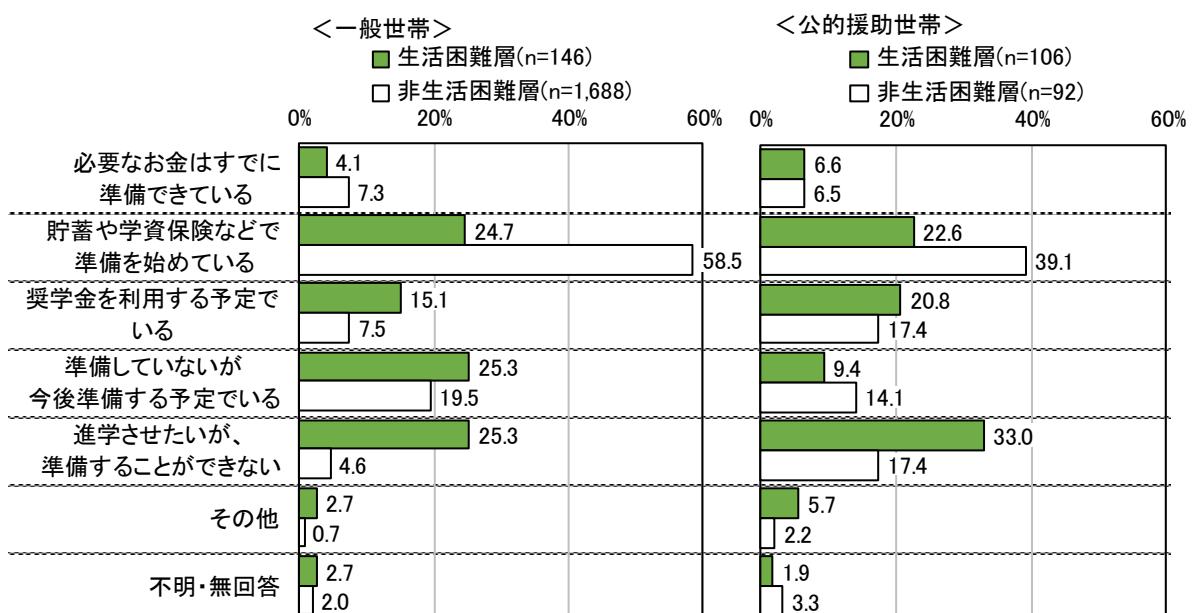
生活困難層の子どもの進学希望をみると、一般世帯、公的援助世帯とともに、非生活困難層と比べ「4年制大学以上」が少ない等、家庭の経済状況により子どもの進学先の希望に差が生じていることがうかがえます。

また、生活困難層の進学資金の準備状況をみると、一般世帯、公的援助世帯とともに、非生活困難層と比べ進学資金を準備することができない世帯が多くなっています。

【子どもの進学先】

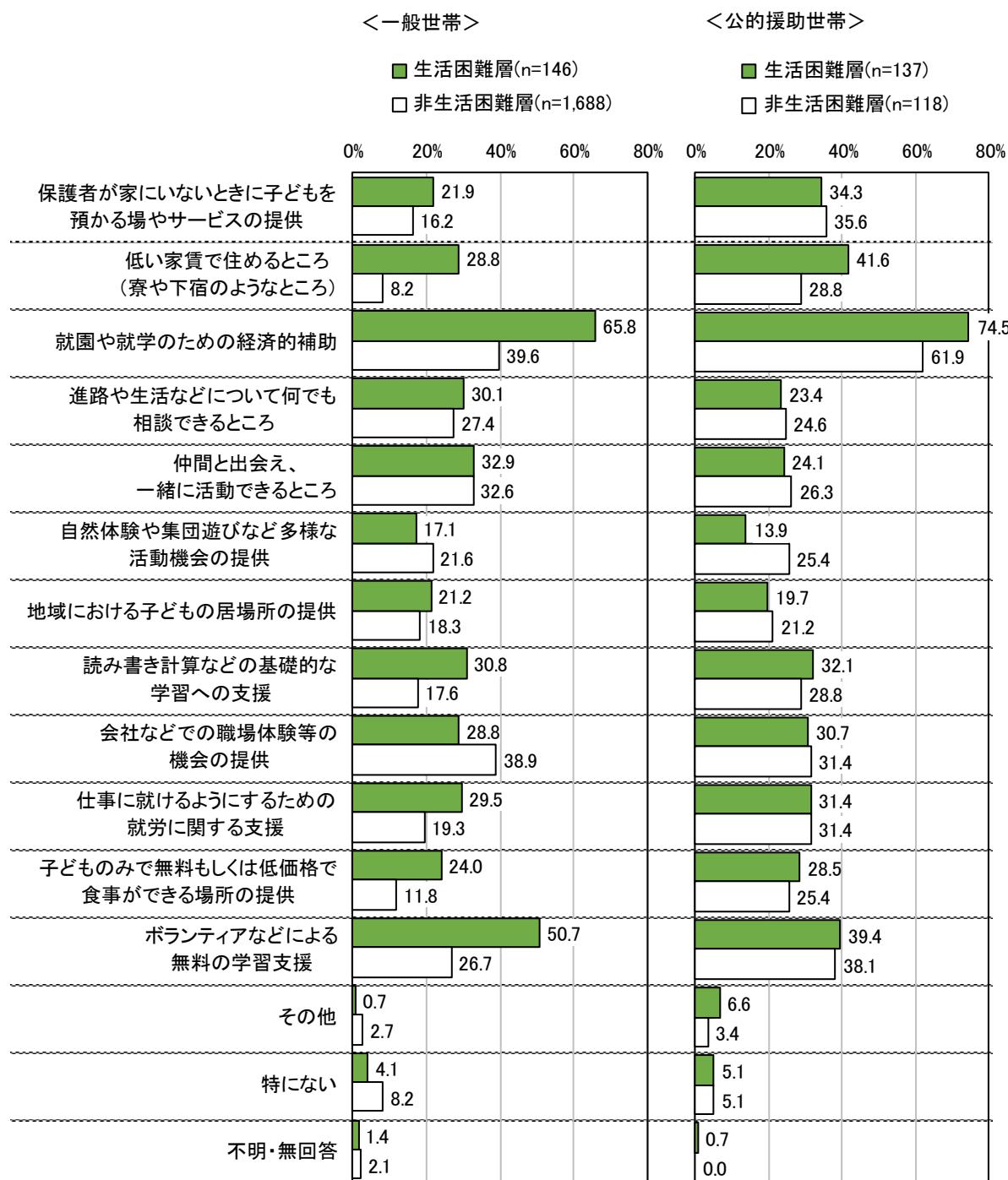


【進学資金の準備状況】



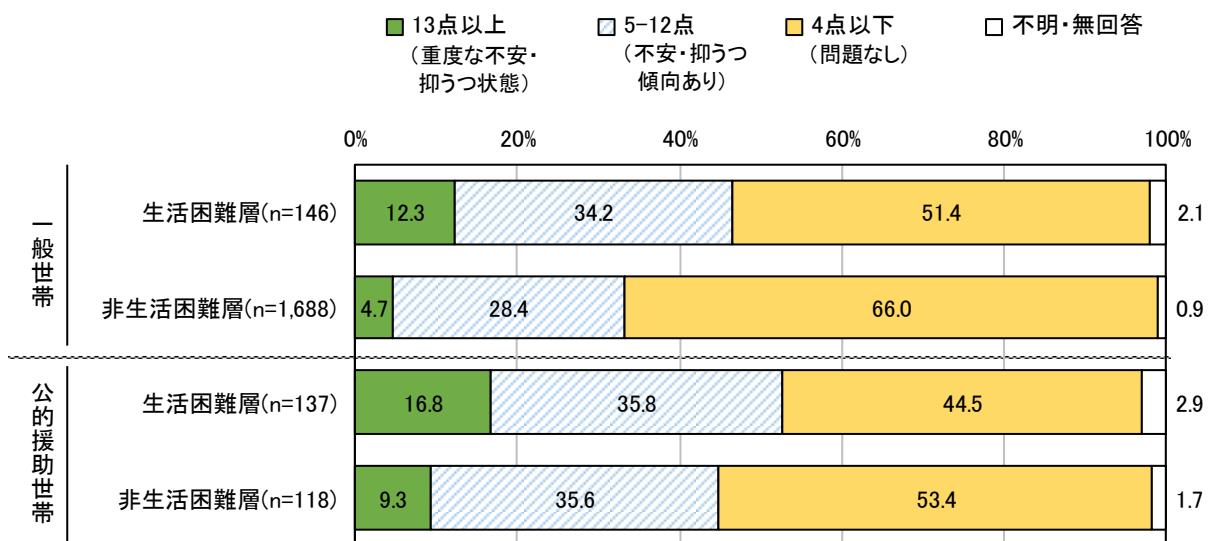
オ. 子どもにとってあるとよい支援について

生活困難層の子どもにとって、あるとよい支援をみると、一般世帯と公的援助世帯ともに「就園や就学のための経済的補助」が最も多く、非生活困難層と比べ就園や就学の経済的支援を求める保護者が多い状況がうかがえます。また、その他の項目についてみると、非生活困難層と比べ学習支援をはじめ、住宅の支援、食事ができる場所の提供、就労支援等幅広い支援を求めている状況がうかがえます。



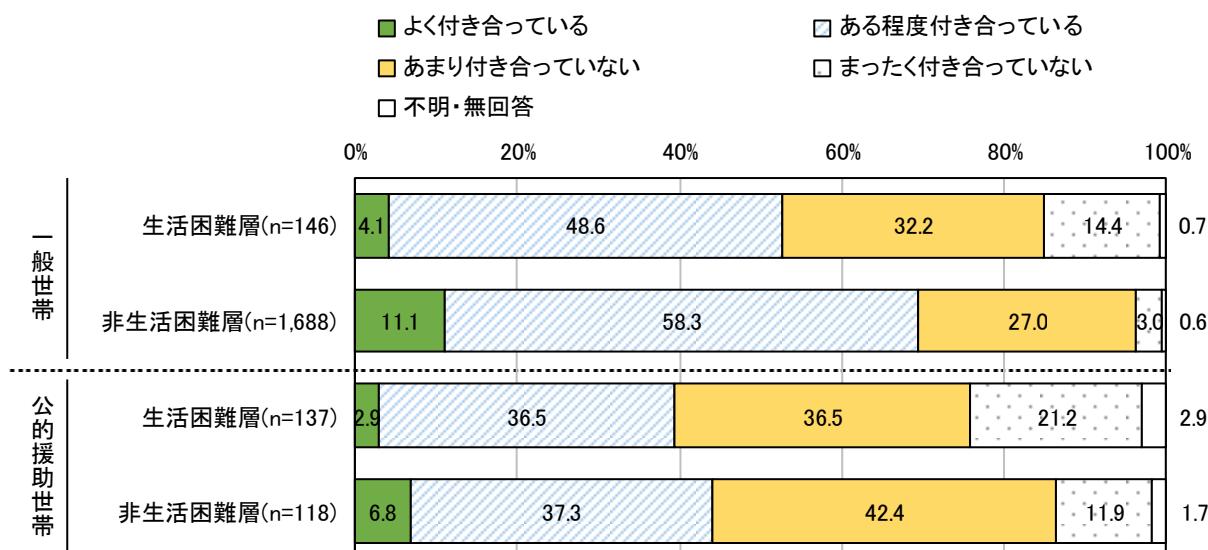
力. 保護者の心の健康状態（抑うつ傾向）

K 6^{※7}に基づく点数化した結果で、生活困難層の保護者の心の健康状態をみると、一般世帯、公的援助世帯とともに、非生活困難層と比べ「13点以上（重度な不安・抑うつ状態）」の割合が高く、精神的な問題を抱える保護者が多いことがうかがえます。



キ. 地域での付き合い

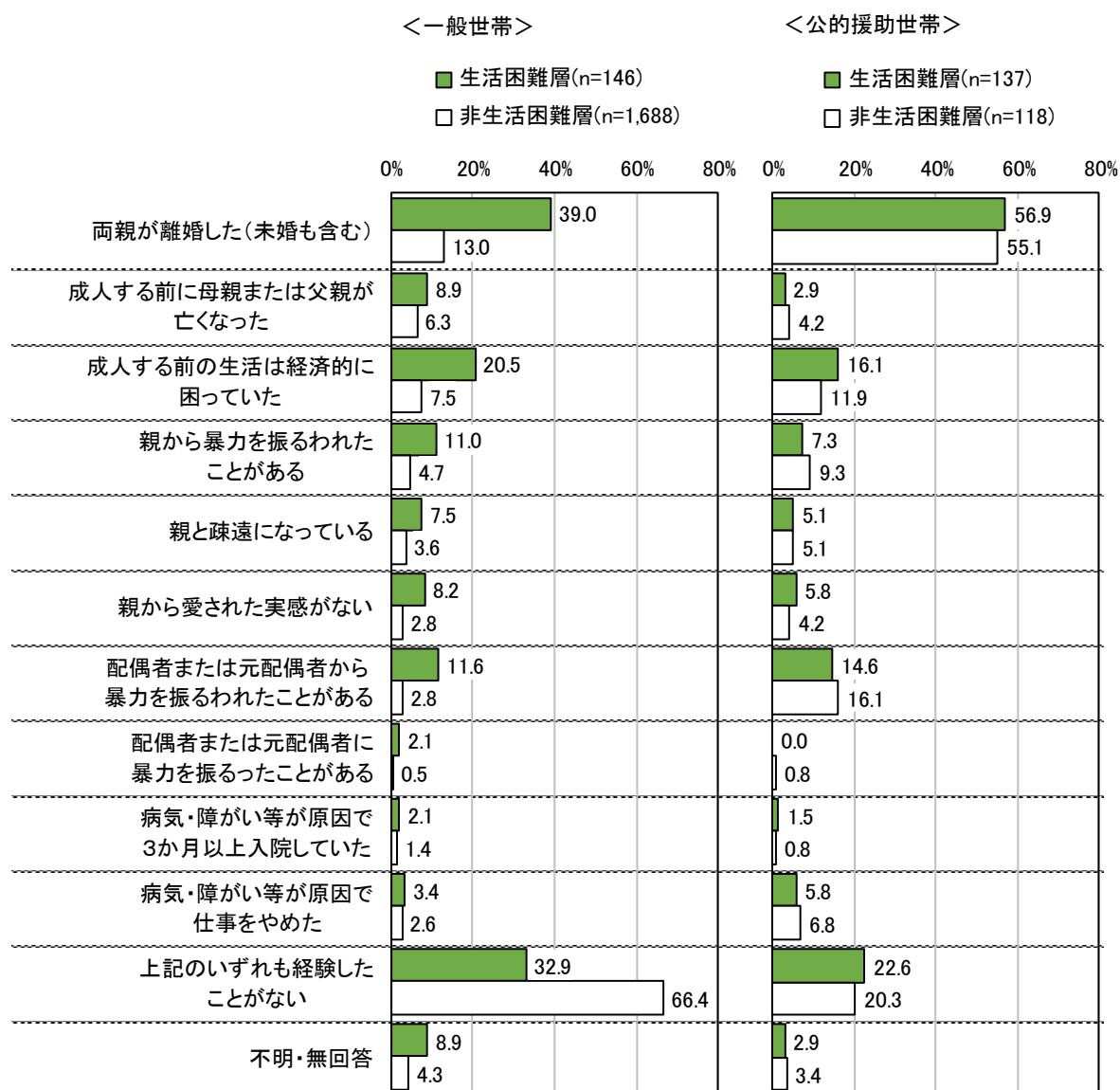
生活困難層の地域での付き合いは、一般世帯、公的援助世帯とともに、非生活困難層と比べ「よく付き合っている」と「ある程度付き合っている」の割合が低く、逆に「まったく付き合っていない」の割合が高くなっています。近所付き合いをあまりしていないことがうかがえます。



※7 K 6：うつ病・不安障がい等の精神疾患をスクリーニング（選別）するために開発された尺度で、一般住民を対象とした調査において、心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされている。

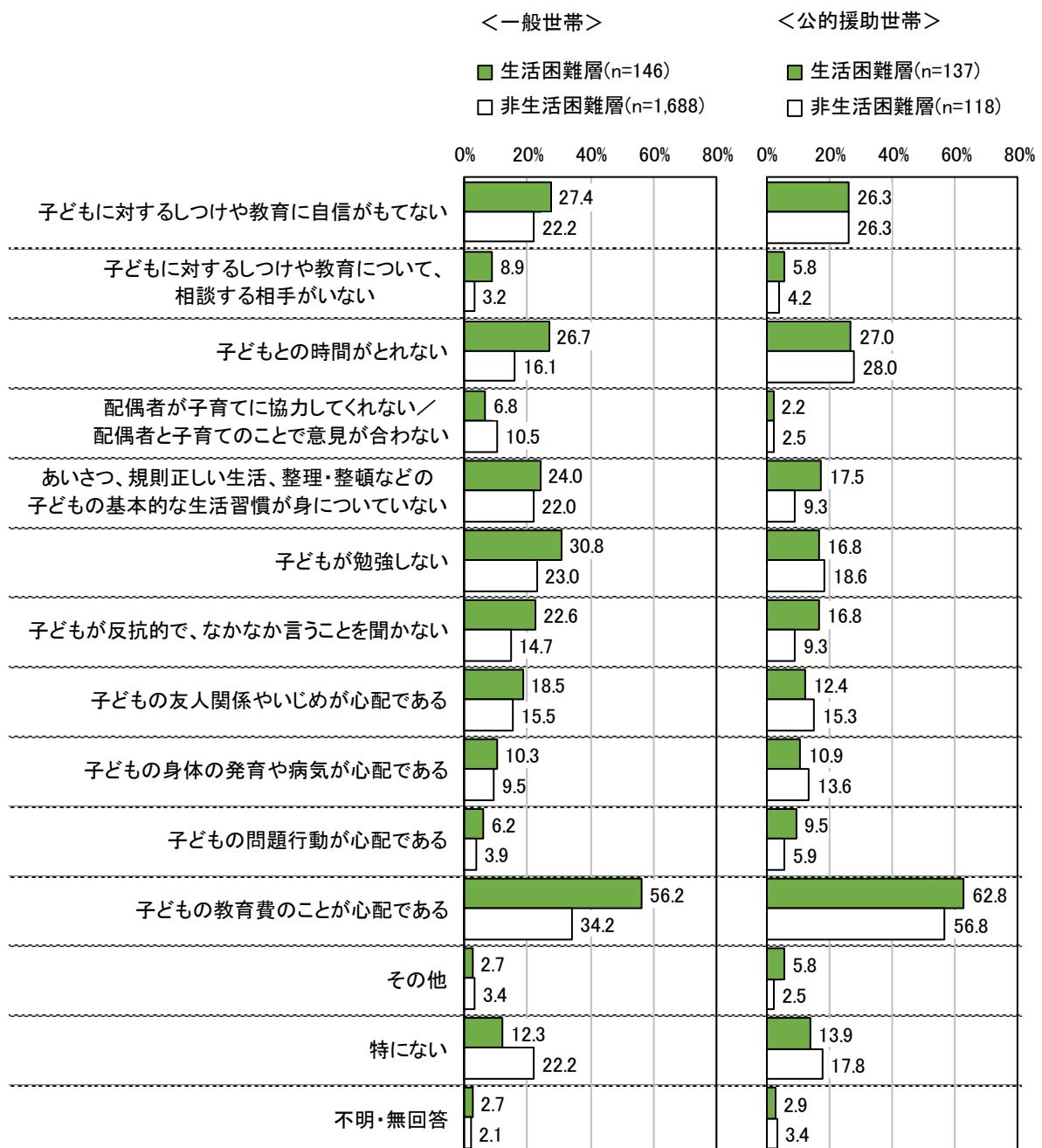
ク. 保護者の経験について

生活困難層の保護者の経験をみると、一般世帯では「両親が離婚した（未婚も含む）」が約4割と最も多く、非生活困難層と比べ両親の離婚をはじめ、成人する前から経済的に困窮していた経験や、配偶者や親から暴力を受けた経験等のある保護者が多い状況がうかがえます。公的援助世帯では、非生活困難層と比べ、概ね同様の傾向となっています。



ケ. 子育ての悩み事について

生活困難層の子育ての悩み事を見ると、一般世帯では、「子どもの教育費のことが心配である」が6割弱と最も多く、非生活困難層と比べ「教育費」のことをはじめ、「子どもとの時間がとれない」こと、「子どもが勉強しない」こと、「相談する相手がない」ことなど、様々な悩みを抱えている保護者が多い状況がうかがえます。公的援助世帯では、一般世帯と概ね同様の傾向ながら、非生活困難層と比べ「子どもの基本的な生活習慣が身についていない」とこと、「子どもが言うことを聞かない」ことに悩む保護者が多くなっています。

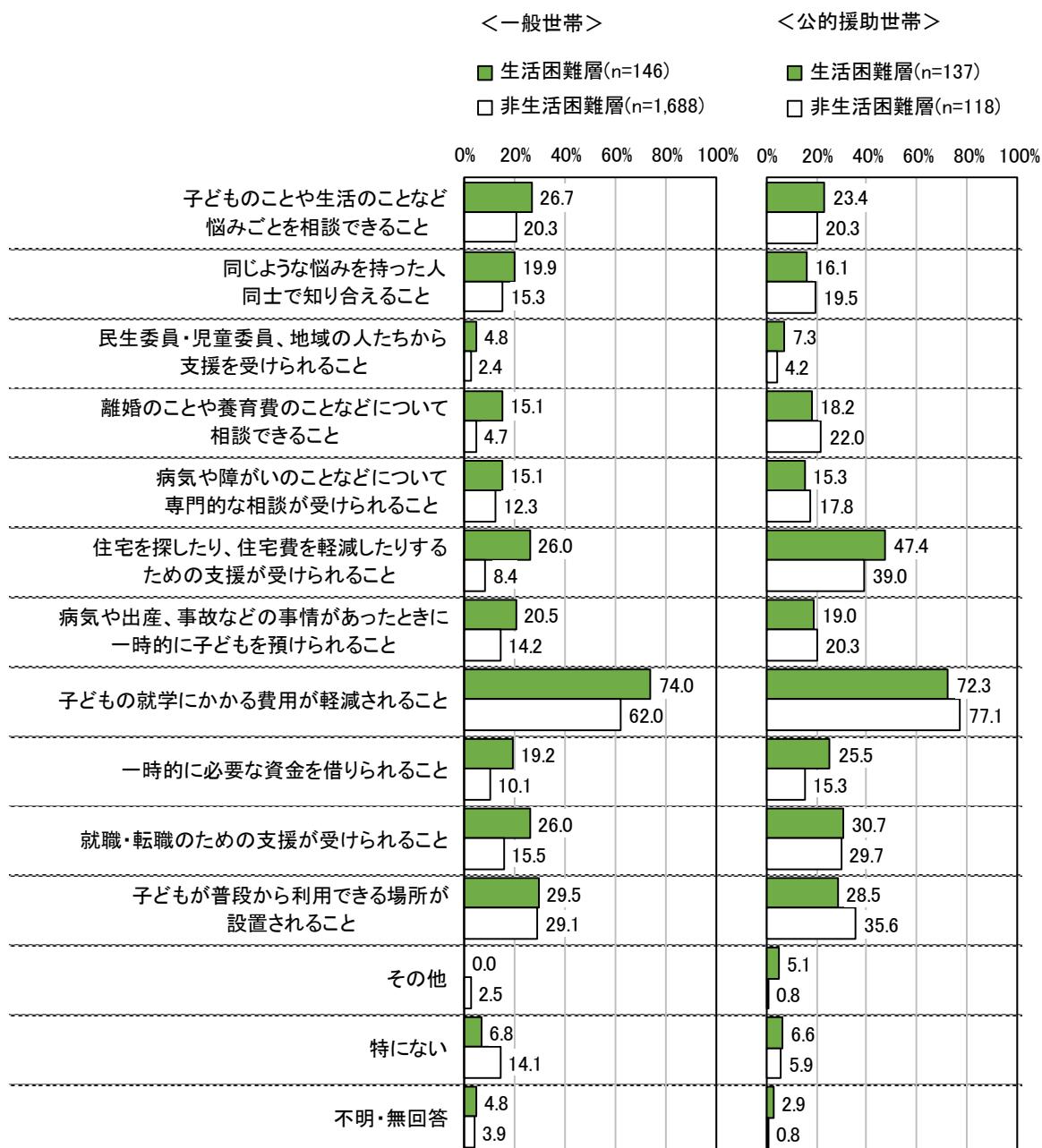


コ. 保護者にとって必要・重要と思う支援について

保護者にとって必要・重要と思う支援について、すべての世帯において「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が最も多くなっています。

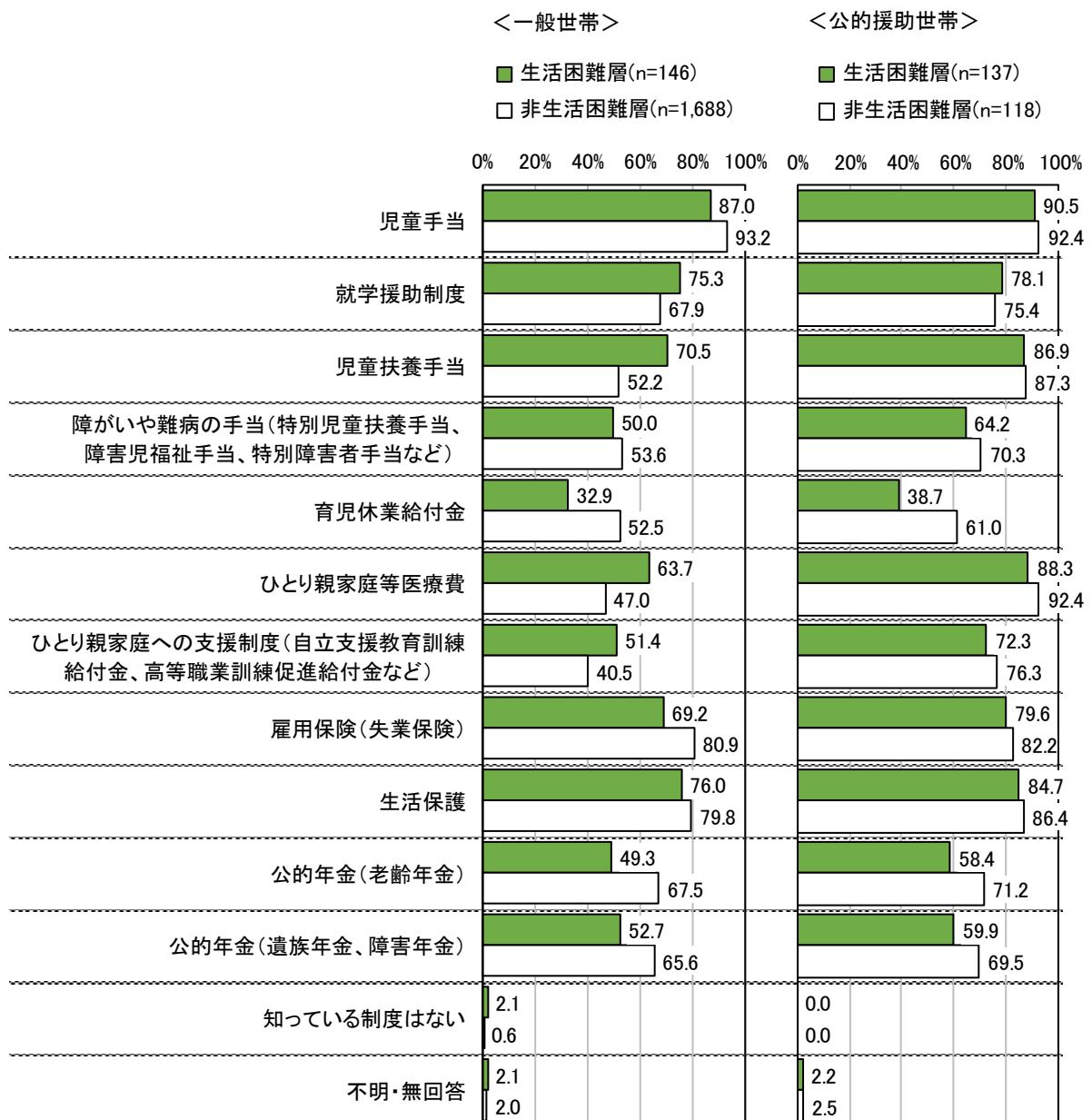
一般世帯の生活困難層では、非生活困難層と比べ、「住宅を探したり、住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」と「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」、「就職・転職のための支援が受けられること」、「離婚のことや養育費のことなどについて相談できること」がいずれも10ポイント以上非生活困難層より多くなっています。

公的援助世帯の生活困難層では、非生活困難層と比べ、「一時的に必要な資金を借りられる」とが10.2ポイント、「住宅を探したり、住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」が8.4ポイント非生活困難層より多くなっています。



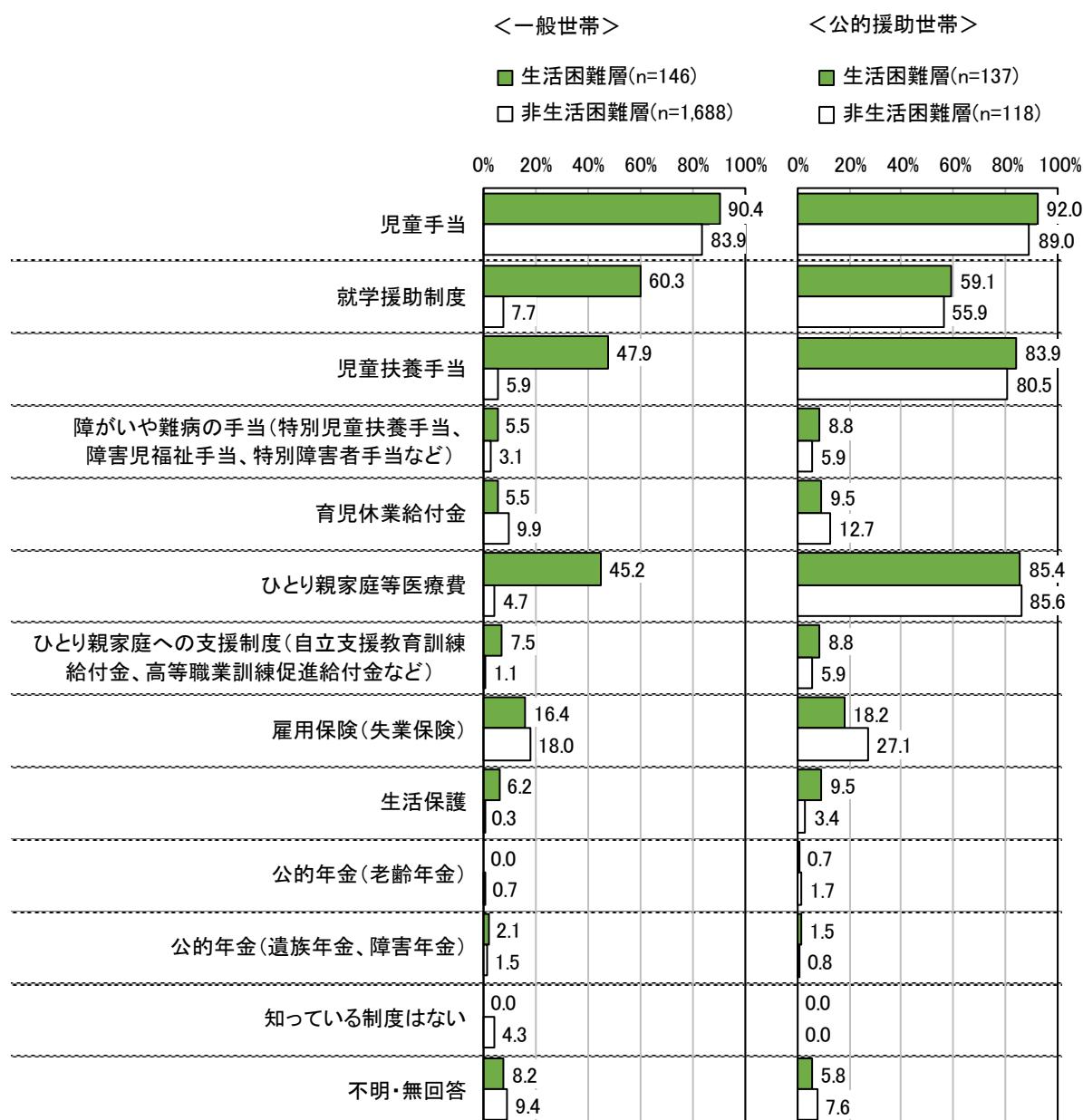
サ. 子育て関連制度の認知状況

生活困難層の子育て関連制度の認知状況をみると、一般世帯では、「児童手当」が最も多く、非生活困難層と比べ「児童扶養手当」や「ひとり親家庭等医療費」、「ひとり親家庭への支援制度」等を知っている保護者が多い状況がうかがえます。



シ. 子育て関連制度の利用状況

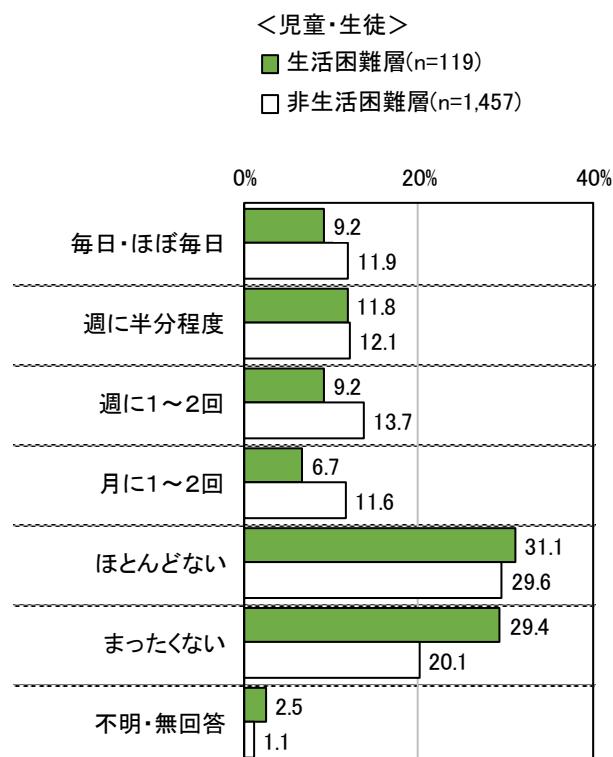
生活困難層の子育て関連制度の利用状況をみると、「児童手当」が約9割と最も多く、非生活困難層と比べ「就学援助制度」と「児童扶養手当」、「ひとり親家庭等医療費」等を利用している保護者が多い状況がうかがえます。また、公的援助世帯では、「就学援助制度」の利用が約6割、「児童扶養手当」と「ひとり親家庭等医療費」の利用が8割強等と、非生活困難層と概ね同様の傾向となっています。



②児童・生徒の調査結果

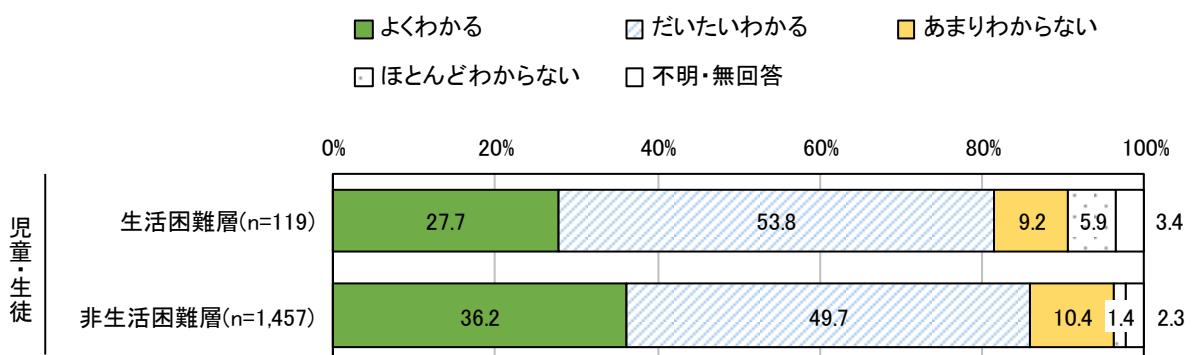
ア. 家庭での学習支援について

家庭で家族の人に勉強をみてもらう状況をみると、生活困難層では「ほとんどない」が3割強と最も多く、非生活困難層に比べ頻度が少ない状況がうかがえます。



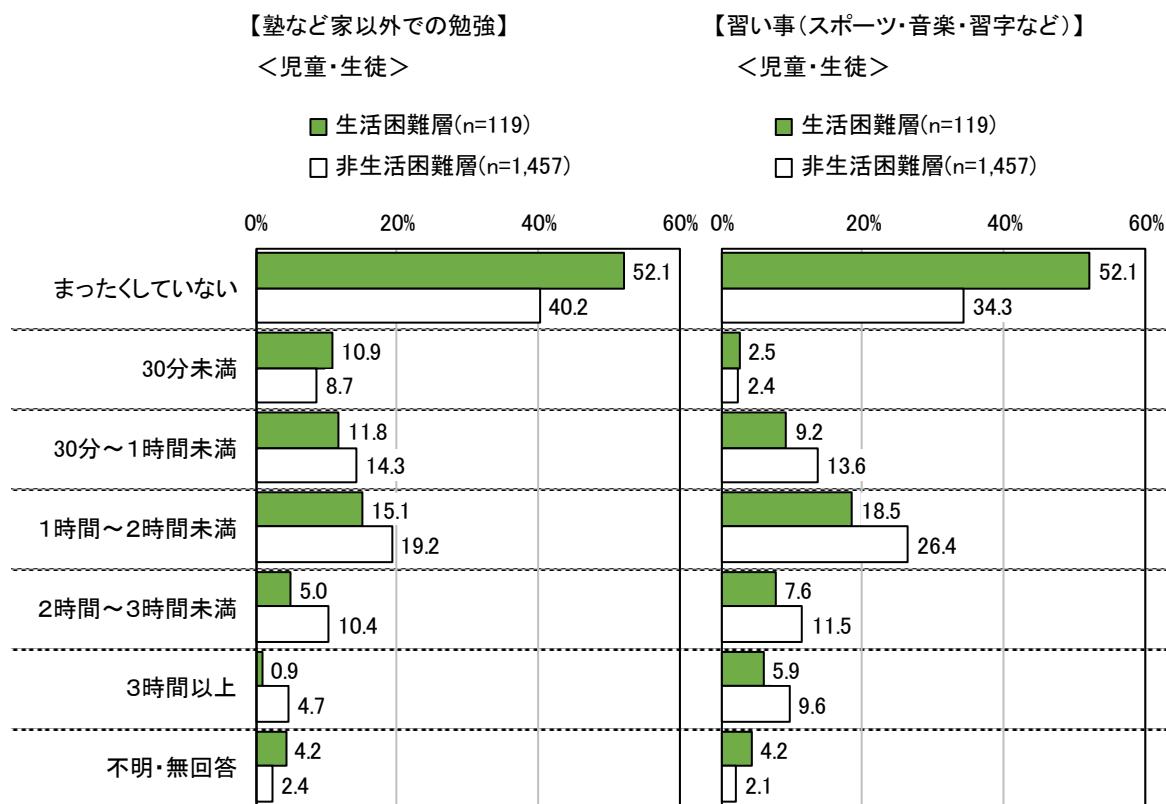
イ. 勉強の理解度について

生活困難層の学校の勉強の理解度をみると、「だいたいわかる」が5割強と最も多いですが、非生活困難層と比べ学校の勉強がよくわかるととらえている児童・生徒が少ない状況がうかがえます。



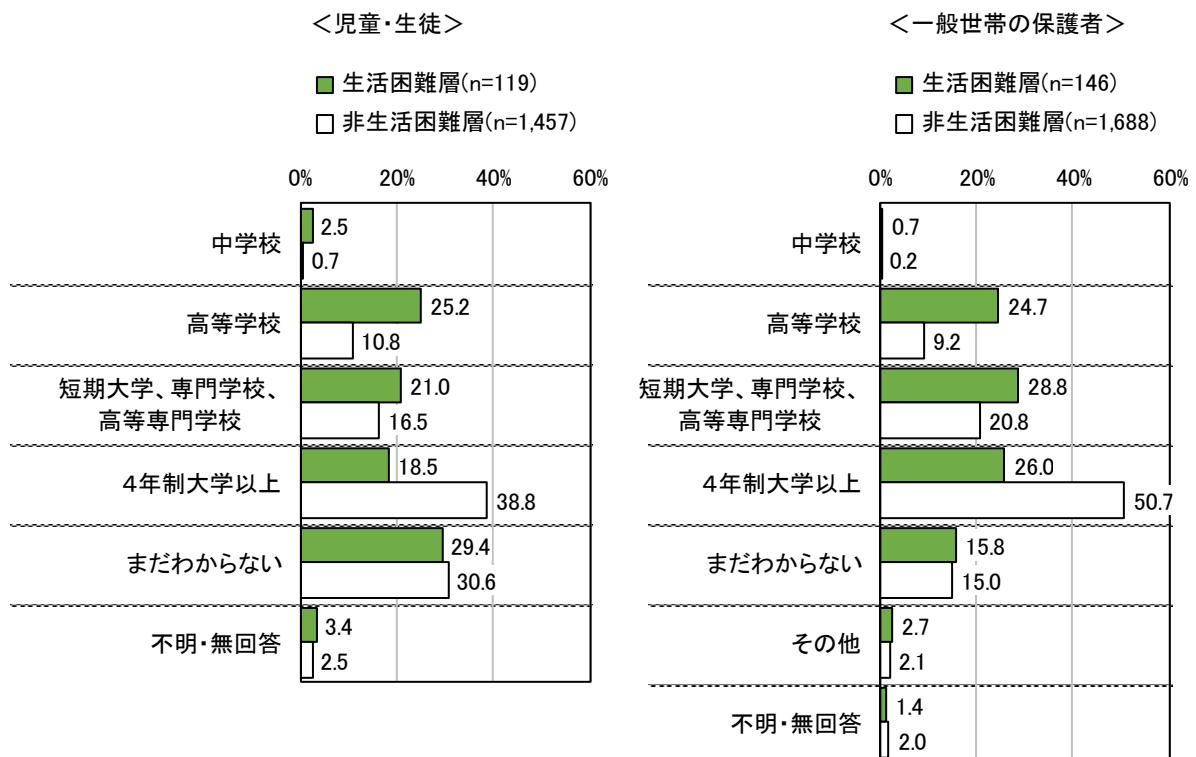
ウ. 放課後の過ごし方について

生活困難層の放課後の過ごし方をみると、非生活困難層と比べ「塾など家以外での勉強」や「習い事」をしていない児童・生徒が多い状況がうかがえます。



エ. 進学について

生活困難層における児童・生徒の進学希望をみると、「まだわからない」が約3割と最も多いながら、非生活困難層と比べ進学希望を高等学校までとする児童・生徒が多い状況がうかがえます。また、生活困難層の保護者の進学希望と比べると、「4年制大学以上」等で児童・生徒の希望が保護者の希望を下回っている状況がうかがえます。



(3) 支援者アンケート調査

・調査の目的

本調査は、日頃から様々な子どもと接する機会が多い関係機関・団体へのアンケートを通じ、生活困窮家庭の子どもや保護者の状況をはじめ、関係機関・団体の支援内容や支援していく上で の困り事・課題、必要とされる支援ニーズ等を把握し、子育てしやすい環境づくりと子どもたちの健全育成を図るための施策を検討していく基礎資料とするために実施しました。

・調査対象

区分	調査対象の分野
公的機関	保健センター
児童養護施設	乳児院
福祉関係機関	社会福祉協議会
	市立保育園
	学童保育運営団体
	主任児童委員
	障がい者福祉施設
教育関係機関	スクールソーシャルワーカー
	高等学校（定時制）
	市立幼稚園
	市立小学校（養護教諭）
	市立中学校（養護教諭）
民間支援団体	子ども食堂
	子育て支援ネットワーク

・調査期間

平成 30 年 11 月 22 日～12 月 10 日

・調査方法

アンケートシートの配布・回収（一部ヒアリングも実施）

・回収結果

配付件数 82 件、回収件数 67 件、回収率 81.7%

①生活困窮家庭の子ども・保護者の状況や抱えている課題について

支援者アンケート調査から、下記のような状況や課題を把握しました。

ア. 保護者について

生活困窮家庭は、母子家庭が特に多く、外国人や未婚のケースもみられることを把握しました。

また、経済的に厳しく、進学費用が返済できないなど、就労や収入が不安定であることを把握しました。

生活面では、子どもと十分に関わる余裕がなく、養育力や生活習慣、他者とのコミュニケーション等に、様々な問題を抱えていることを把握しました。

【支援者が把握した状況】

- ①ひとり親家庭で、特に母子家庭が多い。外国人や未婚のケースもみられる。
- ②仕事が不安定。ダブルワークや無職のケースもみられる。
- ③経済的に厳しい。進学費用が返済できないケースもみられる。
- ④多問題を抱えている。
- ⑤経済的観念、金銭管理意識が希薄。
- ⑥生活がいっぱいいっぱい。子どもと十分に関われない。
- ⑦家庭の養育力に問題がある。
- ⑧保護者の生活習慣の乱れ。不健康。
- ⑨障がいを抱えている人もいる。
- ⑩子どもへの関わり方が苦手。
- ⑪他者との関係づくりが苦手。一人で問題を抱え、孤立化もみられる。

イ. 子どもについて

生活困窮家庭の子どもについて、家庭の様々な要因から生活リズムや基本的な生活習慣の乱れなどから、体調不良や発育の遅れがあり、十分な食事・栄養もとれていないケースや孤食のケースがみられることを把握しました。

衛生面では、時々服の汚れがみられたり、入浴していない場合がみられるなど、衛生面で心配な状態にあることを把握しました。

学校での生活をみると、学習意欲が低い、遅刻・欠席が多い、行事等に参加しない、不登校の問題を抱えているなど、学校に居場所を見つけられない子どももいることを把握しました。

また、愛情不足や情緒面が不安定な面もあり、人との関係づくりやコミュニケーションが苦手であることを把握しました。

【支援者が把握した状況】

- ①不規則な食事。十分な食事・栄養がとれていないケースや孤食のケースもみられる。
- ②むし歯やケガ等の未治療や健診等の未受診。
- ③体調不良。発育の遅れがみられる。
- ④生活リズムの乱れ。基本的生活習慣の習得が不十分。
- ⑤服が汚れている。季節はずれの服装。入浴をしていない。
- ⑥家が片付いていない。不衛生。
- ⑦勉強が遅れがち。学習意欲が低い。
- ⑧学校を遅刻・休みがち。不登校の問題を抱えている。
- ⑨学校の行事等に不参加。
- ⑩学校の用具等が整えられない。
- ⑪発達の遅れがみられる。
- ⑫愛情不足、愛着障がいを抱えている。
- ⑬情緒面が不安定。
- ⑭人間関係・コミュニケーションが苦手。
- ⑮学校に居場所を見つからない。
- ⑯外国人の、日本のマナーやルールを知る機会が少ない。

②生活困窮家庭を支援していく上での課題・困っていることについて

支援していく上での課題・困っていることとしては、生活困窮家庭に対しどこまで、どのように対応してよいのか支援者が悩んでいる状況をはじめ、保護者と連絡がとりづらく、関係が築きにくいため支援につながりにくい、また、集金や書類依頼の催促に苦労している状況等が挙げられていますことを把握しました。

【支援者が把握した状況】

- ①どこまで内情に踏み込んでよいか、どのように対応すればよいかがわからない。
- ②どこも対応できないような事案に悩んでいる。
- ③他の機関との連携方法に困っている。
- ④保護者と関係が築きにくい。聞く耳をもたない。
- ⑤連絡がとりにくい。
- ⑥支援の継続が困難。
- ⑦市の制度や、相談先を知らない。
- ⑧集金や書類依頼の催促等に苦労する。
- ⑨子どもの欠席や体調不良への対応に苦労する。
- ⑩学用品等が揃えられないことに困っている。
- ⑪外国人の支援に苦労する。

③必要・重要と考える支援について

ア. 関係機関・団体との連携について

関係機関・団体との連携としては、情報共有をはじめ、連携強化による支援体制や生活困窮世帯の把握の必要性等が挙げられていることを把握しました。

- ①関係機関との情報共有等の連携強化
- ②関連機関との連携による、生活困窮世帯の問題解決に向けた支援体制づくり
- ③主任児童委員と関係機関との連携強化
- ④生活困窮世帯の把握

イ. 子どもへの支援について

子どもへの支援では、子どもの居場所づくり（子ども食堂、食事支援含む）や学習支援の充実をはじめ、子どもへの相談先等の情報提供、地域の見守り活動等が挙げられていることを把握しました。

- ①子どもの居場所づくり（子ども食堂、食事支援含む）の充実
- ②子どもへの学習支援の充実
- ③子どもへの相談先等の情報提供の充実
- ④生活困窮家庭への見守り活動の充実
- ⑤親子で参加できる場、子どもの体験の場等の充実

ウ. 保護者への支援について

保護者への支援では、各種制度や相談窓口の情報提供をはじめ、孤立化防止に向けた相談支援、就労支援、経済的支援の充実等が挙げられていることを把握しました。

- ①各種制度・相談窓口の情報提供や丁寧な説明等
- ②子どもに関する教育相談等の充実
- ③孤立化防止に向けた保護者への相談支援の充実
- ④就労支援の充実
- ⑤保護者同士の場の充実
- ⑥服等のリサイクル支援
- ⑦保護者の学びの支援
- ⑧経済的支援

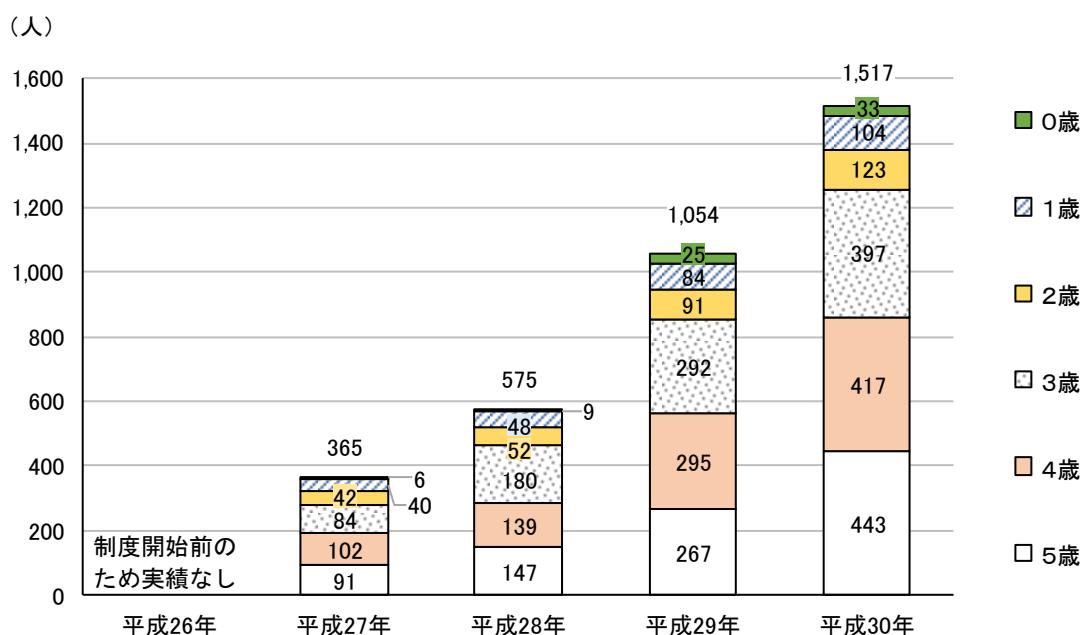
7 教育・保育事業の状況

(1) 幼保連携型認定こども園在園者数の推移

本市の幼保連携型認定こども園の定員数及び在園者数は年々増加しており、平成30年には1,613人の定員数に対し在園者数は1,517人となっています。

年齢別の在園者数は、すべての年齢で増加しています。

■ 幼保連携型認定こども園の在園者数



		(単位:人)				
定員数		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
在園者数	0歳	-	6	9	25	33
	1歳	-	40	48	84	104
	2歳	-	42	52	91	123
	3歳	-	84	180	292	397
	4歳	-	102	139	295	417
	5歳	-	91	147	267	443
	合計	-	365	575	1,054	1,517

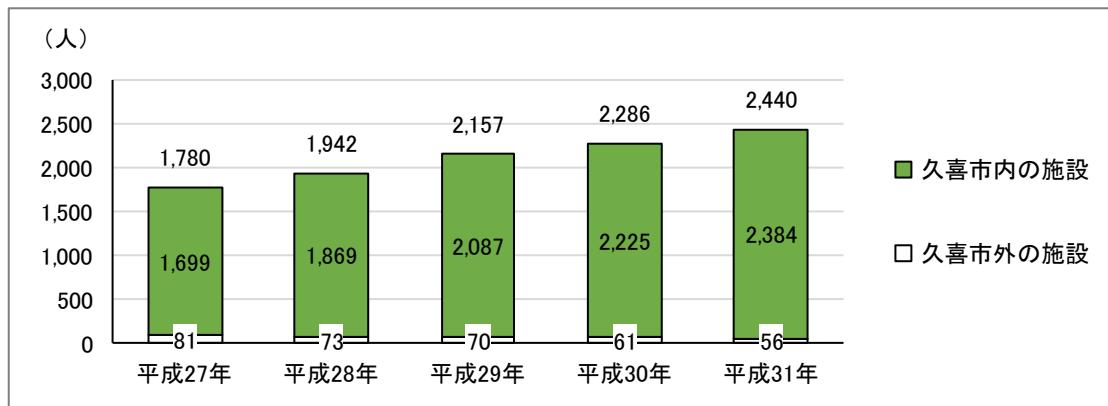
資料：埼玉県学校基本調査(各年5月1日現在)

(2) 認可保育所入所等児童数の推移

本市の認可保育所等の児童数について、市外施設を利用する児童数が年々減少する一方、市内施設を利用する児童数は年々増加しており、平成29年に2,000人を超え、平成31年4月1日現在では2,384人となっています。

年齢別にみると、1・2歳及び3～5歳は毎年増加している状況です。

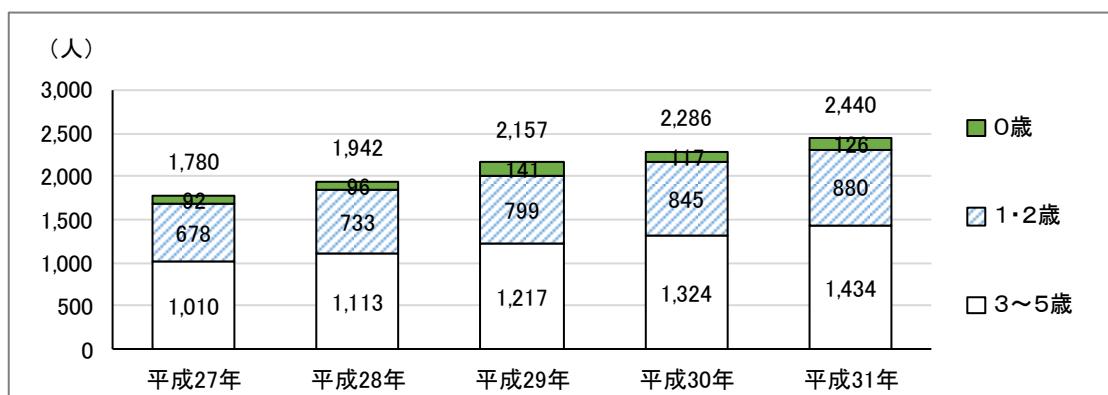
■認可保育所等入所の児童数



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
久喜市内の施設	1,699	1,869	2,087	2,225	2,384
久喜市外の施設	81	73	70	61	56
合計	1,780	1,942	2,157	2,286	2,440

資料:久喜市(各年4月1日現在)

■年齢別の認可保育所等の入所児童数



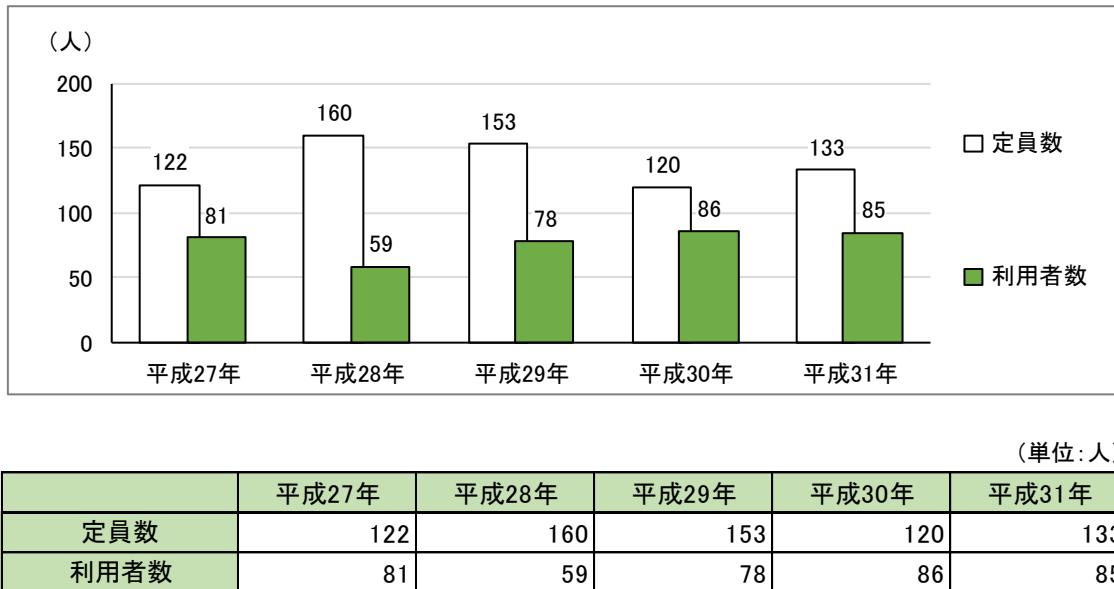
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	92	96	141	117	126
1・2歳	678	733	799	845	880
3～5歳	1,010	1,113	1,217	1,324	1,434
合計	1,780	1,942	2,157	2,286	2,440

資料:久喜市(各年4月1日現在)

(3) 認可外保育施設利用者数の推移

本市の認可外保育施設の利用者数は横ばいで推移しており、平成31年で85人となっています。

■認可外保育施設の利用者数



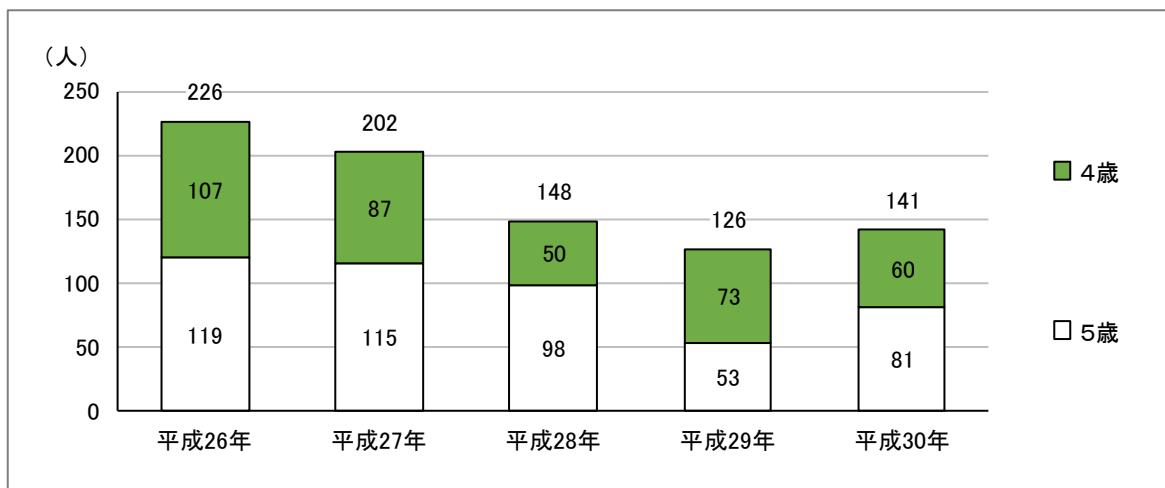
資料:久喜市(各年4月1日現在)

(4) 市立幼稚園在園者数の推移

本市の市立幼稚園の在園者数は、幼保連携型認定こども園の在園者数の増加に伴い、平成29年までは全体的に減少傾向で推移していましたが、平成30年では増加しています。

年齢別にみると、平成30年の4歳と5歳の在園者数は、5歳児が多くなっています。

■市立幼稚園の在園者数



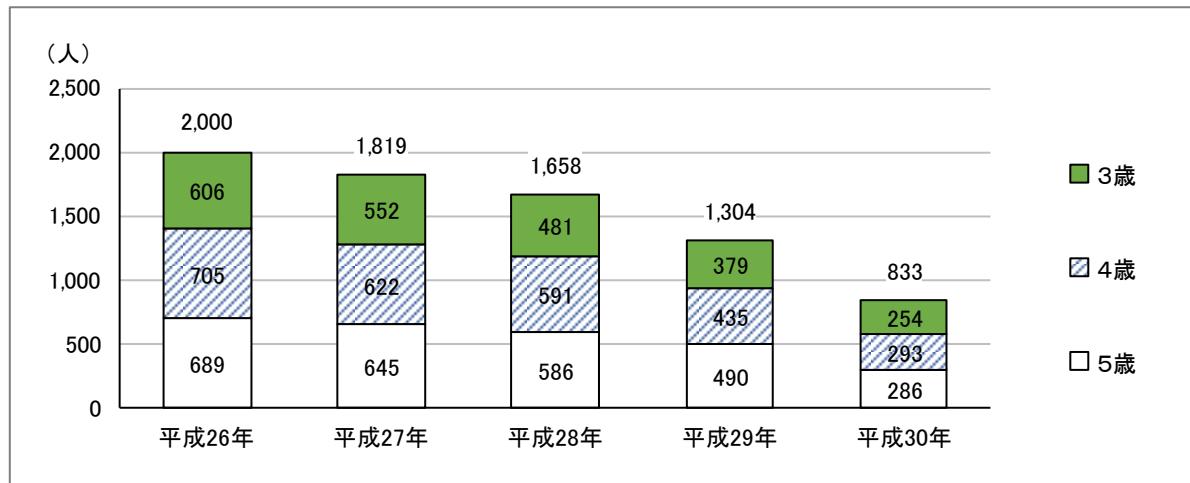
		(単位:人)				
定員数		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
在園者数	4歳	318	318	318	318	318
	5歳	107	87	50	73	60
	合計	226	202	148	126	141

資料:埼玉県学校基本調査(各年5月1日現在)

(5) 私立幼稚園在園者数の推移

本市の私立幼稚園の在園者数は、平成30年は833人で平成26年以降最も少なくなっています。また、定員数も減少傾向にあります。

■私立幼稚園の在園者数



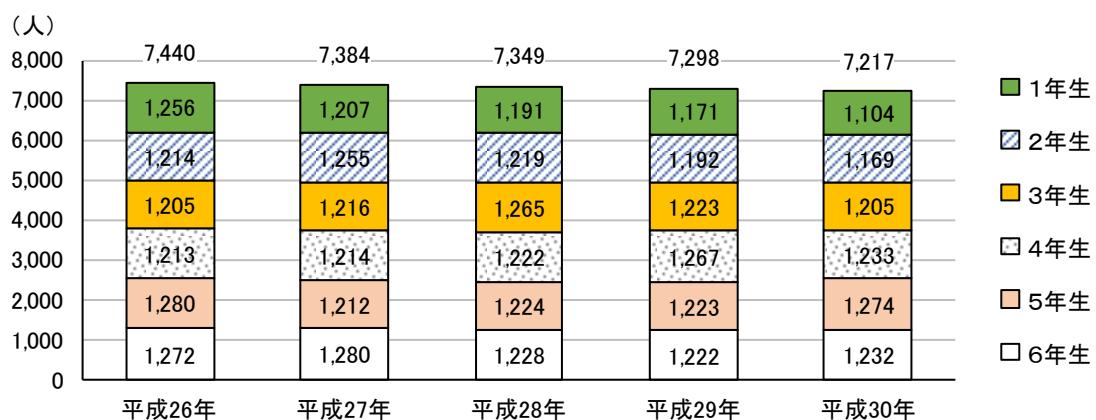
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
定員数		3,055	2,855	2,615	2,125	1,645
在園者数	3歳	606	552	481	379	254
	4歳	705	622	591	435	293
	5歳	689	645	586	490	286
	合計	2,000	1,819	1,658	1,304	833

資料:埼玉県学校基本調査(各年5月1日現在)

(6) 小学校児童数の推移

本市の小学校児童数の推移は、年々減少しており、平成30年で7,217人となっています。

■小学校の児童数



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1年生	1,256	1,207	1,191	1,171	1,104
2年生	1,214	1,255	1,219	1,192	1,169
3年生	1,205	1,216	1,265	1,223	1,205
4年生	1,213	1,214	1,222	1,267	1,233
5年生	1,280	1,212	1,224	1,223	1,274
6年生	1,272	1,280	1,228	1,222	1,232
合計	7,440	7,384	7,349	7,298	7,217

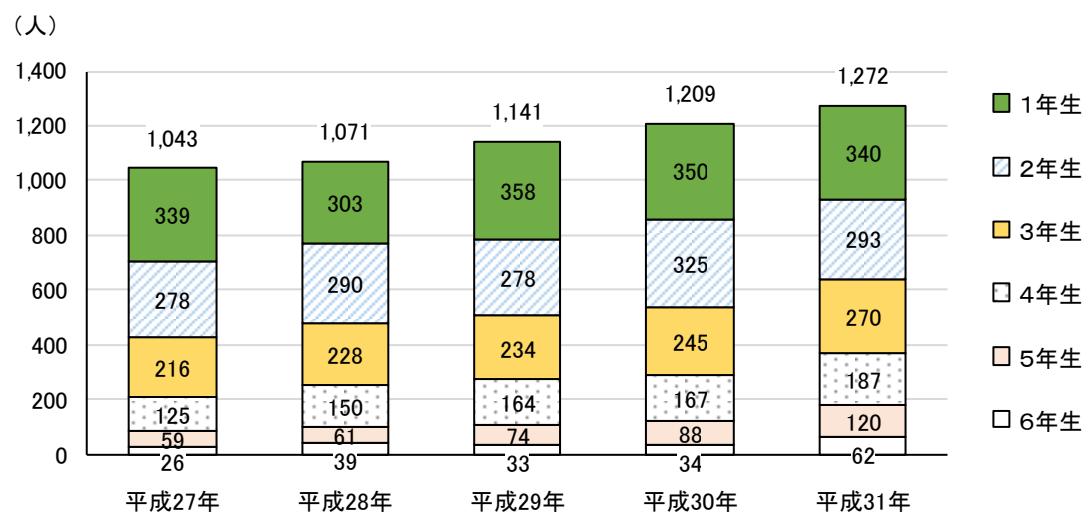
資料:埼玉県学校基本調査(各年5月1日現在)

(7) 放課後児童クラブ利用者数の推移

本市の放課後児童クラブ利用者数の推移は、年々増加しており、平成31年で1,272人となっていきます。

平成30年から平成31年にかけては、3年生以上の利用者数が大幅に増加しています。

■放課後児童クラブの利用者数



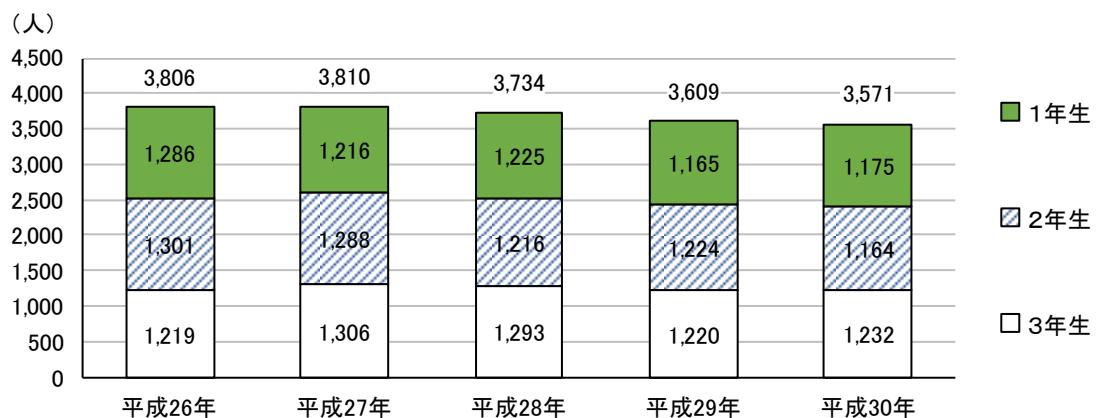
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
1年生	339	303	358	350	340
2年生	278	290	278	325	293
3年生	216	228	234	245	270
4年生	125	150	164	167	187
5年生	59	61	74	88	120
6年生	26	39	33	34	62
合計	1,043	1,071	1,141	1,209	1,272

資料:久喜市

(8) 中学校生徒数の推移

本市の中学校生徒数の推移は、年々減少しており、平成30年で3,571人となっています。

■中学校の生徒数



	(単位:人)				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1年生	1,286	1,216	1,225	1,165	1,175
2年生	1,301	1,288	1,216	1,224	1,164
3年生	1,219	1,306	1,293	1,220	1,232
合計	3,806	3,810	3,734	3,609	3,571

資料:埼玉県学校基本調査(各年5月1日現在)

8 久喜市の子ども・子育てをめぐる課題

◆課題1 質の高い教育・保育と地域の子ども・子育て支援事業の充実

共働き家庭の増加や多様な就労形態などに対応するため、個々の家庭に応じたきめ細やかな対応が求められています。

そのため、すべての子ども・子育て家庭が、必要とする支援を受けられるよう、地域の実情に応じた質の高い教育・保育を提供していく必要があります。

また、身近な地域において気軽に親子の交流や相談ができる場の充実や、子育て家庭の多様なニーズに合わせた子育て支援など、すべての子ども・子育て家庭が安心感や充実感を得られるような地域子ども・子育て支援事業の充実を図る必要があります。

◆課題2 子どもが主役の環境の整備

少子化が急速に進む中で、将来を担うすべての子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境整備が求められています。

そのため、子ども同士が成長に合わせ自ら主体的に社会性を身につけるため、子どもの体験的活動の促進を図るとともに、思春期における心身の急速な成長と生活習慣の乱れなど不安定な状態に対し、正確な知識の普及や子どもの悩み相談を直接受ける体制の充実を図る必要があります。

また、次代の親の育成、幼児教育・学校教育、家庭教育の充実など、子どもの健全な教育環境の充実を図るとともに、障がいのある子どもや、ひとり親家庭の子ども、悩みを抱えている子どもなど、個別に配慮を必要とする子どもとその家庭に対し、福祉関係者のみならず、保健、医療、教育等の地域における関係機関が連携して支援する必要があります。

◆課題3 保護者の子育てを支援する環境の整備

少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化に伴い、妊娠・出産・子育てに不安を覚える家庭が少なくありません。

そのため、すべての家庭が妊娠・出産・子育てに対する不安を抱え込むことがないように、妊娠・出産を経て子育て期に至るまで切れ目なく支援をしていく必要があります。

また、職場や社会のストレスの影響、アレルギー問題、感染症など、母子を取り巻く社会には健康面で様々な不安があり、健康診査や食育の充実など、母子の健康の確保を図る必要があります。

さらに、子どもが安心して成長するためには、保護者が働きながら子育てできる社会環境を確立させることが重要であることから、共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴う教育・保育ニーズに対応するとともに、小学校入学を期に仕事と子育ての両立が困難になることのないよう、放課後児童クラブなどの充実を図る必要があります。

◆課題4 社会全体で子育てを支援する環境の整備

子育ての第一義的な責任は父母その他の保護者が有していますが、次代の社会を担う子どもを健やかに育むことは、地域や社会全体で取り組むべき課題であります。

そのため、子育て支援に取り組む団体や機関、行政などが、それぞれの取組を有機的に結びネットワーク化することで、活動をより効果的なものとし、地域全体の子育て支援機能を高め、子育てしやすいまちづくりを推進する必要があります。

また、地域住民による子育て家庭の見守りなど、地域住民が積極的に子育てに係わり、子育て家庭が地域で安心して暮らせるような子育てしやすいまちづくりを推進していく必要があります。

さらに、地域全体で子育てる意識の醸成、子育てボランティア・子育て支援団体の育成など、地域が一体となって子育てを支援する体制づくりを推進する必要があります。

アンケート調査によると、就労している母親が増加し、就労時間も長時間化していることもうかがえることから、家庭や職場、身近な地域など、あらゆる環境において、これまで以上にワークライフバランス（仕事と生活の調和）を推進していく必要があります。

◆課題5 子どもの安全・安心を見守る環境の整備

子どもが交通事故や犯罪等に巻き込まれたりするなど、子どもを取り巻く社会環境に不安を抱く保護者も多くいることから、子どもを安心して産み、育てることができるよう安全なまちにすることが求められます。

そのため、交通事故や犯罪等の被害に遭わないように保護者や子ども自身の意識を高めるとともに、地域が一体となって犯罪の起こりにくい環境づくりを図る必要があります。

さらに、子どもや子どもを連れた保護者が安全に安心して外出するためには、道路・公園、公共建築物のバリアフリー化など、安全性を確保していくことが重要となることから、子どもや子どもを連れた保護者に配慮した都市空間の形成を推進していく必要があります。

◆課題6 子どもの貧困対策を推進する環境の整備

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが求められます。

そのため、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していくける社会の実現を目指し、教育の支援や生活の支援、保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

また、国、県、民間の企業・団体等と連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって市民の幅広い理解と協力を得ることにより、子どもの貧困対策を推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

～ 子育てをみんなで支え、すべての子どもが
健やかに成長できるまちづくり～

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。少子高齢社会にあって、本市の未来を担う子どもの、しあわせで健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組む重要な課題であり、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て家庭を社会全体で支えるまちづくりは、市民すべての願いです。

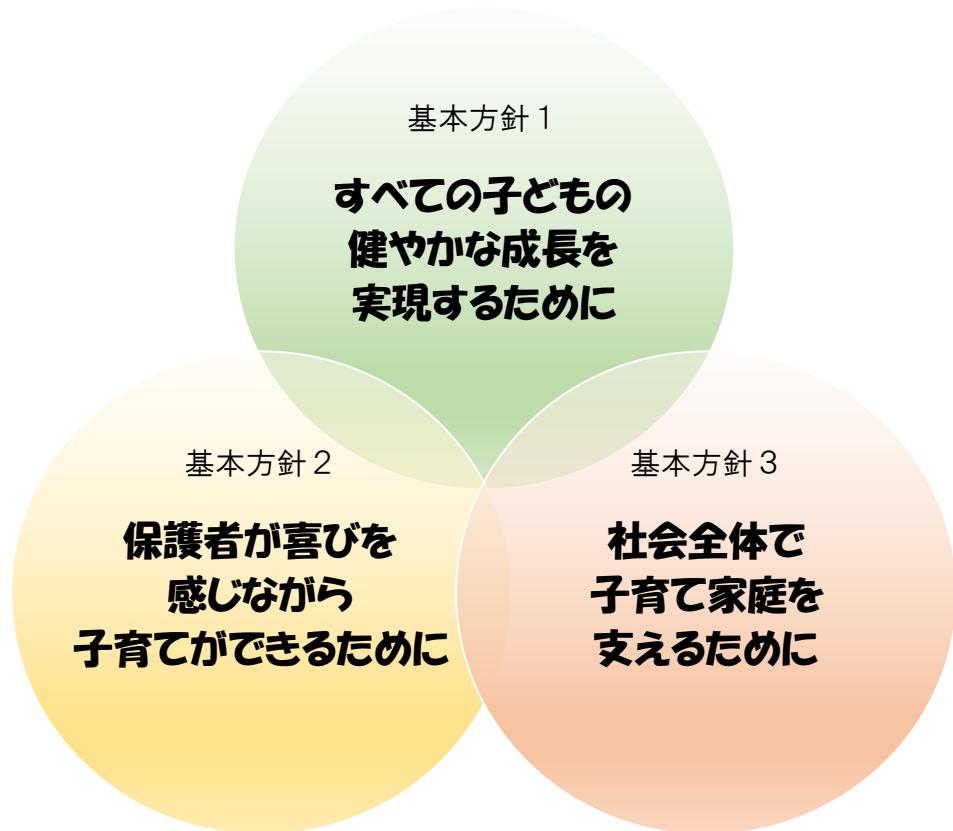
本市の子ども・子育て支援策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭・事業所・地域において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育て家庭や地域が子育てに伴う喜びを享受することにより、本市に「住んでよかった」「住みつけたい」「住んでみたい」と実感できるように配慮して推進します。

また、本市では引き続き、子ども一人ひとりの人権が最大限尊重されるように配慮し、次代を担うすべての子どもたちが健やかに成長し、子ども自身が持っている育つ力や個性を最大限に發揮し、大きな夢を描き飛躍することができるような環境づくりを目指します。

さらに、保護者が子どもを育てる喜びを実感できるとともに、社会すべての構成員が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、子どもや子育て中の家庭を見守り、手を差し伸べることができる社会を築くために「子育てをみんなで支え、すべての子どもが健やかに成長できるまちづくり」を基本理念としてこの計画を推進していきます。

2 計画の基本方針

基本理念に基づき、次の3つを基本方針として設定します。



基本方針1 すべての子どもの健やかな成長を実現するために

すべての子どもの個性を尊重し、健やかに成長することのできる環境づくりを進めます。

基本方針2 保護者が喜びを感じながら子育てができるために

保護者が、保護者としての責任と自覚を持ちながら、楽しんで子育てができる体制づくりを進めます。

基本方針3 社会全体で子育て家庭を支えるために

子どもや子育て中の保護者が、周囲からの支援を受けながら安心して暮らせるための環境づくりを進めます。

3 計画の基本目標

基本目標1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実

子育ての第一義的な責任は家庭にあることを前提として、さまざまな家庭の状況に応じたニーズに対応できる教育・保育事業等の提供体制の充実を図るとともに、適切な情報提供や利用者支援を行うことにより、本当に支援を必要とする家庭が利用しやすい環境づくりを推進します。

また、子育て家庭の孤立化が生じないよう、気軽に相談できる場の確保や、身近な地域における交流の場の充実、地域と子ども、家庭との関係づくりを図るなど、子育て家庭を地域全体で支えていくことができる体制づくりを推進します。

基本目標2 子どもが主役の環境づくり

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を育み、かつ、調和のとれた人間として成長するために、心身の教育・人権の尊重を土台とし、探求心や学習意欲を向上させるため、教育の質を高めるとともに、地域に開かれた学校づくりに取り組み、学校教育の充実を図ります。

また、ひとり親家庭等の自立に向けた支援、各種在宅福祉サービスの充実による障がいのある子どもと家庭への支援、児童虐待の防止など、支援を必要とする家庭を支える取組を推進するとともに、子育てにかかる経済的な負担の軽減など、育てやすい環境づくりを推進します。

基本目標3 保護者の子育てを支援する環境づくり

子育てに関する不安や負担を感じている家庭、支援を必要としている家庭に対し、子どもを地域の宝として捉え、地域全体で子育てを支援していくことができる体制づくりを行うため、地域における相談や交流の場づくり、支えあいの関係づくりを推進します。

また、子どもの健やかな成長を支援するため、親子の健康に関する相談や健康診査・保健指導、医療体制の充実を図るとともに、食についての自己管理能力を養う食育の推進など、親子の健康の確保と増進に努めます。

さらに、次代の親を育成する観点から、子どもを産み育てるこの意義、子どもや家庭をもつことの重要性について理解を深めるため、家庭教育に関する情報提供や、相談、学習機会や世代間交流の機会の確保を図ります。

基本目標4 社会全体で子育てを支援する環境づくり

保護者の就労形態による多様なニーズに応じた子育てができるよう、教育・保育事業だけでなく、家庭・地域・事業所等の連携と共通理解を図り、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりを推進します。

また、家庭において、父親と母親がともに役割分担しながら、共同で家事・育児等を担うことができるよう、父親の子育て参加の促進、育児休業の活用等、子どもを第一に捉えた働き方、暮らし方ができる意識づくり、環境づくりを推進します。

さらに、地域に根ざした子育て支援に関するさまざまな活動やボランティア活動などを通じ、地域住民の経験や知識・技能などを積極的に活用し、地域の連帯感や教育力の向上に努めるとともに、子育て家庭を地域全体で支えあうための地域住民による自主的な活動の輪を広げ、子育て支援ネットワークの形成を推進します。

基本目標5 子どもの安全・安心を見守る環境づくり

地域が一体となって、子どもを見守ることで、子どもを犯罪などから守り、子どもが安全に安心して外出できる環境づくりを推進します。

また、道路や公園、公共建築物のバリアフリー化や、交通安全環境の整備により、子どもや子どもを連れた保護者が安全に安心して外出できる環境づくりを推進します。

さらに、子どもを交通事故から守るため、交通安全教育等の活動を推進します。

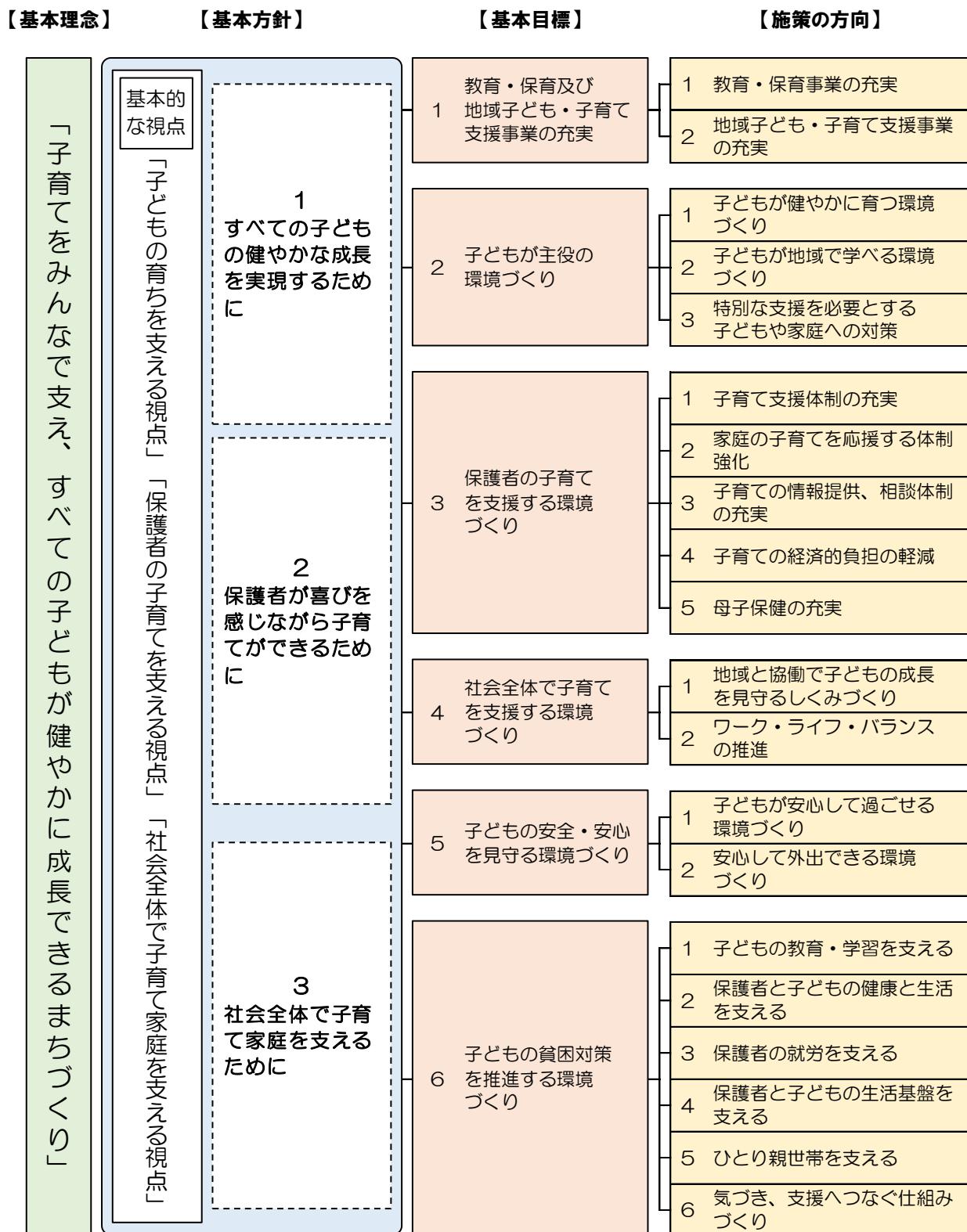
基本目標6 子どもの貧困対策を推進する環境づくり

子どもの学習意欲と学力の向上に取り組むとともに、子どもの教育の機会均等を図るために、教育に係る経済的負担を軽減し、生まれ育った環境に左右されることのない教育環境の整備を推進します。

また、子育てをする保護者が孤立しないよう、安心して相談できる居場所づくりと相談支援体制の充実を図るとともに、経済的支援はもとより、生活支援や就労支援、ひとり親世帯への支援など、継続的かつ包括的なサポート体制づくりを推進します。

さらに、関係機関等との連携を強化し、支援が必要な保護者を把握し適切な支援につなぐなど、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

4 計画の体系図



第4章 量の見込みと確保の方策

1 子ども・子育て支援制度について

「子ども・子育て支援制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことといいます。

制度の主な内容は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域における子ども・子育て支援事業の充実」です。

平成28年には、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設の設置者に対する助成及び援助を行う事業（以下「企業主導型保育事業」という。）等を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の法改正を行いました。

また、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月閣議決定）において、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に転換するため、幼児教育・保育の無償化に向けた方針を示し、平成31年2月に子ども・子育て支援法を改正し、令和元年10月1日から施行しました。

2 子ども・子育て支援制度の事業体系

（1）子ども・子育て支援給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付は「子どものための教育・保育給付」（施設型給付費と地域型保育給付費）と「子育てのための施設等利用給付」（施設等利用費）に分かれます。

◆施設型給付費

施設型給付費の対象は、「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」の教育・保育施設です。本市が施設等に対して施設型給付費を支給することになります。

◆地域型保育給付費

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象になります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

◆施設等利用費

幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合に利用料の給付を行います。

施設等利用費の対象は、認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

（2）その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

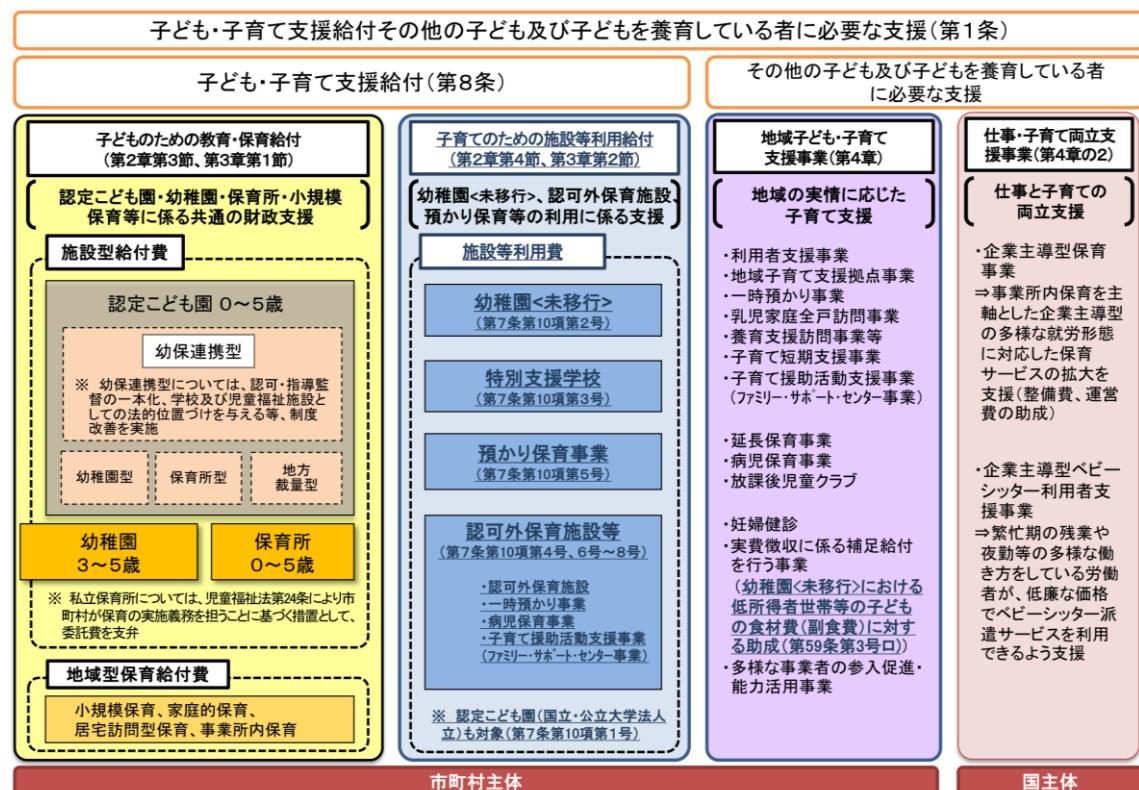
◆地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、本市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で13事業が定められており、各市町村でニーズに応じた事業を実施することとされています。本市では、これらの事業以外にも独自の事業を実施し、地域の課題解決のために必要なサービスを提供していきます。

◆仕事・子育て両立支援事業

仕事・子育て両立支援事業は、国が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対し、助成及び援助を行う事業で、具体的には、企業主導型保育事業と企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を行います。

■子ども・子育て支援制度の全体像



(3) 教育・保育認定について

子ども・子育て支援給付については、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

①認定区分

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、原則、次の1号～3号の区分で行われます。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設			
			幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育事業
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳児	必要としない	○		○	
2号認定 (保育認定)		必要とする		○	○	
3号認定 (保育認定)	0～2歳児			○	○	○

※2号認定の保育が必要な子どもでも幼稚園を利用することがあります。

※教育標準時間認定とは、1日4時間程度の幼児教育の時間のことです。

※2号、3号の保育認定には、1日11時間までの保育標準時間と、1日8時間までの保育短時間があります。

②認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては、以下の3点について基準を設定します。

事由	<p>ア、就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 イ、就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、妊娠・出産、同居親族の介護、災害復旧、求職活動、就学及び職業訓練、虐待及びDV等、また、それらに類するものとして本市が認める場合</p>
区分	<p>ア、保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) イ、保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、就労の下限時間を64時間以上と設定)</p>
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

3 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件や現在の教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

また、市町村は区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならぬとされています。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市では、利用者の利便性に配慮しつつ、サービスに関わる需要と供給の適正なバランスを取るために、保育施設等については、区域を細分化し、久喜・菖蒲地区と栗橋・鷺宮地区の2区域として設定し、その他の事業については、事業の利用状況や特性などを総合的に勘案して、市全域を1区域として設定しました。



■教育・保育提供区域

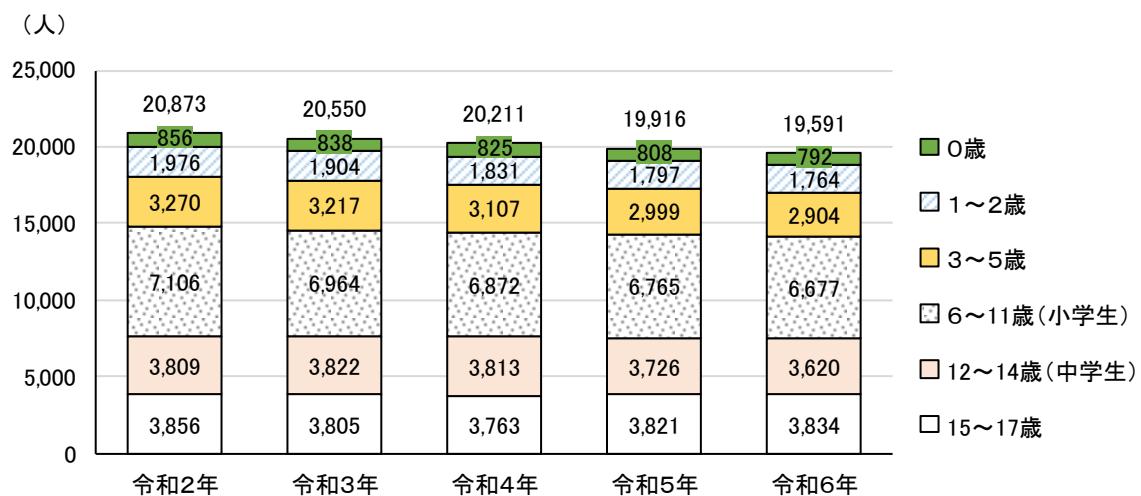
	事業の名称	区域設定
支援給付 子ども・子育て	教育施設（幼稚園・認定こども園）	1区域 (市全域)
	保育施設（保育所・認定こども園）	2区域 (久喜・菖蒲地区) (栗橋・鷺宮地区)
	地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援に関する事業	1区域 (市全域)
	延長（時間外）保育事業	2区域 (久喜・菖蒲地区) (栗橋・鷺宮地区)
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1区域 (市全域)
	子育て短期支援（ショートステイ）事業	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
	地域子育て支援拠点事業	
	一時預かり事業	
	病児保育事業	
	ファミリー・サポート・センター事業	
	妊婦健康診査事業	
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

4 児童数の将来推計

本計画の対象となる児童の見込みについては、平成 27 年から平成 31 年までの住民基本台帳人口データ（各年 4 月 1 日現在）を用いて、コーホート変化率法^{※8}により、計画の最終年度である令和 6 年までの推計を行いました。

児童数は、いずれの年代も減少し、令和 5 年には 20,000 人を下回るなど、令和 6 年には 19,591 人となることが見込まれます。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」については、平成 30 年度に実施した、「久喜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果及び「児童数の将来推計」とともに、事業の利用実績等を勘案して算出しています。



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	856	838	825	808	792
1~2歳	1,976	1,904	1,831	1,797	1,764
3~5歳	3,270	3,217	3,107	2,999	2,904
6~11歳(小学生)	7,106	6,964	6,872	6,765	6,677
12~14歳(中学生)	3,809	3,822	3,813	3,726	3,620
15~17歳	3,856	3,805	3,763	3,821	3,834
合計	20,873	20,550	20,211	19,916	19,591

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

※8 コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

5 幼児教育・保育等の推進に関する体制の確保

(1) 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援を提供するための方策

乳幼児期における教育及び保育の質を高めるため、職員等の研修機会の充実を図ります。

(2) 2歳までの保育事業と3歳からの教育・保育事業の連携方策

主に2歳児までを対象とする地域型保育事業の利用者が、卒園後に円滑に幼稚園や保育所等に入園・入所することができるよう、日頃から事業者間や子ども同士の交流機会を提供します。

(3) 幼児期の教育・保育事業と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組推進

就学前の子どもが小学校に進学する際、円滑に小学校生活に適応することができるよう、就学前の子どもが日頃から小学生と交流する機会を提供します。また、発達障がいの疑いがある子どもなど、特に支援を必要とする子どもの情報共有を行ったり、保育士・幼稚園教諭と小学校教諭が相互に教育・保育の理解を深め、より良い教育を提供できるよう、職員同士による研修・交流機会の充実を図ります。

6 教育・保育等の円滑な利用に係る取組

(1) 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、いわゆる「外国につながる幼児」の増加が見込まれる中、当該幼児及びその家庭が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談可能な窓口の設定、就園に必要な手続きや事業の利用に関する情報へのアクセスの向上を図ります。

基本目標1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実

施策の方向1 教育・保育事業の充実

○すべての子育て家庭が、希望する教育・保育施設を利用できるように、計画的に施設を整備し、提供体制を確保するとともに、教育・保育の質の向上を図ります。

(1) 学校教育の提供（幼稚園・認定こども園）

①事業内容・現状

1号認定を受けた子どもに対して、幼稚園又は認定こども園の幼稚園機能が学校教育を提供する事業です。

市内では平成31年4月1日現在で、市立幼稚園2か所、私立幼稚園2か所、私立認定こども園10か所において事業を実施しています。

■第1期計画の実績（1号認定）

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
申込み実績①	2,198	2,146	1,915	1,771	1,635
確保の内容②	3,095	2,999	2,723	2,261	2,181
申込み実績と確保の内容の差（②-①）	897	853	808	490	546

※実績は各年4月1日時点の利用者数

②量の見込み及び確保の内容

量の見込みは、児童数の減少に伴い年々減少するものと予測されます。確認を受ける幼稚園と認定こども園、確認を受けない幼稚園を合わせた確保の内容については、量の見込みに対応できる体制となっています。今後も、事業所の協力を得て提供体制を維持します。

■量の見込み及び確保の内容（1号認定）

（単位：人）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	市内の子ども	1,470	1,451	1,405	1,360	1,321
	市外の子ども	152	150	146	141	137
合計①		1,622	1,601	1,551	1,501	1,458
確保の内容	市内	幼稚園・認定こども園	1,681	1,681	1,681	1,681
		確認を受けない幼稚園	160	160	160	160
	市外	261	257	249	241	234
合計②		2,102	2,098	2,090	2,082	2,075
量の見込みと確保の内容の差（②-①）		480	497	539	581	617

※見込は各年4月1日時点の利用者数

(2) 保育の提供（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

①事業内容・現状

2号及び3号認定を受けた子どもに対して、保育所、地域型保育事業又は認定こども園の保育所機能が保育を提供する事業です。

市内では平成31年4月1日現在で、市立保育所6か所（分園1か所含む）と私立保育所14か所（分園2か所含む）、私立認定こども園10か所、小規模保育施設6か所において実施しています。

提供区域は、久喜・菖蒲地区及び栗橋・鷺宮地区の市内2区域としています。

【久喜・菖蒲地区】

久喜・菖蒲地区では平成31年4月1日現在で、市立保育所6か所（分園1か所含む）と私立保育所5か所、私立認定こども園6か所、小規模保育施設4か所において実施しています。

■第1期計画の実績（2・3号認定）

（単位：人）

3号認定・0歳	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
申込み実績①	63	80	83	67	75
確保の内容②	89	89	97	101	110
申込み実績と確保の内容の差（②-①）	26	9	14	34	35

3号認定・1、2歳	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
申込み実績①	392	430	456	462	521
確保の内容②	357	379	412	414	438
申込み実績と確保の内容の差（②-①）	▲35	▲51	▲44	▲48	▲83

2号認定・3～5歳	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
申込み実績①	608	657	733	744	831
確保の内容②	617	673	797	871	965
申込み実績と確保の内容の差（②-①）	9	16	64	127	134

※実績は各年4月1日時点の利用者数

【栗橋・鷺宮地区】――――――

栗橋・鷺宮地区では平成31年4月1日現在で、私立保育所9か所（分園2か所含む）、私立認定こども園4か所、小規模保育施設2か所において実施しています。

■第1期計画の実績（2・3号認定）

(単位：人)

3号認定・0歳	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
申込み実績①	45	43	71	67	72
確保の内容②	87	91	93	98	102
申込み実績と確保の内容の差（②-①）	42	48	22	31	30

3号認定・1、2歳	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
申込み実績①	347	384	449	460	448
確保の内容②	347	354	388	417	419
申込み実績と確保の内容の差（②-①）	0	▲30	▲61	▲43	▲29

2号認定・3～5歳	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
申込み実績①	470	509	563	645	678
確保の内容②	438	490	556	669	659
申込み実績と確保の内容の差（②-①）	▲32	▲19	▲7	24	▲19

※実績は各年4月1日時点の利用者数

②量の見込み及び確保の内容

量の見込みは、共働き世帯の増加や幼児教育・保育の無償化等の影響により、年齢において若干ばらつきがあるものの全体的には増えるものと予測されます。

【久喜・菖蒲地区】

久喜・菖蒲地区では、3号認定の0歳と2号認定は、量の見込みに対応できる体制は整っていますが、3号認定の1、2歳は、令和2年度に不足する見込みとなっています。

これらの量の見込みに対応するため、引き続き、小規模保育の整備を推進するほか、低年齢児の保育ニーズへの対応や小規模保育からの預け先を確保するため、保育所の整備を推進するとともに、幼稚園から認定こども園への移行を促進し、確保体制を整備します。

■量の見込み及び確保の内容（2・3号認定）

(単位：人)

3号認定・0歳		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	市内の子ども	77	84	93	102	111
	市外の子ども	2	2	2	2	3
	合計①	79	86	95	104	114
確保の内容	市内	113	125	128	131	131
	市外	2	2	2	2	3
	合計②	115	127	130	133	134
量の見込みと確保の内容の差（②-①）		36	41	35	29	20

3号認定・1、2歳		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	市内の子ども	504	500	495	499	505
	市外の子ども	18	18	18	18	18
	合計①	522	518	513	517	523
確保の内容	市内	450	500	499	515	515
	市外	18	18	18	18	18
	合計②	468	518	517	533	533
量の見込みと確保の内容の差（②-①）		▲54	0	4	16	10

2号認定・3～5歳		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	市内の子ども	831	842	838	833	832
	市外の子ども	15	15	15	15	14
	合計①	846	857	853	848	846
確保の内容	市内	980	1,040	1,040	1,021	1,002
	市外	15	15	15	15	14
	合計②	995	1,055	1,055	1,036	1,016
量の見込みと確保の内容の差（②-①）		149	198	202	188	170

※見込は各年4月1日時点の利用者数

【栗橋・鷺宮地区】――――――

栗橋・鷺宮地区では、3号認定の0歳は、量の見込みに対応できる体制は整っていますが、3号認定の1、2歳及び2号認定については、令和2年度に不足する見込みとなっています。

これらの量の見込みに対応するため、引き続き、小規模保育の整備を推進するほか、低年齢児の保育ニーズへの対応や小規模保育からの預け先を確保するため、保育所の整備を推進し、確保体制を整備します。

■量の見込み及び確保の内容（2・3号認定）

(単位：人)

3号認定・0歳		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	市内の子ども	72	77	83	88	94
	市外の子ども	2	2	2	2	2
	合計①	74	79	85	90	96
確保の内容	市内	103	118	118	118	118
	市外	2	2	2	2	2
	合計②	105	120	120	120	120
量の見込みと確保の内容の差（②-①）		31	41	35	30	24

(単位：人)

3号認定・1、2歳		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	市内の子ども	444	446	445	453	460
	市外の子ども	10	9	9	9	9
	合計①	454	455	454	462	469
確保の内容	市内	428	478	478	478	478
	市外	10	9	9	9	9
	合計②	438	487	487	487	487
量の見込みと確保の内容の差（②-①）		▲16	32	33	25	18

(単位：人)

2号認定・3～5歳		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	市内の子ども	660	666	659	652	647
	市外の子ども	29	29	29	28	28
	合計①	689	695	688	680	675
確保の内容	市内	631	746	746	746	746
	市外	29	29	29	28	28
	合計②	660	775	775	774	774
量の見込みと確保の内容の差（②-①）		▲29	80	87	94	99

※見込は各年4月1日時点の利用者数

施策の方向2 地域子ども・子育て支援事業の充実

○子育て家庭の多様なニーズに対し、きめ細やかなサービスを提供するとともに、子育て家庭が子育てに対する安心感や充実感を得ることができるように、地域子ども・子育て支援事業を充実します。

(1) 利用者支援事業

①事業内容・現状

保護者が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供や助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整や情報集約を行う事業（基本型・特定型）です。

また、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩みに対し、保健師などが専門的な立場で相談や支援を行う事業（母子保健型）です。

■第1期計画の実績

(単位：か所)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (見込値)
事業実績①	4	4	8	8	8
確保の内容②	4	4	8	8	8
事業実績と確保の内容の差（②-①）	0	0	0	0	0

②量の見込み及び確保の内容

本庁、各総合支所の児童福祉担当窓口において、教育・保育事業等の情報提供、相談等により利用者や利用を予定している方を支援します。

各保健センターでは、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談のほか、必要に応じて支援プランを作成し、妊娠・出産・子育てを支援します。

実施にあたっては、関係所属所や子育て中の保護者の身近な相談先である地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）などと連携を図り、保護者等に対して、総合的な支援を行います。

■量の見込み及び確保の内容

(単位：か所)

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	基	母	基	母	基	母	基	母	基	母
量の見込み①	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
確保の内容②	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
量の見込みと確保の内容の差（②-①）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※基：基本型・特定型 母：母子保健型

(2) 延長（時間外）保育事業

①事業内容・現状

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、長時間の就労や通勤時間などにより保育時間（8時間又は11時間）を超える保育が必要な場合、保育所等での保育時間を延長して乳幼児の保育を行う事業です。

市内では、平成31年4月1日現在、市立保育所2か所、私立保育所14か所（分園2か所含む）、私立認定こども園9か所、小規模保育施設5か所の合計30か所で実施しています。

提供区域は、久喜・菖蒲地区及び栗橋・鷺宮地区の市内2区域としています。

【久喜・菖蒲地区】-----

久喜・菖蒲地区では、平成31年4月1日現在、市立保育所2か所、私立保育所5か所、私立認定こども園6か所、小規模保育施設4か所の合計17か所で実施しています。

■第1期計画の実績

(単位：人、か所)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (見込値)
利用実績①	220	273	370	408	408
確保の内容②	265	281	380	411	497
利用実績と確保の内容の差（②-①）	45	8	10	3	89
実施か所	10	12	14	14	17

【栗橋・鷺宮地区】-----

栗橋・鷺宮地区では、平成31年4月1日現在、私立保育所9か所（分園2か所含む）、私立認定こども園3か所、小規模保育施設1か所の合計13か所で実施しています。

■第1期計画の実績

(単位：人、か所)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (見込値)
利用実績①	287	263	365	414	414
確保の内容②	286	284	367	418	440
利用実績と確保の内容の差（②-①）	▲1	21	2	4	26
実施か所	8	9	10	10	13

②量の見込み及び確保の内容

延長保育を実施している事業所の協力を得て提供体制を維持し、延長保育希望者全員を受け入れます。

今後、市内全体では、私立保育所3か所、小規模保育施設4か所の整備を見込んでいます。

【久喜・菖蒲地区】

今後、久喜・菖蒲地区では、私立保育所1か所、小規模保育施設4か所の整備を見込んでいます。

■量の見込み及び確保の内容

(単位：人、か所)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み①	408	400	388	376	365
確保の内容②	532	595	600	605	605
量の見込みと確保の内容の差（②-①）	124	195	212	229	240
実施か所	19	22	23	24	24

【栗橋・鷺宮地区】

今後、栗橋・鷺宮地区では、私立保育所2か所の整備を見込んでいます。

■量の見込み及び確保の内容

(単位：人、か所)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み①	414	402	390	378	367
確保の内容②	445	551	551	551	551
量の見込みと確保の内容の差（②-①）	31	149	161	173	184
実施か所	14	16	16	16	16

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

① 事業内容・現状

保護者の就労等により、保育を必要とする小学校就学児童に対し、保護者に代わり生活指導等を行い、児童の健全な育成を図る事業です。

市内には、小学校が23校あり、放課後児童クラブの設置数は23か所となっています。うち、22か所は公設で指定管理により運営しており、1か所は民設で業務委託により運営しています。

■第1期計画の実績

(単位：人、か所)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
利用実績①	1,043	1,071	1,141	1,209	1,272
確保の内容②	982	1,092	1,132	1,132	1,187
利用実績と確保の内容の差（②-①）	▲61	21	▲9	▲77	▲85
実施か所	22	23	24	23	23

②量の見込み及び確保の内容

確保の内容が不足している部分については、今後の利用状況を見ながら、既存の放課後児童クラブの定員枠の拡充を図り、必要に応じて施設整備を図ります。

新たな施設整備にあたっては、小学校や教育委員会など関係各所との協議を図りながら、余裕教室等の活用を図ります。

また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については19か所整備しており、一体型によらない放課後児童クラブ及び放課後子ども教室についても、引き続き連携して実施していきます。

なお、特別な配慮を必要とする児童への対応についても、引き続き関係各所で連携を図りながら安全・安心な保育に努めます。

■量の見込み及び確保の内容

(単位：人、か所)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み①	1,269	1,269	1,288	1,291	1,298
1年生	204	204	214	203	198
2年生	209	209	210	217	207
3年生	201	213	214	214	223
4年生	211	205	219	219	218
5年生	218	215	210	223	224
6年生	226	223	221	215	228
確保の内容②	1,242	1,277	1,312	1,312	1,312
量の見込みと確保の内容の差（②-①）	▲27	8	24	21	14
実施か所	23	23	23	23	23



(4) 子育て短期支援（ショートステイ）事業

①事業内容・現状

保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、乳児院など保護を適切に行うことができる施設において、原則7日以内として養育・保護を行う事業です。

本市では現在、2事業所と委託契約を結び、3歳未満の乳幼児を対象に事業を実施しています。

■第1期計画の実績

(単位：人日、か所)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (見込値)
利用実績①	13	0	14	0	14
確保の内容②	13	0	14	0	14
利用実績と確保の内容の差（②-①）	0	0	0	0	0
実施か所	2	2	2	2	2

②量の見込み及び確保の内容

量の見込みに対し、現状の提供体制で確保の内容は満たすことができるため、今後においても現在の提供体制を維持し、対応します。

■量の見込み及び確保の内容

(単位：人日、か所)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み①	56	55	54	53	52
確保の内容②	56	55	54	53	52
量の見込みと確保の内容の差（②-①）	0	0	0	0	0
実施か所	2	2	2	2	2

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業内容・現状

保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本市では現在、生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を対象に事業を行っています。

■第1期計画の実績

(単位：家庭)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (見込値)
事業実績	942	947	964	884	892

②量の見込み及び確保の内容

各年度の0歳児の推計人口を量の見込みとしています。

提供体制を維持し、乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問します。

■量の見込み及び確保の内容

(単位：家庭)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	856	838	825	808	792
確保の内容（実施機関）	中央保健センター				

(6) 養育支援訪問事業

①事業内容・現状

子育てに不安を抱えていたり、様々な理由で子どもの養育に支援を必要としている家庭を対象に、児童ケースワーカーや保健師、助産師、ホームヘルパー等が訪問し、保護者の家事・育児等の養育能力を向上させるための支援や相談等を行う事業です。

本市では現在、関係機関と連携を図り、養育に支援を必要としている家庭を対象に相談業務やホームヘルパーの派遣などを行っています。

■第1期計画の実績

(単位：家庭)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (見込値)
事業実績	1	2	3	3	1

②量の見込み及び確保の内容

乳児家庭全戸訪問事業等を通じて支援が必要と思われる家庭を把握するとともに、専門職による訪問相談や相談先の周知を行います。

■量の見込み及び確保の内容

(単位：家庭)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	4	4	4	4	4
確保の内容（実施機関）	子ども未来課・中央保健センター				

(7) 地域子育て支援拠点事業

①事業内容・現状

主に、3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の親子の交流や、遊び場の提供などを行い、それらを通して子育ての相談に応じたり情報提供を行うことで子育てを支援する事業です。

本市では、平成31年4月1日現在、17か所（市立：4か所、私立13か所）で実施しています。

また、児童センター及び鷺宮児童館においても、子育て中の親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談、地域子育て関連事業の提供を実施しています。

■第1期計画の実績

(単位：人回、か所)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (見込値)
利用実績①	88,028	99,173	132,052	134,418	132,218
確保の内容②	88,028	99,173	132,052	134,418	132,218
利用実績と確保の内容の差（②-①）	0	0	0	0	0
実施か所	16	16	20	20	19

②量の見込み及び確保の内容

現在、量の見込みに対して確保の内容は充足しており、今後も、利用希望者全員を受け入れる体制を確保します。

本市では国の基準に基づき、中学校区に1か所の整備を基本としています。

■量の見込み及び確保の内容

(単位：人回、か所)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み①	132,350	132,482	132,615	132,747	132,880
確保の内容②	132,350	132,482	132,615	132,747	132,880
量の見込みと確保の内容の差（②-①）	0	0	0	0	0
実施か所	19	19	19	19	19

(8) 一時預かり事業

①事業内容・現状

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭で保育することが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園、保育所等において一時的に預かる事業です。

市内では平成31年4月1日現在、一般型は市立保育所2か所、私立保育所4か所、私立認定こども園2か所の合計8か所で、幼稚園型は、市立幼稚園2か所、私立幼稚園2か所、私立認定こども園10か所の合計14か所で事業を実施しています。

■第1期計画の実績

(単位：人日、か所)

【一般型】	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (見込値)
利用実績①	7,122	6,475	6,785	6,034	6,649
確保の内容②	15,600	15,600	15,600	15,600	15,800
利用実績と確保の内容の差(②-①)	8,478	9,125	8,815	9,566	9,151
実施か所	8	8	8	9	8

【幼稚園型】	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (見込値)
利用実績①	52,684	52,467	51,570	47,276	50,925
確保の内容②	74,880	74,880	74,880	74,880	87,600
利用実績と確保の内容の差(②-①)	22,196	22,413	23,310	27,604	36,675
実施か所	13	13	14	13	14

②量の見込み及び確保の内容

現在、量の見込みに対して確保の内容は充足しており、今後の利用状況を踏まえ、必要に応じて事業の充実を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

(単位：人日、か所)

【一般型】	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み①	6,981	6,771	6,500	6,305	6,115
確保の内容②	15,840	15,840	15,840	15,840	15,840
量の見込みと確保の内容の差（②-①）	8,859	9,069	9,340	9,535	9,725
実施か所	8	8	8	8	8

【幼稚園型】	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み①	52,962	51,902	49,825	47,832	45,918
確保の内容②	87,600	87,600	87,600	87,600	87,600
量の見込みと確保の内容の差（②-①）	34,638	35,698	37,775	39,768	41,682
実施か所	14	14	14	14	14



(9) 病児保育事業

① 事業内容・現状

発熱等の急な病気となった児童（病児）や、回復期にある児童（病後児）が、教育・保育施設等に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う事業です。

市内には、病児・病後児保育を実施する施設が1か所あります。

■第1期計画の実績

(単位：人日)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (見込値)
利用実績①	135	518	518	299	385
確保の内容②	580	1,172	1,172	1,516	1,740
利用実績と確保の内容の差（②-①）	445	654	654	1,217	1,355
実施か所	1	1	1	1	1

②量の見込み及び確保の内容

今後の利用状況を踏まえ、必要に応じて体制の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

(単位：人日)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み①	489	478	467	457	449
確保の内容②	1,758	1,758	1,758	1,758	1,758
量の見込みと確保の内容の差（②-①）	1,269	1,280	1,291	1,301	1,309
実施か所	1	1	1	1	1

(10) ファミリー・サポート・センター事業

① 事業内容・現状

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動を行う事業です。

本市では概ね生後6か月から小学校6年生以下の児童を対象として、幼稚園や保育所、放課後児童クラブ等から帰宅後の預かりや利用施設への送迎などを行っています。

■第1期計画の実績

(単位：人日)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (見込値)
就学児預り実績①	190	4	0	23	27
確保の内容②	1,021	1,112	1,150	1,172	1,194
就学児預り実績と確保の内容の差（②-①）	831	1,108	1,150	1,149	1,167

②量の見込み及び確保の内容

現在、量の見込みに対して確保の内容は充足しており、今後においても入会説明会や講習会等を計画的に開催し、ファミリー・サポート・センター事業会員の増員を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

(単位：人日)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み①	145	140	140	137	135
確保の内容②	1,044	1,080	1,098	1,116	1,134
量の見込みと確保の内容の差（②-①）	899	940	958	979	999

※量の見込みは就学児の預かりに関する援助活動件数の見込み

(11) 妊婦健康診査事業

①事業内容・現状

妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行う事業です。

本市では現在、妊娠届出時に妊婦健康診査助成券を交付し、医療機関への委託により妊婦健康診査事業を実施しています。

■第1期計画の実績

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (見込値)
利用実績	996	957	928	826	892

②量の見込み及び確保の内容

確保の内容を維持し、妊婦の健康管理及び健康の保持増進を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	856	838	825	808	792
確保の内容	実施機関	中央保健センター			
	委託機関	委託医療機関			

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業内容・現状

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

②量の見込み及び確保の内容

国の助成制度に準じ助成を実施し、低所得で生計が困難である家庭の子どもの健やかな成長の支援を図ります。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業内容・現状

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

②量の見込み及び確保の内容

国等の動向を注視しながら調査研究していきます。

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標2 子どもが主役の環境づくり

施策の方向1 子どもが健やかに育つ環境づくり

- 子どもたちに安全な居場所・遊び場を提供するため、児童館・児童センターの整備に努めるとともに、そこで行われる行事やプログラムの充実を図ります。
- 乳幼児が、友達づくりや集団生活に慣れることができるよう、同年齢同士が交流できる機会の充実を図ります。
- 豊かな人間性及び心身ともに健康な子どもを育成するため、「久喜市食育推進計画」に基づき、食育を総合的・計画的に推進します。
- 幼児・生徒が質の高い教育や指導を受けることができるよう、教員に対する研修機会の拡充を図ります。
- 子どもたちに本の世界の楽しさを教え、子どもと本の豊かな結びつきを目指します。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	児童館・児童センター活動事業	遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、創作事業や伝承遊び事業などの活動を行います。	子ども未来課
			しょうぶ会館
2	移動児童館の実施	児童館の持つ機能を地域に広め、地域と共に様々な遊びを通じて児童の健全育成を図るため、地域に出向く移動児童館を実施します。	子ども未来課
3	児童館・児童センターの整備・充実	児童の遊び場の確保と健康増進に向けて、児童館・児童センターの整備・充実に努めます。	子ども未来課
4	幼児教室	1~3歳児を対象に、友達と楽しく遊んだり、歌やお遊戯を通して集団に慣れるように支援する教室を開催します。	子ども未来課
5	未就園児園庭開放事業	中央幼稚園、栗橋幼稚園において、未就園の親子を対象に、幼稚園の園庭で遊ぶ機会を月1回設定します。 その際、親子のスキンシップ遊びの啓発も行います。	学務課
6	第2次久喜市健康増進・食育推進計画の推進	第2次久喜市健康増進・食育推進計画の事業等を実施し、計画の推進を図ります。	健康医療課
7	久喜市健康増進・食育推進会議の運営	第2次久喜市健康増進・食育推進計画を推進するため会議を実施します。	健康医療課
8	食生活改善推進員（ヘルスマイト）の活動支援と育成	自主事業や保健事業への協力等、食生活改善推進員（ヘルスマイト）が実施する活動を支援するとともに、食生活改善推進員の育成を行います。	中央保健センター

No.	事業名	事業内容	担当課
9	保育所・学校における食育の推進	保育所や学校の給食を通して、健康な心身と良い食生活の形成に努めます。	保育課 学校給食課
10	生徒指導・教育相談中級研修会	生徒指導・教育相談中級の資格取得に向けた研修を行います。実践力を高めるための面接演習、事例研修等も実施します。	
11	幼保小連絡協議会の実施	幼保小が連携した教育を推進するため、久喜市幼保小連絡協議会を実施します。	指導課
12	性に関する教育の推進	人権尊重や男女平等の理解と協力の意識を高めるため、道徳科を含む各教科や特別活動などの教育活動を通して、性教育を推進します。	指導課
13	おはなし会	参加する子どもの年齢に応じて、おすすめの絵本の読み聞かせや手遊び、わらべうた、ストーリーテリングなどを行います。	生涯学習課
14	子ども映画会	読書へつながる児童文学作品の映画やアニメの上映を行います。	生涯学習課
15	子ども一日図書館員	図書館に対する関心を高めるとともに図書館利用の促進を図るために、図書の貸出し・返却などの図書館業務の一部を体験してもらう事業を実施します。	生涯学習課
16	夏休み子ども科学遊び	図書館及び図書館資料の利用促進を図るため、科学のおもしろさを理解する一助となるような簡単な実験・実技を行います。	生涯学習課
17	学校訪問おはなし会	図書館職員が小学校に出向き、絵本の読み聞かせを行います。	生涯学習課
18	学校訪問ブックトーク	図書館職員が小学校に出向き、テーマに沿った本を選び紹介します。	生涯学習課
19	子ども読書チャレンジ 子ども読書通帳	本とのふれあいの機会を多く持つてもらうとともに、図書館資料の利用促進のために、期間を設けその間に目標とする冊数の本を読む事業を実施します。	生涯学習課

施策の方向2 子どもが地域で学べる環境づくり

- 子どもの意見を大切にする社会を目指し、子どもたちの意見発表の場づくりに努めるとともに、子どもが大人とともにまちづくりに参加する環境の整備を推進します。
- 子どもが自然の大切さを実感できるよう、自然とふれあう機会を提供するとともに、環境問題への意識の高揚に努めます。
- 社会体験活動やスポーツ活動を通じて子どもの豊かな情操と心身の健全な育成を支援します。

No.	事業名	事業内容	担当課
20	子ども議会	将来を担う子どもたちが模擬議会方式の体験をし、市行政及び議会への理解を深め、併せて学校生活における生徒（児童）会活動に活かしてもらうとともに、子どもたちの夢のある幅広い意見・要望などを市政に反映させるため子ども議会を開催します。	庶務課

No.	事業名	事業内容	担当課
21	人権尊重関連事業	お互いの人格を尊重し、平和で暮らしやすい郷土の建設を目指して、小・中学生による人権作文の発表やアトラクション等を開催します。	人権推進課
22	こども自然観察会	次世代を担う児童を対象として、広く人と自然との共生と自然の大切さを学習するため、専門家を講師に、観察会を実施します。	環境課
23	乳幼児とのふれあい体験の実施	思春期の児童・生徒に、乳幼児とのふれあい体験の場を提供します。	指導課
24	体験学習	「埼玉の子ども 70 万人体験活動」を通して、勤労生産体験、社会奉仕体験、交流体験等を経験し、豊かな心を育みます。 各小・中学校においても、総合的な学習の時間の充実を図ります。	指導課
25	子ども大学くき	平成国際大学、久喜青年会議所と連携して、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供します。	生涯学習課
26	スポーツ少年団の育成	スポーツを通じて、青少年の健全な心身の育成を図る組織を地域社会の中に育てる目的とし、それぞれの地域で指導者のとともにスポーツ活動及び地域・奉仕活動等を行います。	生涯学習課

施策の方向 3 特別な支援を必要とする子どもや家庭への対策

- 久喜市要保護児童対策地域協議会を中心に虐待防止ネットワークを強化し、関係機関の連携のもと、児童虐待に関する情報の共有と、早期発見、早期対応に努めます。
- 障がいや発達の遅れ等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、児童福祉法に基づく障がい児サービスや療育を受ける機会の拡充を図ります。
- いじめや不登校などの問題の発見や解決に向けて、学校、地域、家庭が緊密に連携し、対応します。
- ひとり親家庭に対して、家庭の状況にあった既存のサービスや各種情報を提供しながら、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援を総合的に推進します。
- 生活に困窮する世帯の子どもに対して、学習支援や居場所づくり等の事業を通じて、将来の自立に向けたきめ細かな包括的支援を行います。

No.	事業名	事業内容	担当課
27	児童相談業務体制の充実・強化	増加する特別な支援を要する児童や保護者（虐待、育児放棄、発達の遅れ、その他家庭問題等）などに対する、児童相談業務の体制の一層の充実と強化を図ります。	子ども未来課
28	要保護児童等の相談支援	虐待の被害を受けた子どもの早期発見と早期対応を行うとともに、虐待予防の視点をもって乳幼児や保護者の相談支援を行います。	子ども未来課
29	久喜市要保護児童対策地域協議会	児童虐待などによる要保護児童※9等の適切な保護を図るために、関係する機関・団体により要保護児童対策地域協議会を設置し、情報の交換や支援の内容に関する協議を行います。	子ども未来課

※9 要保護児童：児童福祉法第6条の3第8項に定める「要保護児童」とは、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童のこと。

No.	事業名	事業内容	担当課
30	児童虐待防止等の啓発	児童虐待の防止及び早期発見を図るため、児童虐待問題及び通告制度について、本市の広報やホームページへの掲載やリーフレットの配布等により啓発を行います。	子ども未来課
31	子育て不安・児童虐待予防事業	子育て支援に関わる機関の職員及び保護者に向けて暴力や暴言を使わない子育ての方法に関する「保護者支援講座」を実施し、子育て不安や児童虐待の予防に努めます。	子ども未来課
32	児童保護相談	児童の保護に関する相談に応じ、関係機関と連携して適切な保護を行います。緊急時に対応できるよう関係機関の協力体制を強化し、支援の充実を図ります。	子ども未来課
33	女性保護相談	女性保護に関する相談に応じ、関係機関と連携して適切な保護を行います。	人権推進課
34	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行います。	中央保健センター 子ども未来課
35	里親制度の普及・啓発	家庭環境にめぐまれない児童を養育する里親制度の普及・啓発に努めます。	子ども未来課
36	乳幼児発達相談事業	乳幼児健康診査等の結果、経過観察が必要とされた乳幼児とその保護者を対象に、個別に発育・発達を促すための助言・指導を行います。	中央保健センター
37	1歳6か月児健診継続相談事業	1歳6か月児健診検査の結果等により、経過観察が必要とされた幼児及びその保護者を対象に、個別に助言・指導を行います。	中央保健センター
38	3歳児特別相談	3歳児健康診査の結果、発達や育児環境などに心配な点のある幼児とその保護者に対し、障がい等の早期発見、早期療育、保護者支援を目的として個別相談を行います。相談終了後は、ケースカンファレンスを実施し、今後のケースの対応について検討します。	子ども未来課
39	ことばの相談事業	乳幼児健康診査の結果等により、言葉について、経過観察及び指導が必要とされた幼児とその保護者を対象に、個別に助言・指導を行います。	中央保健センター
40	親子教室事業	乳幼児健康診査の結果等により、集団による指導が必要とされた幼児とその保護者を対象に、遊びを中心とした集団指導を行います。	中央保健センター
41	ひよこ教室	心身の発達が気がかりな幼児や育児環境が心配な幼児と保護者に対し、親子一緒に遊びながら、親子指導、保護者指導を行います。	子ども未来課
42	ことばのグループ	ことばの遅れのある幼児とその保護者に対し、言語聴覚士の助言・指導を行います。	子ども未来課
43	ことばのグループ保護者指導	ことばの遅れのある児童の保護者に対し、言語聴覚士の助言・指導を行います。	子ども未来課
44	おもちゃ図書館	心身の発達に気がかりな子どもや、発達がゆっくりなために上手に遊べない子ども、人との関わりが得意でない子どもに遊び場を提供し、おもちゃを通してそれぞれの子どもが持っている機能の発達を促します。	子ども未来課

No.	事業名	事業内容	担当課
45	保育所等巡回支援事業	発達障がいの専門的な知識を有するものが、保育所等を巡回し、職員に対し、発達障がいの早期発見及び早期支援のための助言及び指導を行います。	障がい者福祉課
46	相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。	障がい者福祉課
47	障がい児保育	障がいや発達に遅れのある児童を一般の児童とともに集団保育することにより、健全な社会性の成長発達の促進を図ります。	保育課
48	自立支援医療（育成医療）支給事業	身体に障がいのある児童や病気を放置すれば障がいが残ると認められる児童に対して、手術等により確実な効果が期待できる治療にかかる医療の支給を行います。	子ども未来課
49	未熟児養育医療給付事業	未熟児に対して、指定された養育医療機関での養育に必要な医療の給付を行います。	子ども未来課
50	のぞみ園運営事業	障がいや発達に遅れのある児童に対し、軽易な機能回復訓練及び基礎的な生活指導を行います。	障がい者福祉課
51	のぞみ園利用者負担金の助成	のぞみ園を利用している保護者に対し、児童福祉法に基づく利用者負担月額が久喜市保育料の徴収に関する徴収基準月額を超えた分について助成をします。	障がい者福祉課
52	特別児童扶養手当支給事業	精神又は身体に一定の障がいを有する 20 歳未満の児童の福祉の増進を図るため、当該児童を養育している方（主として生計を維持する方）に手当を支給します。	障がい者福祉課
53	介護給付費の支給	障がい児が居宅介護、行動援護、短期入所等のサービスを受けた場合、その要した費用の一部を介護給付費として支給します。	障がい者福祉課
54	障害児通所給付費の支給	障がい児が児童発達支援、放課後等デイサービス等を受けた場合、その要した費用の一部を障害児通所給付費として支給します。	障がい者福祉課
55	補装具費の支給	障がい児が必要とする補装具費の購入又は修理に要した費用の一部を補装具費として支給します。	障がい者福祉課
56	難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象外の軽度・中等度の難聴児に対する補聴器購入費を助成します。	障がい者福祉課
57	地域生活支援事業	障がい児が必要とする日常生活用具費や移動支援費、日中一時支援費を支給して、障がい児の地域での生活を支援します。	障がい者福祉課
58	生活サポート事業	障がい児の生活に合わせ、登録された民間のサービス団体が一時預かり、介護人の派遣、送迎、外出援護などの介護サービスを行います。	障がい者福祉課
59	在宅重度心身障がい児レスパイトケア事業	在宅の重症心身障がい児を介助する家族の精神的、身体的負担を軽減するため、重症心身障がい児を受け入れた医療機関等を支援します。	障がい者福祉課
60	障がい児の適正な就学支援の充実	就学支援委員会を設置し、障がいの特性に応じた適正な就学に係る教育的支援を行います。 また、通級指導教室「ことばの教室」「情緒の教室」を設置し、通常学級に在籍する児童の障がいに応じた指導を行います。	指導課

No.	事業名	事業内容	担当課
61	学校いきいき支援事業	通常学級、特別支援学級に在籍するLD（学習障がい）やADHD（注意欠陥多動障がい）等、発達障がい等の特別な教育的ニーズに応え、一人ひとりが生き生きと学校生活が送れるよう支援します。	指導課
62	いじめ等調査委員会	各学校のいじめ等調査委員会を中心に全校的な対応を行います。また、児童・生徒の状況を把握し、いじめの未然防止、早期対応早期解決に努めます。	指導課
63	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介、制度の周知などを行います。	子ども未来課
64	母子生活支援施設入所事業	母子家庭等で児童の養育が十分にできない場合に母子生活支援施設において保護し、自立を支援します。	子ども未来課
65	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に結びつきやすい知識・技能を身に付けるため、雇用保険法で定める教育訓練等を受講し、修了した場合に受講費用の一部を支給し、主体的な能力開発を支援します。	子ども未来課
66	高等職業訓練促進給付金等の支給	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士などの資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金等を支給して修業を容易にし、ひとり親家庭の自立を支援します。	子ども未来課
67	寡婦（夫）控除のみなし適用	婚姻によらずにひとり親となった方（税法上の寡婦（夫）控除の対象外の方）に対して、「寡婦（夫）控除のみなし適用」を実施し、保育料を算定します。	保育課
68	生活困窮の子どもに対する学習支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生を対象として、学習支援を行います。	生活支援課
69	子ども食堂の運営団体等への支援	子ども食堂を開設したい方や既に開設している方に対し、情報提供等の支援を行い、子どもの居場所づくりを促進します。	子ども未来課

基本目標3 保護者の子育てを支援する環境づくり

施策の方向1 子育て支援体制の充実

- 乳幼児を持つ子育て中の方が気軽に集まって仲間づくりをしたり、育児不安について相談できる地域子育て支援センターやつどいの広場などの整備・充実を図ります。
- 保護者が、就労や疾病、急用などにより保育ができない場合、安心して子どもを預けることができるよう通常の保育サービスの充実を図るとともに、夜間や休日、突発的な保育にも対応できる体制を整備します。
- 保育所・幼稚園に通う子どもが同じ水準の教育を受けられるよう、一貫した教育カリキュラムの充実を図ります。
- 小学校に進学してからも保護者が安心して働くよう、放課後に児童を預かる体制の拡充を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
70	地域子育て支援センター事業	子育て中の親子が気軽に立ち寄り、子どもたちが安全に楽しく遊びながら健全に成長できる場を提供するとともに、保護者同士が地域の中で子育ての仲間づくりができるよう支援します。	子ども未来課
71	つどいの広場事業	主に乳幼児を抱える子育て中の保護者が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、子育ての仲間づくりができるよう支援します。	子ども未来課
72	子育て支援ホームヘルパー派遣事業	出産直後（退院後3か月以内）の母親のいる家庭で、家族等から家事援助が受けられない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣します。	子ども未来課
73	子どものショートステイ事業	保護者の疾病、出産、仕事などにより家庭における乳幼児の養育が困難となった場合に、乳児院などにおいて短期間（原則7日以内）養育・保護します。	子ども未来課
74	休日保育事業	保護者の就労等の利用により、日曜日・祝日に保育することが困難な就学前の児童を、保護者に代わって保育することにより、子育てと仕事の両立を支援します。	保育課
75	病児保育事業	乳幼児及び児童が病気中又は回復期にあって、集団保育や家庭保育が困難な場合、一時的に預かる病児・病後児保育を行い、保護者の子育て、就労等の支援を図ります。	保育課
76	一時預かり事業	保護者の就労や疾病、育児疲れ解消等の理由により、一時的に家庭で保育することが困難な児童の保育を行います。	保育課
77	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、認定を受けた保育時間を超えた場合に延長保育を行います。	保育課
78	預かり保育事業	中央幼稚園・栗橋幼稚園にて、在園児を対象に長期預かり保育（1か月単位）、一時預かり保育（1日単位）を実施します。	学務課
79	保育所施設整備事業	待機児童解消のための保育所等の創設や老朽改築による民間保育所等の施設整備に係る経費を補助し、児童の保育環境の整備を行います。	保育課
80	市立保育所運営事業	保護者の就労・疾病等により、保育することが困難な就学前の児童を、保護者に代わって保育し、子育てをしている家庭を支援します。	保育課

No.	事業名	事業内容	担当課
81	私立保育所委託事業	保護者の就労・疾病等により、保育することが困難な就学前の児童の保育を私立保育所に委託し、児童数や定員数に応じた運営費を負担します。	保育課
82	管外保育所委託事業	保護者の勤務先の都合等で市外の保育所への通所を希望する場合、希望する市外の保育所へ運営費を負担し、保育を委託します。	保育課
83	保育所における乳児保育(0歳児保育)事業	生後2か月以上の乳児について、乳児保育(0歳児保育)を実施します。	保育課
84	広域的保育利用事業	自宅から遠距離にある保育所でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性の良い駅前等にこども送迎センターを設置し、バス等により児童を送迎します。	保育課
85	幼保一体化の促進	中央幼稚園と中央保育園分園にて、幼稚園と保育所の一貫した「カリキュラム」の充実を図ります。	学務課
86	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者の就労等により、保育を必要とする小学校就学児童に対し、保護者に代わり生活指導等を行い、児童の健全な育成を図ります。	保育課

施策の方向2 家庭の子育てを応援する体制強化

- 家庭教育が子どもの人格形成に重要な役割を担うことを保護者が認識し、子育てに関する知識や技術を身に付けることができるよう、各種講座の開催や交流の場を設置するなど、学習機会の提供を推進します。
- 絵本を通じて子どもの感受性を高めるとともに、親子の絆を深めることができるよう、ブックスタートで、絵本の楽しさを実感できる機会を提供します。

No.	事業名	事業内容	担当課
87	育児教室	0・1歳児の保護者を対象に、保健師、看護師、栄養士などがより良い育児の方法を支援する教室を開催します。	子ども未来課
88	ママのおしゃべりサロン	お母さん同士が集まり、子育てという共通の話題の中で、育児の不安や悩み、喜び等を気軽におしゃべりし、情報交換できる場を提供します。	子ども未来課
89	ママ・パパ教室事業	妊娠・出産・育児に必要な知識や技術の普及を図るとともに、父親の育児に対する意識の啓発を図ります。	中央保健センター
90	保護者の保育参加	保護者が保育所又は幼稚園の保育に参加し、大勢の子どもと関わることによって楽しさを共有したり、視野を広げる機会として子育てに役立てもらいます。	保育課 学務課
91	親子ですすめるあいさつ運動	あいさつを通して親子のふれあいを深め、家庭や地域との連携を図ります。	

No.	事業名	事業内容	担当課
92	家庭教育学級	各家庭における子育てに関する課題を解決するための学習機会を提供します。もって、子育ての悩みや親子の関わり方等について仲間と共に話し合える機会を提供します。	生涯学習課
93	公民館事業	公民館事業を通して子どもたちに各種の学習や体験の機会を提供するとともに、親子のふれあいや地域との交流を深めます。	中央公民館
94	ブックスタート事業	各保健センターで実施している4か月児健康診査時にブックスタートの意義と読み聞かせの大切さを説明しながら、図書館おすすめの絵本リストと絵本が入ったブックスタートパックを保護者と赤ちゃん一人ひとりに手渡します。	生涯学習課

施策の方向3 子育ての情報提供、相談体制の充実

- 保護者が必要とする教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じるとともに、必要な情報提供や助言等を行います。
- 保護者が心にゆとりを持って子どもの心身の発達を見守り、生活習慣を身に付けさせることができるように、保護者への相談・指導体制の充実を図ります。
- 児童・生徒が自身のことなどに対する悩みについて、また、その保護者が学校生活や学校教育などについて相談できる体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
95	利用者支援に関する事業 (子育て総合支援窓口)	本庁、各総合支所の担当窓口において、教育・保育事業等の情報提供、相談等により利用者支援を行うとともに、身近な相談先である地域子育て支援拠点施設（公共施設や児童館、保育所等）と連携を図り、総合的な支援を行います。	子ども未来課
			保育課
96	子育て支援情報紙の発行	本市の子育て支援情報をまとめた情報紙を作成し、子育て家庭への情報提供を行います。 わかりやすく、使いやすい情報紙とするため、定期的に見直すなど、内容の充実に努めます。	子ども未来課
97	子育て支援関連情報の発信	子育て中の保護者に対して、子育て支援関連情報の積極的な発信に努めます。	子ども未来課
98	広報くき発行事業	広報くきの中に、子育て専用ページ「くきこどもだより」を作成し、忙しい子育て世代にも見やすく、読みやすい工夫をします。	庶務課
99	子育て世帯家賃減額制度の周知	UR都市機構（独立行政法人都市再生機構）が子育て世帯等を対象に実施する、家賃減額制度の周知に努めます。	都市整備課
100	家庭児童相談室	家庭における児童養育機能の低下や種々複雑な問題が発生していることに対応し、人間関係の健全化及び児童養育の適正化等に向けて、相談に応じ、必要な指導や関係機関と連携を行います。	子ども未来課
101	乳幼児健康相談事業	就学前の乳幼児を対象に、身体計測、育児相談、栄養相談を行います。	中央保健センター

No.	事業名	事業内容	担当課
102	子育て支援施設での子育て相談	地域子育て支援センター、つどいの広場、保育所、児童館、児童センターで、子育てに関する相談を行います。	子ども未来課
			保育課
103	幼稚園での子育て相談	子育ての悩みや保護者との連携の場として相談の機会を設けます。保護者の子育ての悩みを気軽に相談できるような体制を整えます。	学務課
104	教育相談事業	小・中学校の相談室において、教育相談員が児童生徒・保護者の悩みの相談に応じます。 適応指導教室では、不登校児童生徒・保護者へ支援を行います。 久喜市教育相談室の面接相談では、学校生活や性格・行動について等、保護者の子どもたちに関する様々な相談やことばの発達に関する相談に応じます。	指導課
105	思春期保健相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題について、相談を行います。	中央保健センター
			指導課
106	人権相談・女性相談及び女性の悩み相談事業	日常生活における様々な悩みごとや困りごとについて相談しやすい環境整備を進めます。	人権推進課

施策の方向4 子育ての経済的負担の軽減

- 子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、満15歳に達する日に属する年度の末日までの子ども医療費の支給や児童手当の支給などを行います。
- 多子世帯の経済的な負担を軽減するため、第3子以降を出産した場合に祝金を支給します。

No.	事業名	事業内容	担当課
107	子ども医療費支給事業	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給します。	子ども未来課
108	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給します。	子ども未来課
109	児童手当給付事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の、健やかな成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給します。	子ども未来課
110	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給します。	子ども未来課
111	多子世帯の保育料軽減	多子世帯保育料軽減事業では、第3子以降の乳幼児（0～2歳児）が、保育所等を利用している世帯を対象に保育料を無料にしています。	保育課

No.	事業名	事業内容	担当課
112	放課後児童クラブ保育料の助成	留守家庭就学児童の健全な育成を図るため、生活保護世帯・ひとり親家庭医療費受給世帯・市民税非課税世帯に保育料を助成します。	保育課
113	小中学校要・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって、就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、学用品費・修学旅行費・校外活動費等の一部を援助します。	学務課
114	公共交通の運賃割引制度の設定	久喜市市内循環バス及び久喜市デマンド交通（くきまる）を利用するにあたり、保護者1人に対し小学生未満の方1人及び1歳未満の小児について、運賃を無料とします。	交通企画課
115	助産施設入所事業	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けられない妊産婦を対象に、助産を行います。	子ども未来課
116	出産育児一時金直接支払制度	久喜市国民健康保険の被保険者が出産する場合、久喜市国民健康保険が医療機関等に出産育児一時金を直接支払うことで、出産費にかかる経済的負担の軽減を図ります。	国民健康保険課
117	すくすく出産祝金支給事業	市内に引き続き1年以上住民登録があり、第3子以降の子を出産した女性（市税、保険税、徴収金等に滞納のある世帯及び生活保護受給世帯を除く）に対して出産祝金を支給します。	子ども未来課

施策の方向5 母子保健の充実

- 妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援体制を構築し、子ども・子育て家庭を包括的・継続的に支援します。
- 母親が健やかに妊娠期を過ごし、安心して出産期を迎える、その後も喜びを感じながら子育てができるよう、健康診査や訪問指導などの各種母子保健事業の充実を図ります。
- 子どもへの疾病的感染やまん延を予防するため、各種予防接種の実施及び接種の勧奨を進めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
118	子育て世代包括支援センター事業	各保健センターに子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、継続的な支援を行います。	中央保健センター
119	不妊に関する相談支援	不妊に悩む方を対象に、相談支援を行います。	中央保健センター
120	不妊検査・不育症検査・不妊治療費助成事業	不妊検査・不育症検査・不妊治療に要する費用の一部を助成します。	中央保健センター
121	母子健康手帳の交付	母子の健康管理及び健康の保持増進を図るため、妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付します。※関連P112のNo.150	中央保健センター
122	妊婦健康診査事業	妊娠中の異常の早期発見及び健康の保持増進を図るため、妊娠の届出をした妊婦に、妊婦健康診査の助成券を交付します。	中央保健センター

No.	事業名	事業内容	担当課
123	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発活動※10の推進	妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重され、生涯にわたり男女が健康な生活を営むことができるよう、各種講座や学習機会などの情報提供を行います。	人権推進課
124	母子訪問指導事業	妊娠婦・新生児・乳幼児及びその保護者を対象に訪問し、発育・発達・育児に関する相談を行います。	中央保健センター
125	新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査に要する費用の一部を助成します。	中央保健センター
126	産後ケア事業	産後、家族等から十分な支援を受けられない母子を対象に、産科医療機関への宿泊や通所により、母親の心身のケアや育児指導・相談等を行います。	中央保健センター
127	乳幼児健康診査（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）の実施	乳幼児の発育発達の確認及び異常の早期発見、保護者の育児不安の軽減を図るため、医師による診察、身体計測、保健指導等を行います。	中央保健センター
128	各種予防接種の実施	疾病の発生及び蔓延を防止するため、BCG、麻疹・風疹混合、二種混合、日本脳炎、不活化ポリオ、四種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防、水痘、B型肝炎等の個別予防接種を実施します。	中央保健センター
129	離乳食のすすめ方教室	離乳食のすすめ方に関する集団指導を行います。	中央保健センター
130	むし歯予防教室事業	幼児及び保護者を対象に、歯科健診やブラッシング指導、栄養指導等を行います。	中央保健センター
131	母子愛育会の活動支援・育成	母子愛育会が地域で活発に活動し、保健事業と連携を図ることができるようになるとともに、母子愛育活動に必要な知識や技術の習得ができるよう支援します。	中央保健センター

※10 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口開発会議で提唱された概念で、女性が生涯にわたって、自らの身体と健康について主体的に自己決定を図り、身体的、精神的、社会的に良好な状態を享受することと、その権利のこと。

基本目標4 社会全体で子育てを支援する環境づくり

施策の方向1 地域と協働で子どもの成長を見守るしくみづくり

- 地域における、子育て支援や青少年健全育成に関わる団体等のネットワークを形成し、きめ細やかな子育て支援サービスや青少年の育成が行われる環境を醸成します。
- より多くの市民が子育て支援に携わることができるように、子育て支援活動を行う人材の育成を行うとともに、青少年の健全育成に関わる団体等の活動を支援し、子育てをみんなで支えるまちづくりを進めます。
- 少年非行等の問題を抱える児童への対応については、家庭、学校、地域、警察等が連携し、地域ぐるみの支援に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	担当課
132	民生委員・児童委員、主任児童委員活動	民生委員・児童委員、主任児童委員が子育てに関する相談、支援等の活動を行います。	社会福祉課
133	子育て支援のネットワークづくり	きめ細やかな子育て支援サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質の向上を目指し、行政の関係部署、子育て支援を行う地域活動団体、民間事業者なども含めた地域における子育て支援のネットワークづくりを進めます。	子ども未来課
134	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方を会員として登録し、子育てに関する有償の相互援助活動を行い、仕事と育児の両立支援を図ります。	子ども未来課
135	地域子育て応援事業	経験や知識を持った地域の方が、子育ての担い手として活躍することができるよう、子育てに関する講演会や多世代ふれあい交流事業を行います。	子ども未来課
136	久喜市青少年育成市民会議の支援・育成	広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を推進することを目的に、各青少年関係団体、青少年の育成指導者によって組織された、久喜市青少年育成市民会議の活動を支援します。	子ども未来課
137	青少年のつどい・サマーキャンプの支援	野外活動を通して、集団活動をする中でお互いの理解を得、仲間づくりを図ることを目的とした活動を支援します。	子ども未来課
138	久喜市青少年相談員協議会の支援・育成	子どもとふれあいながら、青少年の健全育成活動を行う、青少年相談員の活動を支援します。	子ども未来課
139	久喜市社会を明るくする運動の支援	犯罪のない明るい社会を築くため設置された久喜市社会を明るくする運動推進委員会の活動を支援して、運動の促進に努めます。	子ども未来課
140	久喜市青少年団体連絡協議会の支援・育成	青少年を健全育成する団体間の連絡・提携を促進することによって、より効果的な青少年健全育成を図るために、久喜市青少年団体連絡協議会の活動を支援します。	子ども未来課

No.	事業名	事業内容	担当課
141	放課後子ども教室推進事業（ゆうゆうブラザ）	すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習課
142	パパ・ママ応援ショップ事業	18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子ども、又は妊娠中の方のいる家庭を対象に、協賛店舗等で商品割引などの優待が受けられるパパ・ママ応援ショップのアプリ版カードを周知し、必要がある場合は紙のカードを配布します。	子ども未来課
143	埼玉県青少年健全育成条例普及啓発活動	青少年育成推進員等による書店やコンビニエンスストア、カラオケボックス等に対する、非行防止パトロール活動を支援します。	子ども未来課

施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 仕事と生活の適正なバランスや、育児休業・介護休業の取得が積極的に行われるよう、事業所や市民に対して制度や考え方について啓発を行います。
- 仕事・家事・子育てについて、性的な役割分担にとらわれず、両者が協力し合いながら家庭を築いていけるよう、男女共同参画の意識づくりを推進します。
- 父親が育児の知識や技術を身につけられるような機会を積極的に提供していきます。
- 結婚や出産を機に退職した女性などが、再び就職したり働き始められるよう支援を行います。

No.	事業名	事業内容	担当課
144	「仕事と生活の調和」の啓発	事業所や市民に対して、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の啓発に努めます。	人権推進課
			久喜ブランド推進課
			子ども未来課
145	育児休業及び介護休暇制度等の普及と活用促進	仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業制度及び介護休暇等の周知と普及を行います。	人権推進課
			久喜ブランド推進課
146	男女共同参画講座	男女平等意識や男女共同参画意識を育むような各種講座・講演会を開催します。	人権推進課
147	情報紙発行	男女共同参画に関する情報提供を行うため、情報紙を発行します。	人権推進課
148	男女共同参画人材リスト	本市の審議会等への女性委員の登用促進と、市民や団体の方が必要な人材の情報を活用できるよう、男女共同参画人材リストを作成します。	人権推進課
149	子どもの視点に立った公共施設の整備	子育て家庭の社会活動を支援するため、本市が設置し又は管理する公共施設等を、子どもやその保護者の視点から整備・充実を図ります。	人権推進課
			子ども未来課

No.	事業名	事業内容	担当課
150	お父さんといっしょ	リズム遊びなどを通して、お父さんが子どもとのふれあいを楽しめ、子育てに关心を持ち参加できるよう実施します。	子ども未来課
151	男性に対する啓発推進	男性が参加しやすいテーマや時間帯に配慮した講座の開催など、男性に対する啓発活動を推進します。	人権推進課
152	父子健康手帳の交付	出産前の早い時期から、父親の子育て参加の促進を図ることを目的に、母子健康手帳交付者のうち、初妊婦の配偶者を対象に、「父子健康手帳」を交付します。※関連 P108 のNo.119	中央保健センター
153	女性の再就職支援事業	再就職を希望する女性を支援するため、講座開催や With You さいたま等で開催される講座等について、本市のホームページによる周知や市内公共施設にチラシを配架するなどして周知を図り、再就職支援事業を行います。	人権推進課
154	女性の起業支援事業	女性の起業を支援するため、関係機関の支援事業や支援実施機関の情報提供を行います。	人権推進課 久喜ブランド推進課
155	就業相談の活用	内職相談及び久喜市ふるさとハローワークを効果的に活用し、就業機会の確保に努めます。	久喜ブランド推進課



基本目標5 子どもの安全・安心を見守る環境づくり

施策の方向1 子どもが安心して過ごせる環境づくり

○子どもが安心して地域の中で過ごすことができるよう、居場所となる場の拡充を図るとともに、地域の協力を得ながら、子どもを温かく見守る地域づくりを進めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
156	「こどもレディース 110 番の家」設置	地域ぐるみで子どもや女性の安全を確保するため、通学時等に体調が悪くなったり不審者に追いかけられたりした場合に緊急に避難できる家「こどもレディース 110 番の家」を区長、校長等の推薦により、設置します。	市民生活課
157	快適な住環境の整備	道路や公園等が十分整った快適な住環境を整備するため、地区の特性に応じた地区計画制度等の手法を用いて、住宅地の質的な向上を図ります。	都市計画課
158	公園の整備	子どもや子ども連れの人たちが安心してくつろげる憩いの場や、交流に役立つ空間を確保するために、公園の整備を図ります。	公園緑地課
159	スクールガード事業	市内すべての小学校で、県から委嘱されたスクールガード・リーダーが、児童の登下校時の安全確保のために見守りを実施します。	指導課

施策の方向2 安心して外出できる環境づくり

○子ども連れでも安心して、積極的に外出することができるよう、公共施設や歩道のバリアフリー化など、子育て家庭が外出しやすい環境の整備に努めます。

○子どもや子ども連れの親子が交通事故に遭うことがないよう、交通安全に対する啓発・教育を推進します。

○交通安全環境及び道路交通環境を整備し、交通事故の発生予防に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
160	「赤ちゃんの駅」設置	市内の公共施設や事業所に、オムツ交換や授乳ができる場所を設けて、地域ぐるみで子育てを応援します。	子ども未来課
161	設置型授乳室「mamaro」	設置型授乳室「mamaro（ママロ）」を、市民に周知、利用の促進に努め、子育て家庭が利用しやすい市庁舎を目指します。	子ども未来課
162	イベント会場における子育て支援設備等の整備	市等が実施する各種イベント会場へ子ども連れの家族が必要とする設備等を設置、充実させることで、来場した子育て家庭の負担を軽減します。	子ども未来課

No.	事業名	事業内容	担当課
163	公共施設における子育て支援設備等の整備	公共施設に子ども連れの家族が必要とする設備等を設置、充実させることで、子育て家庭の外出時の負担軽減を図るとともに、安全で快適な公共施設の環境整備に努めます。	子ども未来課
164	公共建築物の整備	公共施設を建築する際、だれもが利用しやすい施設になるよう配慮した設計を行います。	アセットマネジメント推進課
165	歩道のバリアフリー化の推進	歩道の整備にあたっては、路面の段差を解消し、バリアフリー化を推進します。	道路河川課
166	東鷺宮駅周辺整備事業	JR東鷺宮駅の東西をつなぐ連絡地下道のバリアフリー化を行います。	都市整備課
167	交通安全環境の整備	快適な道路空間を創出するため、道路照明灯等の交通安全施設の整備及び維持管理を行います。	道路河川課
168	交通安全思想の普及	幼児及び児童に対する交通安全教育を通して、交通安全の決まりを理解させ、進んで決まりを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけさせるため、幼稚園、保育所、学校との連携、協力を図りながら、未来の交通社会人の育成に努めます。	交通企画課
169	交通安全教室の実施（小中学校）	児童生徒に対する交通安全教室を実施し、交通安全への理解を深めます。実施にあたっては、警察、交通安全協会、小中学校と連携、協力します。	交通企画課
170	道路交通環境の整備	カーブミラーや道路照明灯等の交通安全施設の整備及び維持管理の充実に努めます。 また、交通事故防止のため、放置自転車対策を推進します。	交通企画課 道路河川課
171	被害者救済対策の充実	交通事故被害者の経済的な負担を軽減するため、交通災害共済への加入を促進するとともに、交通事故に関する様々な問題に対応するため、交通事故相談業務の充実や活用促進に努めます。	交通企画課
172	託児事業（図書館）	子育て中の保護者がゆっくり図書館で読書に向き合える時間を提供し、親子連れ利用の促進を図ります。	生涯学習課



第6章 子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策の背景

平成27年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、全国の子どもの貧困率は13.9%と、18歳未満の子どもの7人に1人が貧困状態にあるという深刻な状況となっています。

また、子どものいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち、大人が1人の世帯の貧困率は50.8%と、ひとり親世帯の半数が貧困状態であり、大きな社会問題となっています。

こうした状況を背景に国では、平成26年1月に「子供の貧困対策の推進に関する法律」を施行（平成26年6月成立）し、同年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。

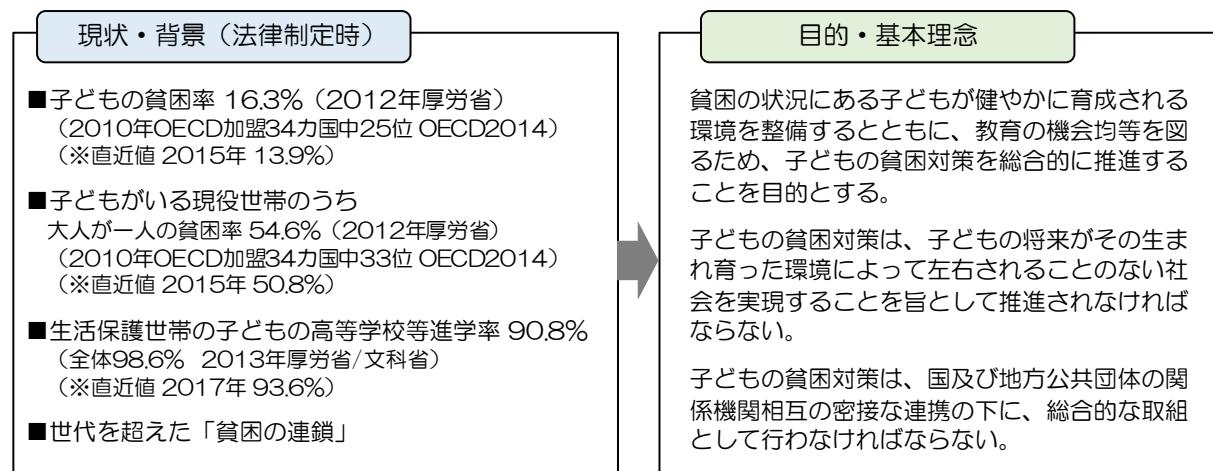
この大綱において、子どもの貧困対策に関する基本的な方針をはじめ、子どもの貧困に関する指標や指標の改善に向けた当面の重点施策、調査研究及び施策の推進体制等が示され、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会を実現することを目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしました。

また、埼玉県においては、この法律や大綱を踏まえ、平成27年に「埼玉県子育て応援行動計画」の一部に位置づけられる形で子どもの貧困対策に関する計画を策定するとともに「埼玉県5か年計画」（平成29年度～令和3年度）において、子どもの貧困の解決を重点推進課題に位置づけ、取り組みを進めています。

このようなことから、本市においても、子どものいる家庭の生活状況、経済状況、支援ニーズや子どもの生活実態等、本市における状況を把握するため、平成30年に「久喜市子どもの生活実態調査」を実施しました。

この実態調査を踏まえつつ、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していく社会の実現を目指し、本市における子どもの貧困対策を総合的に推進してまいります。

■子どもの貧困対策の推進に関する法律について（平成25年法律第64号）（平成26年1月17日施行）



2 子どもの貧困に関する久喜市の現状と課題

久喜市子どもの生活実態調査の結果（調査結果概要：36～55頁）から見えてきた生活困難層（37頁参照）の子どもを取り巻く課題について、次のとおり整理しました。

（1）子どもの教育について

生活困難層の子どもの学校の成績（勉強理解度）については、非生活困難層に比べて理解度が遅れているといった調査結果が出ており、家庭の経済状況による格差が、子どもの勉強の理解度にも影響を及ぼしている状況があります。

また、学校外での学習機会についても、経済的理由で学習塾に通うことができない状況や、子どもの成績が心配であるものの保護者が勉強を見てあげる時間や子どもと話す時間が取れないなど、生活に困窮している世帯ほど、教育に係る環境が整っていない傾向があります。支援者からは、生活困難層の子どもは、学習の意欲が低い状況等が報告されています。

また、生活困難層における希望進学先について、4年制以上の大学への進学希望が低く、経済的理由から希望する進学が閉ざされている状況があります。さらに、生活困難層の子どもの進学希望が保護者の希望を下回っていることから、保護者は進学させたい思いがあっても子ども自身は進学を希望していないことや進学を消極的に捉えていることが推測されます。

進学の問題は貧困の連鎖を断ち切る上でも重要なことから、学習や進学に対する子どもの意欲や努力へ働きかける取り組みを行うとともに、就学・進学に関する経済的支援が必要です。

また、学校では、子どもの健康面と同様に、特に支援が必要な子どもに気づき、他の関係機関と連携して子どもの悩み等を継続的に支援することが必要です。そのため、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携した相談支援体制づくりが必要です。さらに、子どもの悩みの背景には、子どもの家庭環境の影響があるため、子どもの保護者も含めてサポートしていく支援が必要です。

このような子どもへの教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして捉え、学校教育による学力の保障や子どもの心身の健全育成、学校を窓口とした福祉関連機関との連携など、総合的に進めていくことが必要です。

- ①子どもの学力の向上・多様な体験の支援
- ②就学・進学の支援と教育の機会均等
- ③学校をプラットフォームとした子どもへの支援

(2) 保護者と子どもの生活について

生活困難層の保護者の健康については、自身の健康状態を良くないと捉えている保護者が多く、心の健康状態においても、非生活困難層と比べて抑うつ傾向のある保護者が多い調査結果となっています。保護者の悩みや子育ての相談に応じ、不安を軽減する支援が必要です。

子どもの健康状態等については、支援者から、不規則な食事状況や十分な食事・栄養がとれていないケースをはじめ、体調不良や発育の遅れがみられるケース等が報告されていることから、乳児期からの子どもの成長に伴う支援体制の中で、特に支援が必要な子どもに気づき、他の関係機関と連携して子どもの健康を継続的に支援することが必要です。

生活困難層の保護者の人間関係については、地域の人との付き合いが薄い保護者が多い状況をはじめ、子どもの具合が悪い時等に頼る人や相談相手がない保護者が多い調査結果となっており、支援者からは、他者との関係づくりが苦手で、多くの悩み事を一人で抱えて孤立している状況が報告されています。また、生活困難層の保護者は、子どもが言うことを聞かない、勉強しない等の子どもの育てづらさの悩みを抱える割合が高くなっていることから、保護者が安心して相談できる居場所づくりを推進する必要があります。

生活困難層の保護者が必要・重要とする支援については、住宅支援や子ども及び生活等の相談支援のほか、子どもの預かり先を求める調査結果となっていることから、保護者のニーズにあった子育て支援が必要です。

生活困難層を支援するにあたっては、他者から見えにくい貧困に「気づき」、「つなぐ」取り組みが非常に重要となります。様々な機会を捉え、特にサポートが必要な家庭を把握したうえで、関係機関等と情報共有を図り、家庭における複合的な課題に対し包括的に支援していくことが必要です。

- ①健康・こころに関する支援
- ②相談・居場所に関する支援
- ③生活・養育に関する支援

(3) 保護者の就労について

生活困難層の子どもが安心して教育を受けるために、保護者の就労によって収入を確保していくことは、重要な課題となっています。

そのため、保護者の求職活動を支援するとともに、保護者が安心して就労できるよう子育て支援の充実を図り、就労を継続することにより家庭の生活基盤の安定を図る必要があります。

また、生活困難層における保護者の求職・就労にあたっては、様々な家庭の状況が関係していることから、就労支援のみではなく、生活支援とあわせた支援が必要です。

- ①保護者の求職活動に関する支援
- ②保護者の就労継続に関する支援

(4) 経済状況について

生活困難層は経済的に不安定な状況にあり、食料等の生活必需品の購入が困難な経験やライフライン費用等の未払いを経験している家庭が多く、経済的な困窮が子どもの生活にも大きく影響している調査結果となりました。

そのため、家庭の状況に応じた経済的支援の充実により、安定した生活基盤の確保を図る必要があります。また、経済的に困窮している家庭に対しては、国の基準に基づき、最低限度の生活を保障する生活保護費の支給と自立助長に向けた支援を行う必要があります。

生活困難層の保護者が必要・重要と思う支援としては、子どもの就園や就学にかかる費用とともに、住宅費の軽減支援を求める割合が多い結果となったことから、居住の安定を図る必要があります。

- ①子どもに係る費用負担を軽減するための支援
- ②住まいに関する支援

(5) ひとり親世帯の生活について

ひとり親世帯については、経済的に厳しい状況にある世帯が多いことが、これまでの国の調査などで明らかにされてきました。本市における調査においても、公的援助世帯ではひとり親が大半を占めていることや、統計データ等からも、ひとり親の大半が母子家庭で経済的にも厳しい状況にあることから、ひとり親世帯に対する経済的な支援が必要です。

また、ひとり親世帯が安定した収入を確保することが生活基盤の安定に繋がることから、就職に有利な資格や技能を習得するための支援が必要です。

経済的支援以外での生活困難層の必要・重要と思う支援では、離婚のことや養育費のこと等の相談支援が非生活困難層より多いことなどから、ひとり親世帯特有の問題に対応した支援を検討することが必要です。

また、保護者の心理的な面や生活全般において、特に支援が必要と思われる世帯には、自立支援の視点に立ち、生活全体を包括的に支援していくことも必要です。

- ①相談・生活に関する支援
- ②保護者の資格取得・就労に関する支援
- ③子どもに係る費用負担を軽減するための支援

(6) 気づき、支援へつなぐ仕組みについて

支援者からは、生活が困難な世帯に気づき、その抱えている課題について周囲が把握することは困難であることが挙げられており、また、生活困難層を把握した後も、「どこまで内情に踏み込んでよいか、どう対応すべきかわからない」、「他の機関との連携方法がわからない」、「継続した支援は難しい」等の意見があります。さらに、外国人や保護者の中には困ったときの相談窓口や、子育て等に関する支援・制度を知らないことも報告されていることから、制度や相談窓口のさらなる周知とともに、確実に支援・制度を利用できるような働きかけが必要です。

また、生活が困難な世帯が抱える課題は、経済的な問題をはじめ、仕事の事や子どもの発達の事など多問題化している状況があることから、支援者からは、多問題を抱える生活が困難な世帯を一つの機関だけで解決するのは難しいという点が挙げられており、生活困難層の問題解決に向けた支援体制づくりが求められています。

のことから、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたっては、関係機関・団体と連携しながら、府内においても関係部署が横断的に連携する体制を確保し、情報共有を図ることが必要です。

- ①関係機関との連携した対応
- ②制度や相談窓口の周知・啓発
- ③子どもの貧困対策を総合的に推進する体制づくり

3 子どもの貧困対策を推進する視点

子どもの貧困に関する本市の課題に見られるように、生活困難層には非生活困難層と比べ、経済的に困難を抱える世帯が多くなっています。また、子どもの学習の理解度や進学状況、保護者の就労状況なども非生活困難層と比較すると、いずれも厳しい状況となっており、多様な支援が必要とされています。

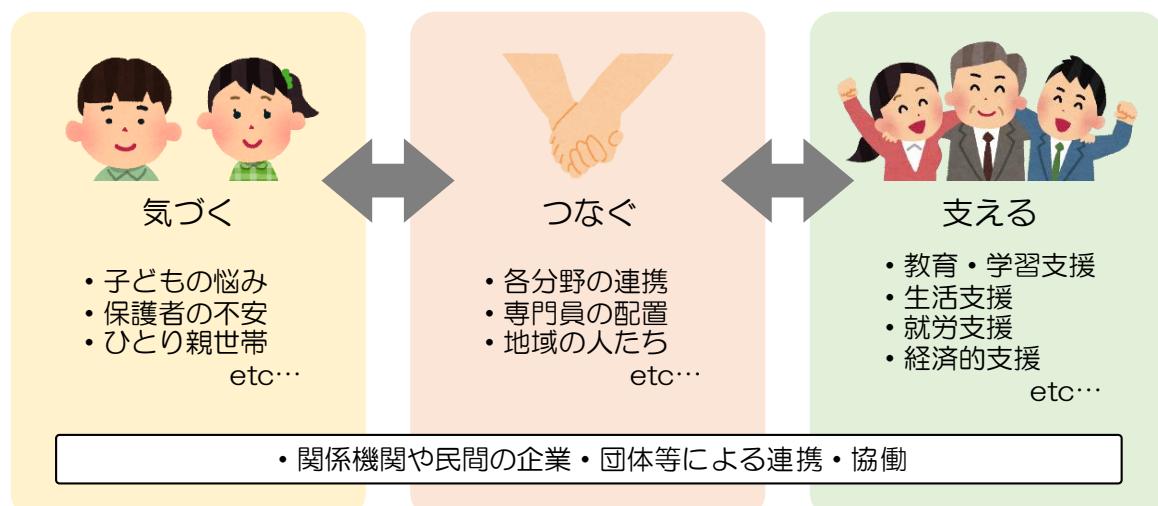
しかし、一般的に子どもの貧困の実態は外からは見えにくく、捉えづらいと言われており、本市においても様々な悩みを抱える子どもや、相談相手がないことなどから問題を抱え込んでしまう保護者が多いことがわかっています。

このような課題を解決していくためには、子どもの生活や心身の状況の変化、貧困の背景にある問題などに「気づく」視点、貧困状態にある家庭を適切な保護・支援に「つなぐ」視点、貧困の連鎖を断ち切るために子どもや保護者を「支える」視点が不可欠です。

また、子どもの貧困問題は、複雑に問題が絡み合っており、一つの機関だけでは対応できないことが多いことから、すべての子どもが安心して成長し、自立していくよう、子どもの支援に係る関係機関等が連携・協働し、切れ目なく、子どもの自立に向けた継続的かつ包括的な支援を行っていく必要があります。

そのため、本市では、このような視点に留意して、子どもの貧困対策を推進します。

■子どもの貧困対策を推進する視点



気づく

子どもの生活や心身の状況の変化、貧困の背景にある問題などに
「気づく」 視点を大切にします

- ①全世帯を対象として把握する
- ②相談時に把握する
- ③事業利用時に把握する
- ④地域で把握する



つなぐ

貧困状態にある家庭を適切な保護・支援に
「つなぐ」 視点を大切にします

- ①情報の共有
- ②相談窓口の充実
- ③気づきから支援へつなぐ仕組みづくり



支える

貧困の連鎖を断ち切るために、子どもや保護者を
「支える」 視点を大切にします

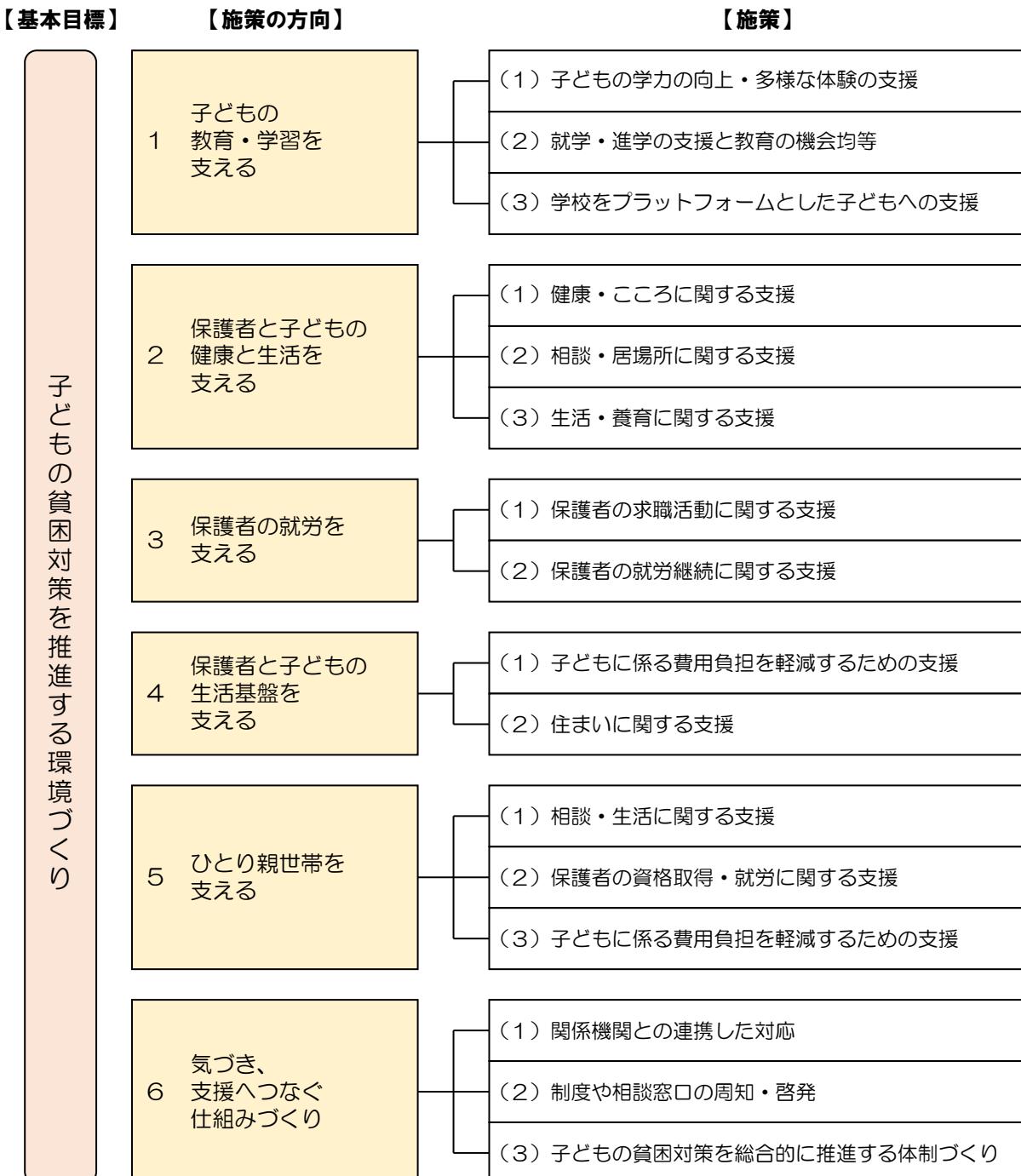
- ①子どもの教育・学習を支える
- ②保護者と子どもの健康と生活を支える
- ③保護者の就労を支える
- ④保護者と子どもの生活基盤を支える
- ⑤ひとり親世帯を支える



これら3つの視点に基づき、各種事業を総合的に実施することで、子どもの貧困対策を効果的に推進していきます。

4 施策展開

本市の子どもの貧困に関する課題の解決に向けては、「子どもの貧困に関する久喜市の現状と課題」及び「子どもの貧困対策を推進する視点」を踏まえ、以下の6つの施策の方向を定め、各施策を計画的に推進していきます。



基本目標6 子どもの貧困対策を推進する環境づくり

施策の方向1 子どもの教育・学習を支える

- 家庭環境や経済状況に左右されることなく、子どもの学力が保障されるよう、学校教育の充実を図るとともに、学習に意欲的に取り組める環境づくりを推進します。
- 子どもの教育の機会均等を図るため、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。
- 学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置づけ、地域、教育委員会、福祉関連部署と連携し、困難を抱えた子どもを支援します。

(1) 子どもの学力の向上・多様な体験の支援

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
1	放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に小学校の校庭・体育館・余裕教室等を活用し、子どもたちに勉強やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	気づく つなぐ 支える
	生涯学習課		
2	中学生学力アップ教育推進事業	学習習慣が身についていない中学生へ学習機会を提供することにより、学習習慣と学力の定着を図ります。	気づく つなぐ 支える
	指導課		
3	生活困窮の子どもに対する学習支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生を対象とした学習教室を実施し、学習支援及び自立した生活を支援します。	気づく つなぐ 支える
	生活支援課		
4	食育の推進	保育所や学校給食を通して、子どもたちの健康な心身と良い食生活を形成するとともに、望ましい食生活の知識の普及・啓発をするため、予定献立表や給食だよりを小・中学校の全家庭に配布します。	気づく つなぐ 支える
	保育課、学校給食課		
5	児童館運営事業	地域の児童に健全な遊び場の提供や多様な事業を実施することで、心身ともに豊かで健康な子どもたちの育成を目指します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
6	青少年健全育成事業	青少年の健全育成を促進するとともに、団体の青少年育成活動を支援し、子どもたちが多様な体験を得る環境づくりを推進します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
7	体験学習の充実	「埼玉の子ども70万人体験活動」を通して、勤労生産体験、社会奉仕体験、交流体験等を経験し、豊かな心を育みます。各小中学校においても、総合的な学習時間の充実を図ります。	気づく つなぐ 支える
	指導課		
8	日本語指導事業	小・中学校に在籍する外国籍児童生徒等の日本語指導を行い、子どもの日常生活に支障のない程度に日本語を理解できるよう支援します。	気づく つなぐ 支える
	指導課		

(2) 就学・進学の支援と教育の機会均等

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
9	要・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費・修学旅行費・校外活動費等の一部を援助します。	気づく つなぐ 支える
	学務課		
10	学校給食費補助事業	児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、児童生徒を3人以上養育する保護者に対し、学校給食費の補助金を交付します。	気づく つなぐ 支える
	学校給食課		
11	入学準備金・奨学金貸付事業	進学の意欲を有する方で経済的な理由により修学困難な生徒に、等しく教育を受ける機会を与えることを目的に、無利子での入学準備金・奨学金の貸付を実施します。	気づく つなぐ 支える
	学務課		

(3) 学校をプラットフォームとした子どもへの支援

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
12	コミュニティスクール事業	各学校で学校運営協議会を運営し、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進します。	気づく つなぐ 支える
	指導課		
13	教育相談事業	小中学校に教育相談室を設置し、教育相談員が児童・生徒及び保護者の相談に応じることにより、悩みの解消を図ります。	気づく つなぐ 支える
	指導課		
14	適応指導教室事業	不登校傾向の児童・生徒に対し、適応指導教室において学習支援や教育相談を行うことにより、学校生活への適応を図ります。	気づく つなぐ 支える
	指導課		
15	スクールカウンセラー	いじめの早期発見、不登校児童・生徒の心の相談にあたり、児童・生徒及び保護者の悩みの解決を図ります。	気づく つなぐ 支える
	指導課		
16	スクールソーシャルワーカー	子どもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら問題を抱えている児童・生徒及び保護者に支援を行い、問題の解決を図ります。	気づく つなぐ 支える
	指導課		

施策の方向2 保護者と子どもの健康と生活を支える

- 保護者が心身ともに健康に過ごせるよう支援するとともに、家庭訪問や健診等の機会を通じて、支援が必要な保護者や子どもの早期発見に努め、支援につなげます。
- 子育てをする保護者が孤立しないよう、子どもの年齢に応じて、安心して過ごし相談できる居場所づくりを推進するとともに、支援が必要な保護者や子どもの発見に努め、支援につなげます。
- 保護者の子育てを支援するとともに、養育に支援が必要な家庭の発見及び情報共有を図り、必要な支援を行います。

(1) 健康・こころに関する支援

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
17	乳幼児健康診査事業 中央保健センター	乳幼児の発育発達の確認及び異常の早期発見を行い、乳幼児の健全育成に役立てるとともに、適切な保健指導を行い、保護者の不安軽減を図ります。	気づく つなぐ 支える
	乳幼児相談・教室事業 中央保健センター	各種相談・教室事業の実施により、乳幼児の発育発達を促し、保護者へ必要な知識の普及と不安の軽減を図ります。	気づく つなぐ 支える
19	母子訪問指導事業 中央保健センター	妊娠婦・新生児・乳幼児及びその保護者を対象に、助産師・保健師等が訪問し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及、情報の提供及び保健指導を行います。	気づく つなぐ 支える
	産後ケア事業 中央保健センター	産後、家族等から十分な支援を受けられない母子を対象に、産科医療機関への宿泊や通所により、母親の心身のケアや育児指導・相談等を行います。	気づく つなぐ 支える
21	こころの健康相談 中央保健センター	精神保健福祉士が個別に相談に応じ、保護者のこころの健康に対する不安を軽減します。	気づく つなぐ 支える
	思春期保健相談 中央保健センター、指導課	学童期・思春期における心の問題について相談に応じ、子どもの心身のケアを行います。	気づく つなぐ 支える

(2) 相談・居場所に関する支援

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
23	児童家庭相談 子ども未来課	保護者等からの児童に関する様々な問題や、家庭の相談等について、助言及び指導を行い、児童の健全育成及び児童の権利保護、児童福祉の向上を図ります。	気づく つなぐ 支える
	人権相談・女性相談及び女性の悩み相談 人権推進課	日常生活における様々な悩み事や困り事について、相談に応じることにより、相談者の悩みの解消を図ります。	気づく つなぐ 支える

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
25	生活困窮者自立相談支援相談	生活困窮者が抱える課題を包括的に支援し、自立の促進を図ります。	気づく つなぐ 支える
	生活支援課		
26	子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	気づく つなぐ 支える
	中央保健センター		
27	保育所、幼稚園における育児相談	保育園、幼稚園において、子育てについての相談に応じ、情報提供や助言等、子育て家庭の育児を支援します。	気づく つなぐ 支える
	保育課、学務課		
28	つどいの広場	子育て中の親子が気軽に立ち寄り、子どもたちが安全に楽しく遊びながら健全に成長できる場を提供するとともに、子育てについての相談に応じ、情報提供や助言等、子育て家庭の育児を支援します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
29	地域子育て支援センター	子育て中の親子が気軽に立ち寄り、子どもたちが安全に楽しく遊びながら健全に成長できる場を提供するとともに、子育てについての相談に応じ、情報提供や助言等、子育て家庭の育児を支援します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
30	家庭児童相談室	家庭児童相談員が、保護者の子育ての悩みや児童の発達、家族関係などの相談に応じ、必要な助言や支援を行います。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
31	児童館運営事業	地域の児童に健全な遊び場の提供や保護者の子育てなどの相談に応じることで、心身ともに豊かで健康な子どもたちの育成を目指します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
32	放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により保育を必要とする小学校就学児童に対し、放課後に適切な遊び場及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	気づく つなぐ 支える
	保育課		
33	子ども食堂運営団体への支援	子ども食堂を開設したい方及び既に開設している方に対し、関連施策や支援制度、活用できる助成金の情報提供や運営に関する助言等を行うことにより、子ども食堂の運営を支援し、子どもの居場所づくりを促進します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
34	子育て相談窓口の周知	保護者が相談できる窓口を、広報紙やホームページへの掲載、子育てガイドブック等の活用により周知します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		

(3) 生活・養育に関する支援

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
35	子育て支援情報の発信	子育て支援情報のメール配信サービスや、子育てガイドブック、ホームページにおけるママフレの活用により、子育て支援情報を発信し、子育て家庭の育児を支援します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
36	子育て支援ホームヘルパー派遣事業	出産直後（退院後3か月以内）の母親のいる家庭で、家族等から家事援助が受けられない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣することにより、子育てを支援します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
37	ファミリー・サポート・センター事業	育児に関する相互援助活動を支援し、子どもの預かりや施設等への送迎など、子育てしやすい環境を整備することにより、地域の子育て支援を行います。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
38	子どものショートステイ事業	保護者の疾病等の理由により家庭において一時的に養育することが困難となった児童を保護します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
39	一時預かり事業	保護者の就労や疾病、育児疲れ解消等の理由により、一時的に家庭で保育することが困難な児童の保育を行います。	気づく つなぐ 支える
	保育課		
40	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭を保健師、助産師、ホームヘルパー等が訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行います。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課、中央保健センター		
41	要保護児童等への支援	虐待の被害を受けた子どもの早期発見と早期対応を行うとともに、要保護児童等の家庭に対して継続的な関わりと見守りを行い、適切な養育環境の確保に努めます。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
42	生活保護受給世帯への自立支援	生活保護受給世帯に対し、ケースワーカーによる計画的な訪問を行い、世帯の状況に応じた助言及び必要な制度に繋ぐことにより、自立を支援します。	気づく つなぐ 支える
	生活支援課		
43	外国籍市民支援事業	日本における滞在年数が3年未満の日本語が話せない外国籍市民に対し、日本語を勉強する機会と日常生活に必要な情報をお伝えします。	気づく つなぐ 支える
	市民生活課		

施策の方向3 保護者の就労を支える

- 生活困難な世帯の就労による自立を図るため、保護者の求職活動を支援します。
- 保護者が安心して仕事を継続できるよう、保育環境の整備を図ります。

(1) 保護者の求職活動に関する支援

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
44	雇用対策事業	子育て世帯の就業機会の拡充を図るため、内職相談等を実施するとともに、久喜市ふるさとハローワークにて、職業相談や職業紹介サービス等の場を提供します。	気づく つなぐ 支える
	久喜ブランド推進課		
45	女性の再就職支援事業	女性の再就職支援を支援する講座情報や With you さいたま等で開催される事業等について周知を図り、再就職を希望する女性を支援します。	気づく つなぐ 支える
	人権推進課		
46	生活困窮者就労支援	就労支援員が生活保護受給者の就職活動を支援することにより、自立の助長を図ります。	気づく つなぐ 支える
	生活支援課		

(2) 保護者の就労継続に関する支援

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
47	保育所運営・委託事業	保護者の就労・疾病等により、保育することが困難な就学前の児童を、保護者に代わって保育又は私立保育所に保育を委託することにより、子育て家庭を支援します。	気づく つなぐ 支える
	保育課		
48	休日保育事業	日曜・祝日に、保護者の就労等の理由により、家庭において十分保育できない児童を保護者にかわって保育所において保育し、児童の心身の健全な発達を図ります。	気づく つなぐ 支える
	保育課		
49	病児・病後児保育事業	乳幼児及び児童が病気中又は回復期にあって、集団保育や家庭保育が困難な場合、一時的に預かる病児・病後児保育を行い、保護者の子育て、就労等の支援を図ります。	気づく つなぐ 支える
	保育課		
50	放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により保育を必要とする小学校就学児童に対し、放課後に適切な遊び場及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	気づく つなぐ 支える
	保育課		
51	ファミリー・サポート・センター事業	育児に関する相互援助を支援し、仕事と育児を両立できる環境を整備することにより、地域の子育て支援を行います。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		

施策の方向4 保護者と子どもの生活基盤を支える

○家庭の生活状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等にかかる費用に対する助成や減免等の経済的支援の充実により、安定した生活基盤の確保を図ります。

○生活困難な子育て世帯が安心して生活できるよう、居住の安定を支援します。

(1) 子どもに係る費用負担を軽減するための支援

※施策の方向1「教育・学習支援」、施策の方向5「ひとり親世帯への支援」を除く

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
52	生活保護事業	生活に困窮する市民あるいは市内に現在地を有する者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ります。	気づくつなぐ支える
	生活支援課		
53	多子世帯保育料軽減事業	認可保育所、認定こども園、小規模保育事業を利用している第3子以降の乳幼児（0～2歳児）の保育料を軽減し、多子世帯の子育てを支援します。	気づくつなぐ支える
	保育課		
54	子どものための教育・保育給付事業	特定教育・保育を児童に提供する保育施設等に対して、国の公定価格に基づき給付を行います。	気づくつなぐ支える
	保育課		
55	実費徴収に係る補足給付事業	生活困窮世帯の子どもの保育に必要な物品の購入に要する費用を補助することにより、子どもの健やかな成長を支援します。	気づくつなぐ支える
	保育課		
56	放課後児童クラブ利用者保育料助成金	生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり親家庭等医療費の受給世帯を対象に、支払った保育料の全部又は一部を助成します。	気づくつなぐ支える
	保育課		
57	児童手当給付事業	児童を養育している者に児童手当を支給することで、生活の安定を図り、児童の健やかな成長を支援します。	気づくつなぐ支える
	子ども未来課		
58	子ども医療費支給事業	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにすることで、子どもの健康の向上と福祉の増進を図ります。	気づくつなぐ支える
	子ども未来課		

(2) 住まいに関する支援

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
59	生活困窮者住居確保給付金	離職などにより住居を失った方、または失う恐れが高い方に、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	気づくつなぐ支える
	生活支援課		
60	市営住宅の計画的な維持管理	低廉な家賃で賃貸する市営住宅を計画的な維持することにより、困窮している子育て世帯の居住の安定を図ります。	気づくつなぐ支える
	都市整備課		

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
61	子育て世帯向けの公的賃貸住宅情報等の周知	子育て世帯向け県営住宅、UR 都市機構（独立行政法人都市再生機構）が実施する家賃減額制度等の周知に努めます。	気づく つなぐ 支える
	都市整備課		

施策の方向5 ひとり親世帯を支える

- ひとり親家庭が必要とする支援を利用できるよう、各種制度を適切に情報提供します。
- 就労に有利な資格や技能を取得し、安定した収入につなげるため、資格取得・就労に関する費用を助成し、ひとり親家庭の生活基盤が整うよう支援します。
- 各種手当の支給や助成制度等により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。

(1) 相談・生活に関する支援

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
62	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介、制度の周知を図り、ひとり親家庭の自立を促進します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
63	法律相談	離婚や子供の養育費等、日常生活を営むうえでの様々な法律的問題に対して弁護士による専門的相談を実施し、課題の解決を支援します。	気づく つなぐ 支える
	市民生活課		
64	母子生活支援施設入所事業	児童を養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性を、施設で保護するとともに、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		

(2) 保護者の資格取得・就労に関する支援

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
65	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に結びつきやすい知識・技能を身に付けるため、雇用保険法で定める教育訓練等を受講し、修了した場合に受講費用の一部を支給し、主体的な能力開発を支援します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
66	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士などの資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金等を支給して修業を容易にし、ひとり親家庭の自立を支援します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
67	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者などが実施する対策講座を受講した場合に、受講経費の一部を支給します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		

(3) 子どもに係る費用負担を軽減するための支援

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
68	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等が必要とする医療を容易に受けられるようにすることで、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
69	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭に児童扶養手当を支給することで、母子家庭及び父子家庭等における生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
70	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦の経済的な自立や、扶養している子どもの福祉増進のため、資金の貸付を行い、自立の促進を図ります。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
71	JR 通勤通学定期乗車券の割引	児童扶養手当を受給している方およびその子どもが JR で通勤・通学している場合に、定期乗車券を3割引で購入できるよう支援します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		
72	寡婦（夫）控除のみなし適用	婚姻によらずにひとり親となった方（税法上の寡婦（夫）控除の対象外の方）に対して、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、保育料を算定します。	気づく つなぐ 支える
	保育課		

施策の方向6 気づき、支援へつなぐ仕組みづくり

- 各分野が連携し、養育に支援が必要な家庭の発見及び情報共有を図り、困難な状況にある子どもや家庭を支援する体制を整えます。
- 制度や相談窓口の一層の周知を図り、生活困窮世帯が適切に制度につながるよう環境づくりに努めます。
- 市役所関係部署が横断的に連携し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

(1) 関係機関との連携した対応

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
73	スクールソーシャルワーカーとの連携	子どもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら問題を抱えている児童・生徒及び保護者に支援を行い、問題の解決を図ります。	気づく つなぐ 支える
	指導課		
74	要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携	担当者が児童相談所等関係機関と情報を共有し、共通理解を図りながら、要保護児童の支援方針を決定し、連携・協力しながら、適切な養育環境の確保に努めます。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
75	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	地域社会の福祉増進に努める民生委員・児童委員及び主任児童委員と連携し、気になる家庭や困っている家庭を早期に発見し、福祉制度や地域における見守り等の支援につなげます。	気づく つなぐ 支える
	社会福祉課		
76	妊娠婦・乳幼児に関わる関係機関との連携	妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に対し、関係機関と情報共有し、連携しながら対応することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	気づく つなぐ 支える
	中央保健センター (子育て世代包括支援センター)		
77	生活困窮者自立相談支援事業との連携	生活困窮者が抱える課題を包括的に把握し、必要とする支援や関係機関に繋げることで、自立の促進を図ります。	気づく つなぐ 支える
	生活支援課		

(2) 制度や相談窓口の周知・啓発

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
78	気づき・つながるガイドブックの活用	生活困窮者が確実に必要とする制度につながるよう、また、支援者が支援する際の資料として活用するため、生活困窮者が利用できる事業や制度、相談窓口等についてまとめた冊子を作成します。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		

(3) 子どもの貧困対策を総合的に推進する体制づくり

No.	事業名／担当課	事業内容	視点
79	子ども・子育て支援庁内推進会議	府内の関係部署で構成する会議において、子育て支援の取り組みや貧困対策等について検討及び情報共有を行い、本市における子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に取り組みます。	気づく つなぐ 支える
	子ども未来課		

第7章 計画の推進体制

1 進捗状況の点検・公表

計画を着実に推進するためには、計画を立案（P l a n）し、実践（D o）するだけでなく、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（C h e c k）し、改善（A c t）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（P D C A サイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理にあたっては、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「久喜市児童福祉審議会」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価を行うとともに、審議結果を市ホームページを通じて公表します。

■ P D C A サイクルの概念図



資料編

(作成中)

(奥付)

第2期久喜市子ども・子育て支援事業計画

発行・編集：久喜市 健康・子ども未来部 子ども未来課

発行年月日：令和2年3月（予定）

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85-3

電話：0480-22-1111（代表） FAX：0480-22-3319

ホームページ：<https://www.city.kuki.lg.jp/>